第三期

武蔵野市学校教育計画

(案)

令和2(2020)年度~令和6(2024)年度

令和 年 月

第三期武蔵野市学校教育計画(仮称)策定委員会

目次

第1章	計画の位置付け	3
1 計	画策定の背景・趣旨	5
(1)	計画策定の背景・趣旨	5
(2)	「第三期武蔵野市学校教育計画」の位置付け	5
(3)	計画期間	6
第2章	現状と課題	7
1 3	の間の教育に関わる様々な動き	
(1)	第3期教育振興基本計画の策定	
(2)	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定	
(3)	教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画の策定	
(4)	「次世代の学校・地域」創生プラン	
(5)	地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正	10
(6)	子どもの貧困対策の推進に関する取組	11
(7)	児童福祉法等及び児童虐待防止法の改正	11
(8)	東京都教育ビジョン(第 4 次)の策定	12
(9)	東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画	12
(10)	武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱	12
(11)	武蔵野市第六期長期計画の策定	13
2 学	習指導要領の改訂	15
(1)	学習指導要領改訂の基本的な考え方	15
(2)	各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進	16
(3)	育成を目指す資質・能力の明確化	16
(4)	資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」	17
(5)	子どもたちの発達の支援、家庭や地域との連携・協働	18
3 前	計画の取組状況	
(1)	第二期学校教育計画の取組状況	
	状と課題	
(1)	児童・生徒	
(2)	家庭	
(3)	学校関係団体等	
(4)	教職員	
(5)	学校施設	
5 第2	二期計画を振り返って	43

第	31	争	第三期学校教育計画の基本理念と施策	45
	1	基本	理念	48
	2	施策	の基本的な考え方	48
	3	施策	と主要な取組	51
	施策	1	言語能力の育成	51
	施策	2	情報活用能力の育成	53
	施策	3	市民性に関わる資質・能力の育成	57
	施策	4	多様な人々が共に生きる社会の担い手としての資質・能力の育成	60
	施策	5	一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	63
	施策		健康で安全な生活の実現	
	施策	7	学校に好循環を生み出す取組の充実	73
	施策	8	学校がプラットフォームとなる地域との協働体制の構築	77
	施策	9	未来を見据えた学校の整備	80
	4		の推進	
	(1)	進捗状況の管理	85
-	+. 3	소 네시		o =
1	污了	利		3/
	資料	1	第三期武蔵野市学校教育計画(仮称)策定委員会設置要綱	89
	資料		策定委員名簿	
	資料		これまでの検討状況	
	資料	_	中間のまとめに対するパブリックコメント概要と取扱い一覧	
	資料		平成 30 年度武蔵野市子ども生活実態調査 概要版	
	資料		平成 30 年度武蔵野市教員アンケート調査 概要版	
	資料		用語集1	
	只们	,	/!!!!!	

※本文中、算用数字と漢数字が混在していたり、「子ども」「子供」等統一されていないのは、 法律や計画の名称の表記に従って記載したことによるものです。

第1章 計画の位置付け



1 計画策定の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景・趣旨

情報化社会の急激な進展は、私たちの生活を大きく変えようとしています。AI(人工知能) や IoT (Internet of Things) といった ICT の発達により、生活の利便性は向上し、労働の軽減が図られる一方、定型的な業務はそれらにとって代わり、人の働き方は大きく変わるといわれています。

また、長寿命化により人生 100 年時代といわれるようになり、これまでとは異なる人生設計が必要になるといわれています。

ますます加速する少子・高齢化、就業・就労状況の変化、国際競争力の低下、子どもの貧困や社会的経済格差の拡大など多くの課題が山積みするなか、私たちは、子どもたちに未来 を切り拓いて生き抜く力を育んでいかなければなりません。

このような状況の中で、国では、第3期教育振興基本計画の策定(平成30年6月)、小中学校学習指導要領の改訂(平成29年)、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画の策定(平成30年)、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定(平成28年)などの動きがありました。

東京都においては、第4次東京都教育ビジョンの策定(平成31年)、東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画の策定(平成29年)により、時代に対応した学校教育の方向性を打ち出しています。

子どもたちに今求められるのは、知識・技能の習得に加え、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性、そして、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力といわれています。

本市教育委員会では、社会情勢の変化や第3期教育振興基本計画等の趣旨を踏まえながら、 本市における教育の現状と課題を整理するとともに、目指す方向性を明らかにするため、「第 三期武蔵野市学校教育計画」を策定しました。今後、本市の子どもたちが、自ら人生を切り 拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となれるよう、学校教育の充実を図ります。

(2) 「第三期武蔵野市学校教育計画」の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に定める「教育の振興のための施策に関する基本的

な計画」の一部として、本市教育委員会が目指すべき学校教育の基本的方向性を示したものです。

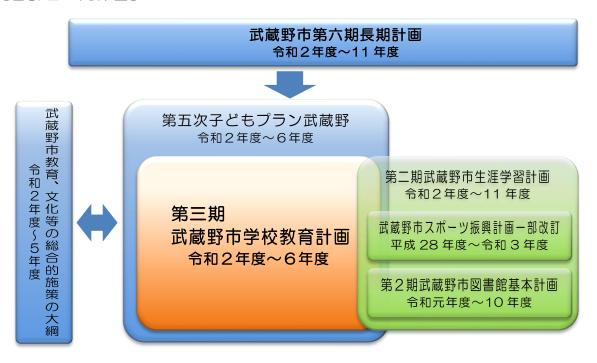
本市の最上位計画である武蔵野市第六期長期計画(令和2年度~11 年度)の目指すべき 方向性を踏まえると共に、第五次子どもプラン武蔵野(第六期長期計画の分野別実施計画で あり、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画)の一部にも、その内容 を反映させています。

また、平成27年4月に設置した武蔵野市総合教育会議では、市の教育施策を総合的な見地から推進することを目的として、「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱」を4年ごとに策定しています。市長と教育委員会とが、市の教育施策について協議・調整を尽くすことが求められている事業を記載しています。

さらに、個別計画である、第二期武蔵野市生涯学習計画、武蔵野市スポーツ振興計画一部 改訂、第2期武蔵野市図書館基本計画との整合性も図りながら策定しました。

なお、本計画については、国や東京都の教育施策の動向などを踏まえ、令和6年度までに 見直しを行い、令和7年度に改定する予定です。

【各計画の関係図】



(3) 計画期間

本計画は、令和2年度を初年度とする令和6年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 現状と課題

1 この間の教育に関わる様々な動き

(1) 第3期教育振興基本計画の策定

第3期教育振興基本計画(以下、「第3期計画」という。)は、教育基本法第17条第1項に基づき政府が平成30年6月に閣議決定した教育の振興に関する総合計画で、計画期間は、平成30年度から令和4年度の5年間です。

第3期計画では、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示しています。

人生 100 年時代や超スマート社会(Society 5.0)*の到来に向け、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育政策の中心課題に据えて取り組む必要があるとした上で、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」「生涯学び、活躍できる環境を整える」「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」「教育施策推進のための基盤を整備する」という五つの今後の教育政策に関する基本的な方針と、計画期間における教育政策の目標と施策群を示しています。

(2) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

平成 28 年 12 月、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進することを目的に、制定されました。教育機会確保法とも呼ばれるものです。

不登校の児童生徒が通いやすい民間のフリー・スクール*や公立の教育支援センター、特別な教育課程をもつ不登校特例校*など、学校以外の教育機会を確保する施策を国と自治体の責務とし、必要な財政上の措置に努めるよう求めるものです。

(3) 教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画の策定

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習

活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的に ICT を活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画(2018~2022 年度)」を策定しました。

平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備目標の水準として、学習者用コンピュータを 3 クラスに 1 クラス分程度整備、指導者用コンピュータ授業を担任する教師に 1 人 1 台、大型提示装置・実物投影機 100%整備、超高速インターネット及び無線 LAN 100%整備、ICT 支援員を 4 校に 1 人配置などを掲げています。

さらに、令和2年6月には、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」をまとめ、新時代に求められる教育のあり方や、教育現場でICT環境を基盤とした先進技術や教育ビッグデータを活用する意義及び課題の整理を行い、今後の取組方策を取りまとめるなど、世界最先端のICT教育環境の実現に向けた方向性を示しています。

(4) 「次世代の学校・地域」創生プラン

平成 28 年 1 月、文部科学省は、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため、学校と地域が一体となって地域創生に取り組めるよう、中央教育審議会の 3 つの答申の内容の具体化を強力に推進するべく、「次世代の学校・地域」創生プランを策定しました。

- ①「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の 推進方策について」
- ②「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
- ③「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について~学び合い、高め合う教員養 成コミュニティの構築に向けて~」

これらを進めることにより、地域と学校の連携・協働に向けた改革、学校の組織運営改革及び 教員制度の一体改革を進めていくものです。

(5) 地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正

平成 29 年 3 月に社会教育法が改正されました。そのなかで、地域学校協働活動を実施する教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、地域学校協働活動に関し地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う地域学校協働活動推進員の委嘱に関する規定の整備が行われました。

文部科学省から同年4月には、各教育委員会がそれぞれの地域や学校の特色を生かしつつ、 円滑かつ効果的に地域学校協働活動を推進していくことができるよう、「地域学校協働活動の 推進に向けたガイドライン」が示されました。そこでは、地域学校協働本部の整備、地域学校 協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供などについて示すこと により、それぞれの地域や学校の特色や実情に応じた地域学校協働活動の展開を求めています。

(6) 子どもの貧困対策の推進に関する取組

平成 25 年 6 月、「子どもの貧困対策<mark>の推進</mark>に関する法律」が制定され、翌年の 8 月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

大綱では、子どもの貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率、スクールソーシャルワーカー*の配置人数、スクールカウンセラー*の配置率、就学援助*制度に関する周知状況など 25 の指標を設定しています。

また、それらの指標の改善に向けては、(1)教育の支援、(2)生活の支援、(3)保護者に対する就労の支援、(4)経済的支援、(5)子供の貧困に関する調査研究等、(6)施策の推進体制等といった事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げています。

なお、「子どもの貧困対策<mark>の推進</mark>に関する法律」については、令和元年6月に改正され、基本理念に子どもの最善の利益を優先することなどが明記されるとともに、教育の支援について施策を講じるにあたり、教育の機会均等を図ることが明確化されました。

(7) 児童福祉法等及び児童虐待防止法の改正

平成 29 年 4 月に改正児童福祉法が施行されました(一部は、公布日及び平成 28 年 10 月)。全ての児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有すること、そのことについて、国・地方公共団体の役割・責務が明確化されました。

また、同時期に改正された児童虐待防止法では、しつけを名目とした児童虐待の禁止などが明記されましたが、目黒区(平成 30 年 6 月)や野田市(平成 31 年 1 月)に発生した親の虐待による児童の死亡事件をきっかけに、令和元年 6 月には、親による体罰禁止や児童相談所の介入強化を盛った改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が成立し、令和 2 年 4 月から施行される予定です。

(8) 東京都教育ビジョン(第4次)の策定

東京都教育ビジョンは、教育基本法第 17 条第 2 項に定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として東京都教育委員会が定めているもので、平成 31 年 3 月には第 4 次プランが策定されました。計画期間は令和元年度からの 5 年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性が示されています。

AI など ICT の発展、超高齢社会の到来、在住外国人等の増加、若者の離職率上昇、名目 GDP の陰りと国際競争力の低下といった社会的背景のもと、「子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培っていくこと」、「学校と家庭、地域・社会が相互に連携・協力して、子供を育てていくこと」を基本理念に掲げています。

(9) 東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画

東京都特別支援教育推進計画(第二期)は、共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸長して、社会に参加・貢献できる人間を育成するという基本理念のもと、平成 29 年度に策定された 10 年計画です。

(1)特別支援学校における特別支援教育の充実、(2)小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実、(3)変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、(4)特別支援教育を推進する体制の整備・充実 という4つの方向性をもっています。第一次実施計画は、当面4年間に取り組むべき具体的な施策を掲げたものです。特別支援学校と区市町村教育委員会との連携を強化し、計画的・継続的な支援により、特別支援学級の専門性を向上することなどが示されています。

(10) 武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(以下「法」という。)が平成27年4月に施行となり、法改正の趣旨や教育行政と一般行政との密接な連携の必要性を踏まえ、首長に地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定が義務付けられました。

本市では、教育施策を総合的な見地から推進するため、条例で「総合教育会議」を設置し、 平成27年6月に「武蔵野市教育、文化等の総合的施策の大綱」を策定しました。子育て支援、 学校教育、生涯学習・スポーツ、学術及び文化の振興について、 市長と教育委員会が十分に協 議・調整を尽くすことが求められているものを主として記載しています。

大綱の対象とする期間は4年とし、「重点的な取り組み」は、その期間を見通しつつ、取組

の方向性については、毎年見直しを行っています。

<武蔵野市教育、文化の総合的施策の大綱(令和 2 年度改定)>
総合教育会議を踏まえて記載します。

(11) 武蔵野市第六期長期計画の策定

長期計画は、市の長期計画条例に基づき、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進するための最上位計画です。第六期長期計画は令和2年度を初年度とする10年間を計画期間としています。平成30年7月に策定委員会が設置され、討議要綱(平成31年2月)や計画案(令和元年6月)を公表し、圏域別市民会議、パブリックコメント及び無作為抽出市民ワークショップを経て、令和2年3月には公表される予定です。子ども・教育分野の5つの基本施策のうち、学校教育計画は、「基本施策4子どもの「生きる力」を育む」と「基本施策5教育環境の充実と学校施設の整備」に、その方向性が示されて

います。

<子ども・教育分野>

子どもが基本的人権を持つ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提とする。そのうえで、子ども自身が、一人ひとりかけがえのない存在として認められ、各人の個性を尊重された成長・発達ができるように支援し(略)、(中略)変化の激しい時代の子どもに必要な「生きる力*」を育むことを目的とする。

(中略)子どもの「生きる力」につながるよう、個に応じた自信及び生涯に続く学ぶ意欲 を育むための施策を推進していく。

■基本施策4 子どもの「生きる力」を育む

子どもは、様々な環境と関わり、経験を積み重ねることで、身近な社会生活、生命及び自 然に対する興味が養われ、「生きる力」を身に付ける。

子どもの多様性を尊重するとともに、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課題に気づき、他者と協働しながら課題を解決していく力など、新しい時代に必要となる資質・能力を個に応じた自信と生涯にわたって続く学ぶ意欲を育むことができるよう、多様な施策を推進する。また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じることができるよう、指導及び相談支援体制を充実させる。

■基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備

多様な価値観や家庭環境、地域社会の変化によって、学校をめぐる課題が複雑化・困難化している。教職員の多忙化は著しく、多様化する教育ニーズに応えるためにも、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域が一体となって子どもの成長を支えることができるよう、協働体制をより充実させる。一方、学校施設の老朽化が進み市立小中学校は更新時期を迎えることから、人口動態も踏まえつつ長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

2 学習指導要領の改訂

今の子どもたちが成人して活躍する頃の社会は、厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されています。生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、人工知能の飛躍的な進化など、社会構造や雇用環境は大きく、また、急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。このような中、平成 26 年 11 月に文部科学大臣は、中央教育審議会に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問を行いました。そして、中央教育審議会は「幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成 28 年 12 月) の答申(以下、「平成 28 年 12 月答申」という。)を行いました。

2030年の社会と、更にその先の未来において、一人一人の子どもたちが、自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、よりよい人生とよりよい社会を築いていくために、初等中等教育が果たすべき役割について述べられています。

また、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること、道徳教育や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により豊かな心や健やかな体を育成していくことが示されました。

本答申を受け、学習指導要領が改訂され、小学校では令和 2 年度から、中学校では令和 3 年度から全面実施となります。

なお、平成 26 年 12 月の中央教育審議会答申(「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」)においても、社会で自立的に活動していくために必要な学力の3要素は、知識・技能の確実な習得とそれらを基にした思考力・判断力・表現力、そして、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度であるとされ、それらをバランスよく育むことが必要とされました。

義務教育段階から一貫した理念の下、高等学校教育、大学教育、それらをつなぐ大学入学者 選抜について一体的な改革が始まっています(高大接続改革)。

(1) 学習指導要領改訂の基本的な考え方

今回の学習指導要領の改訂では、基本的な考え方として、学校を変化する社会の中に位置付け、学校教育の中核となる教育課程について、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように

学び、どのような資質・能力<mark>の育成を目指すのか</mark>を明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」を目指すべき理念として位置付けています。

学習指導要領には、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、子どもたちの多様で質の高い学びを引き出すことができるよう、子どもたち<mark>に育成する</mark>資質・能力や学ぶ内容など、学校教育における学習の全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」としての役割があります。

「学びの地図」としての枠組みとして、

- ①「何ができるようになるか(育成を目指す資質・能力)」
- ②「何を学ぶか(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)」
- ③「どのように学ぶか(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)」
- ④「子ども一人一人の発達をどのように支援するか(子どもの発達を踏まえた指導)」
- ⑤「何が身に付いたか(学習評価の充実)」
- ⑥「実施するために何が必要か(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)」 と整理され、新しい学習指導要領の章立てとして組み替えられました。

(2) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子どもたちに資質・能力を育んでいくため、上述の①~⑥に関わる事項を各学校が組み立て、家庭・地域と連携・協働しながら実施し、目の前の子どもたちの姿を踏まえながら不断の見直しを図るため、教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現も求められています。

「カリキュラム・マネジメント」は、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科 横断的な視点で組み立てること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保しその改善を図っていくことなどを通し て、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことです。

(3) 育成を目指す資質・能力の明確化

平成 28 年 12 月答申において、「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を

ア「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」

- イ「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)」
- ウ「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」

の3つの柱に整理され、各教科等の目標や内容についても、この3つの柱に基づく再整理を図るよう提言がありました。

これを受け、新学習指導要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むために「何を学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容が「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理されました。

(4) 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」

今回の改訂では、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していく、「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善(アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善)」を推進することが求められています。

これを受け、今後、市立学校の授業は、「一つ一つの知識がつながり、『わかった』『おもしろい』と思える授業」「見通しをもって、粘り強く取り組む力が身に付く授業」「周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業」「自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業」等に変わっていきます。

このような「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業改善」をとおして、学校教育における質の高い学びを実現し、子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を育成し、学校で学んでいる間だけでなく、生涯にわたって自ら学び続けられるようになることを目指しています。

また、「深い学び」の鍵として、「見方・考え方」を働かせることが重要になります。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という教科等ならではの物事を捉える視点や考え方です。「見方・考え方」は、各教科を学ぶ本質的な意義の中核をなすもので、教科等の学習と社会をつなぐものなのです。子どもたちが学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ先生方の専門性が発揮されます。

さらに、汎用的な能力の育成を重視する世界的な潮流を踏まえつつ、学習指導要領では、例 えば国語力や数学力など教科等の枠組みを踏まえ社会の中で活用できる力、例えば言語能力や 情報活用能力などの教科等を超えた全ての学習の基盤として育まれ活用される力、例えば安全で安心な社会づくりのために必要な力や自然環境の有限性の中で持続可能な社会をつくる力等のように今後の社会の在り方を踏まえて、現代的な諸課題に対応できるようになるために必要な力を子どもたち一人一人に育んでいくことも重要とされました。

(5) 子どもたちの発達の支援、家庭や地域との連携・協働

新学習指導要領では、子ども一人一人の発達を支える視点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実や、障害のある子どもたちや海外から帰国した子ども、日本語の習得に困難のある子ども、不登校の子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもへの指導についても示されました。

また、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立ち、家庭の役割や責任を明確にしつつ、地域と連携・協働して、それぞれが主体的に、一体となって子どもたちを育むことが大切であるとも示されています。

3 前計画の取組状況

(1) 第二期学校教育計画の取組状況

第二期学校教育計画(平成27年度~)で掲げた各施策の取組状況は下記のとおりです。

	施策	概要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
1	基礎的の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	①国及び東京都が実施している学力 調査の結果を分析し、子どもたちの学 習の状況や指導上の課題を踏まえた 指導の充実を図る。 ②体験的な学習や問題解決的な学習、 学習意欲の向上等、授業の工夫・改善 を図る。学習指導員を活用し、指導方 法の工夫・改善を推進する。 ③放課後や土曜日等を活用した学習 支援教室の実施により、個に応じた指 導の一層の充実を図る。	①国や都の学力調査や日々の学習の状況等を分析し、全校で「授業改善推進プラン」を作成した。 ②学習指導員等を配置し、算数・数学、英語を中心に習熟度別少人数指導の充実を図った。 ③学習指導員を活用し、放課後や土曜日、夏季休業中の学習支援教室を実施した。 ④各年度、教育課題研究開発校及び教育研究奨励校を指定し、研究を進めるとともに研究成果を共有した。
		④教育研究校を指定し、研究成果を共 有する。	①②③教員に対し、指導主事や市教育アドバイザー*が基礎・基本の定着や思考力、判断力、表現力等を高める指導の工夫・改善に向けた指導・助言を行った。
2	言語活動の充 実	①言語活動を充実し、子どもたちの言 語能力を高めるよう工夫する。校内の	①教育課題研究開発校及び東京都言語能 力向上拠点校が言語活動に関する研究発

	施策	概要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
		言語環境を整備し、豊かな言語感覚の 育成を図る。 ②子どもたちの発達の段階に応じて、 言語活動を各教科等の指導計画に位 置付けるとともに、考察や自分の考 え、意見を分かりやすく伝える能力等 の育成を図るための指導の充実に努 める。	表を行い、研究成果を共有した。 ②教育研究奨励校が、「主体的に表現する 児童の育成」等をテーマに国語の研究発 表を行い、研究成果を共有した。 ①②指導課訪問や研修を通じて、指導主 事や教育アドバイザーが言語活動の活性 化を図る学習場面について指導・助言を 行った。
3	理数教育の充実	①理科教育推進教員や理科指導員を有効活用し、観察・実験など理科の授業の充実を図り、子どもたちの科学的な見方や考え方を育てる。②生涯学習事業の土曜学校*事業(サイエンスクラブ【理科】・ピタゴエンスクラブ【9数】)やサイエンスタ等に、学校が関わるなど、理数には、学校が関わるなど、理数はする興味・関心を高める活動を推進する。	①小学校に、理科教育推進教員や理科指導員を配置し、観察・実験など理科の授業の充実を図った。 ①東京都小学生科学展に市代表として1点を選出したほか、その他の作品を市教育委員会として表彰した。 ①武蔵野市立小中学校教育研究会(以下「武教研」という。)小学校理科実技研修を8月に実施し、教員の授業力の向上を図った。 ②生涯学習スポーツ課が所管するサイエンスフェスタ*に武教研小学校理科部の生徒が協力した。 教員や中学校理科部の生徒が協力した。
4	読書活動の充実	①子どもたちの豊かな感性や情操を育み、知的好奇心や創造力・表現力を育てるため、朝読書や読書週間などの取組を一層推進する。 ②各学校に配置された学校図書館サポーターや学校図書館システムもし、子どもたちが読書に親しんだり、進んで調べ学習をしたりできる読書の動機付け指導や調べ学習資料の一括貸し出しの活用など、市立図書館との連携を一層強化する。	①読書活動の充実に向け、朝読書、読書 週間等を実施するとともに、保護者や地 域ボランティアを活用した読み聞かせを 行った。 ②全小中学校に対し、学校図書館サポー ターによる支援の実施、学校図書館サポーター連絡会での取組の共有を 行うとともに、学校図書館システムを活 用し、全校で蔵書管理を行った。 ③市立図書館と連携し、読書の動機づけ 指導を小学3年生を対象に全校で実地し た。また、 利用した。
5	道徳教育の充 実 自 然 体 験 活	①豊かな人間性や社会性を育み、子ど もたち一人に受け止めささせるとり 自身を肯定的に受け止めされているとり のではないではないの規範を図る。 ②道徳を教育推進教師を中心に道徳を のでではないのででである。 ②道徳では、正義感のででであるとのでででである。 ③道徳では、正義をであるでででは、のでは、のでは、でのでは、では、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	①東京都の道徳教育推進教師養成講座を 道徳教育推進教師が受講し、研修内容を 校内で共有した。 ②市の道徳教育推進教師担当者会で、「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえた研究授業を実施した。 ③全ての小中学校で道徳の授業公開や地域懇談会を実施し、保護者・地域の方が授業公開・意見交換会に参加した。
О	目 然 体 験 活動・長期宿泊体験の充実	(1) セカントスクールやプレゼカントスクール、移動教室等を通じて、子どもたちの豊かな情操や感性を育むとともに、子どもたちの知的好奇心や探	①②ファーストスクールとのうなかりや ねらいを実現するための探究的な活動の 充実について、事前ヒアリングで指導・ 助言を行い、全小中学校においてセカン

	施	策	概要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
	<i>n</i> e	ж		
			究を喚起し、課題解決への意欲や態度を与。 ②長期宿泊体験の中で自主性・協調されたでの自主性・協調されたでの自主性をお知りた。 ②長期宿泊はでの自立とと、進んでの自己とと、進んでのもるのではなる力をできるのではならのではなられたでであるがありたがあれて、と関わかに活とのと関わかに活とのと関連をできないがある。 ③せたのでは、とののでは、とののでは、とののではないでは、とののではないができないでは、とののでは、とののでは、とののでは、とののでは、とののでは、とののでは、とののでは、とののでは、とののでは、とののでは、とのでは、と	ドスクール、プレセカンドスクールを安全かつ計画的に実施した。 ③平成 27 年度にはセカンドスクール 20 周年に伴う取組として、セカンドスクール開始時の状況や現在の取組の様子等者、教員へのアンケートは、児童・生徒や保護者、教員へのアンケートは、「セカンブレットを作成した。ずせんと、「セカンブレットを作成がデザインでである。」の各校の実践事例をまとめた「セカンスクール」がグッドでは、当ない、当ないのである。「もいったのでは、「はいった」が、「はいった」が、「はいった」では、「はいった」が、
7	文化・動の充	実	①演劇、合唱、合奏等の優れた舞台芸術の鑑賞や、美術展や書き初め展などの教育活動を通して、子どもたちの豊かな感性や情操を育む。 ②「青少年コーラス・ジョイントコンサート」「ジュニアバンド・ジョネントコンサート」や各学校での吹奏率的に文化・芸術活動に取り組み、自らの創造力、表記を認めたりする活動を進める。	①②演劇鑑賞教室、オーケストラ鑑賞教室、連合音楽会、書初展、美術展、ジュニアバンド・ジョイントコンサート*、青少年コーラス・ジョイントコンサート*を実施し、子どもたちの豊かな感性や情操を育んだ。 ②すべての小中学校で吹奏楽やコーラス等、文化的な部活動・課外クラブの活動に取り組んだ。
8	生活指	導の充	① 取育活動を通いで、人に関するとの教育活動を通いです。 の教育活動を通いで、生きないの教育を基性には、生まれて、生まれて、生まれて、生まれて、生まれて、生まれて、生まれて、生まれて	①中1年末の大学で進めた。 ①中1年末の大学で進めた。 ①中1年末期の大学での大学の大学ででの大学の大学でで、のの大学員の大学員の大学員の大学員の大学でで、のの大学員の大学を図りません。 ②では、一年の大学を図りません。 「一年の大学では、一年の大学を図りません。」のでは、一年の大学をのの大学員の大学を関する。 「一年の大学を図りません。」のでは、「一年の大学を図りません。」のでは、「一年の大学のの大学のの大学のの大学のの大学のの大学のの大学のの大学のの大学のの大学
9	教育村充実	目談の	①いじめ、不登校など、子どもたちを取り巻く多様な課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関の連携を進め、学校における組織的な教育相談体制の一層の充実を図る。特に、教育	①5月・9月に不登校傾向実態調査を実施しその結果を踏まえ、学校訪問による聞き取り調査を行い、学校の対応について指導・助言することにより、不登校やいじめ等の早期発見、早期対応を図った。

	施	策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
			支援センターの派遣相談員制度や都のスクールカウンセラー制度を活用し、学校におけるカウンセリング・殺担任への助言・校内研修などを充する。 ②また、チャレンジルーム(適応指導教室)の指導を充実するととも(臨床上)やスクールソーシャルワーカーと連携し、家庭訪問や別室登校など早期支援を行う。	①市教育支援センター派遣相談員と都スクーがよる校内巡回市教育支援センター派遣相談内巡回市が内ではよるであるため、年2回連絡会を実施の連携を図るため、第2年をの連携を図るため、適応指導教室、2の大ののは、第2年をでは、第2年の
10	体力向、康の充	りの取	① るかけん はいます で、学体 しの、、体体部力 機体合」催極ッし、上ズ送ち取めいるに、といるのでと、では、 一次 で、学体 しの、、体体部力 機体合」催極ッし、上ズ送ち取めるに、 といるのでとがまたの向の動くまでは、 一次 で、学体 しの、、体 るを総会主積 ピと は 1 3 2 2 2 2 3 2 3 2 3 3 2 3 3 2 3 3 3 3	た。 ①体力学院では、大学学院では、大学学院をある。 ②体力学では、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院のでは、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学
11	食育の	充実	①食は、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものととらえ、子どもたちが、食についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けることを目的に、食育を推進する。各学	①食育モデル校を指定し、食育実践事例 集を作成するとともに、食育リーダー研 修会を年2回実施し、各学校での取組を 共有した。 ①②全校で、食育全体計画を作成すると ともに食育推進チームを設置し、食育リ ーダーを中心に食育を推進した。

	施策		概要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
	iie yk			
			校において、食育全体計画を作成し、 食育を教育課程に位置付け、計画的・ 組織的な指導の充実を図る。 ②また、食育リーダーの活用、給食・ 食育振興財団との連携等を充実と る。さらに、学校給食においても 食や調理の過程を生きた教材として 食育を進めるとともに、地産地消の 進、地域協働体制の支援などを進める。	①市内農園で小麦の種まき体験などを実施した。 ② (一財) 武蔵野市給食・食育振興財団*の栄養士・調理員による学級おした。で、選び、大大のの食育を推進して連携を変別で、大大のので、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、
12	特充の専門性の「上	っ る 員	①一大の教育のでは、	① 生活 では、
13	早期からの- 貫した相談 支援の充実		①将来の社会的自立に向けて、様々な教育的ニーズをもつ子どもたちがその能力や可能性を一層伸長していくことができるよう早期からの発達段階に応じた適切な情報提供及び一人一人の気持ちをくみとる場や相談できる場の提供等、相談体制を整備して	①平成 28 年度から就学相談説明会を開催し、就学相談を検討している保護者、幼稚園・保育園の担任などを対象として、就学相談や特別支援学級などに関する情報提供を行った。 ②子どもの適切な学びの場を考えるための就学相談を実施した。実施にあたって

		A		
	施	策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
			いきます。 ②また、入園、入学、入学後、転校、卒業などによって途切れることのない相談・支援やその間の教育、保健、福祉、医療や市の関係機関における継続的な連携にも努めていきます。	は、幼稚園・保育園などを通じて保護者に周知するとともに、学校公開の案内、知的障害学級見学会や特別支援教室説明会を実施した。また、就学後の転学相談も実施した。
14	子能をめ携体制の体制の体制の体制の体制の体制の体制の体制の体制の体制の体制の体制の体制を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	可能性 するた たな連	① (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	①③地域療育相談室ハビットと連携し、知的障害学級を対象として、言語聴覚士の巡回相談を実施した。また、平成 29年度から新たに、作業療法士による巡療育機関との切れ目のない支援につなげた。 ②都立特別支援学校のセンター的機能を活用して、平成 29年度に新設導支援中の力に多いで連携を強いた。 ②都立特別支援学校のセンター的機能を活用して、平成 29年度における指導支援外の充実を図った。 ④特別支援教育推進委員会を開催し、今後重点的に進めるべき施策の課題と方針を共有した。
15	多場で、後巻の間連	備と学	① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	①就学支援シートの運用について、就学にあたり支援の心に引いるはい児童ではいりででででででででででででででででででででででででででででででででででで
16	ICT 活用し の推進		①教育活動に積極的にICT機器を活用 し、子どもの学習意欲の向上や情報を 選択したり活用したりする能力等の 育成を図る。ICT(Information and	①教育課題研究開発校及び教育研究奨励校においてICT機器活用に関する研究を行い、その成果を共有した。 ①タブレット PC 導入モデル校において

	施	策	概要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
	#E	A		
			Communication,Technology=情報通信技術)機器を活用した教育を推進する委員会の設置や活用のための人的支援、ICT機器の活用に関する研修の実施など、教員のスキル、活用能力の向上に努める。	タブレット PC 活用の効果を検証し活用事例等を共有した。 ①夏季休業中に、教員の ICT 活用能力向上のための研修を実施した。 ①ICT 機器を活用した授業の充実を目指し、3名の学校 ICT サポーターによる学校巡回を実施した。 ①タブレット PC や電子黒板を活用した授業研究を、ICT 教育推進委員会等で実施し、活用事例を共有した。
17	国育の充実	語教育	①国際社会において、子どもたちが日本人としての自覚をもち、我が国の歴史や文化、伝統などに対する理解を々と共にときていくための資質や文化をもった人力で登り、日本や外国の文化を資質を充まさせる。 ②国際社会で主体的に、野国語活動の学習における教員の指導力の向上や ALT (Assistant Language Teacher = 外国人指導助手)の配置活動で国際業を推進する。外部検定試験動についても検討していく。	①②小学校第3~6学年の外国語活動と中学校の英語の授業において、ALT*による授業支援を行った。②小学校教員の英語の授業力向上に向けて、外学校教員の英語推進アドルするとのでは、大学校の英語がである。では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学
18	安全教育		①の(ツた実施の災、避身にも警携している。 では、一次のののでは、では、ののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	①不審者対応訓練や全校で実施するセーフティ教室*などで、犯罪被を行った。 ②安心・安全に関わる情報を保護者へ迅き、で安全に関わる情報を保護者で、場別を開始を発信した。 ②警察や市の安全対策課等と連携供した。 ②警察や市の安全対策課等と連携供した。 ②等察や市の安全対策課等と連携はした。 ②生活指導担当者会では、必ター*、対し、管察やフター*等からの出席を依実施した。
19	市民性 ² る教育の		①子どもたちが人と社会とのつながりを大切にしながら、地域社会の一員として、よりよい地域づくりに積極的に参加できる資質や態度を育成するために、「自立(自己を高める)」「協	①「武蔵野市民科」について、カリキュラム作成委員会を設置し、武蔵野市民科の必要性や目標、育成すべき資質・能力について協議したほか、小中連携教育研究協力校における研究を行った。

	施	策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
			働(連携し行動する)」「社会参画(進んで社会に関わる)」の3つの視点から、各教科等の学習や「武蔵野市のいま・むかし」を活用した学習、福祉教育、租税教育、武蔵野ふるさと歴史館と連携した学習など、市民性を高める教育に取り組む。 ②児童会・生徒会など自治的な活動を推進したり、地域行事やボランティよい地域社会づくりに進んで参画する	①小学校 1 年生に「武蔵野市のいま・むかし」を配布するとともに、小学校全校において、武蔵野ふるさと歴史館*と連携した学習を行った。 ②よりよい地域社会づくりに進んで参画する意欲や態度を育てることを目指し、中学校において生徒会主催や PTA と連携した花壇づくり活動等を行った。
20	今日的な課題への		意欲できない。 ① (1) が自然では、 (2) では、 (3) では、 (4) では、 (4) では、 (5) では、 (5) では、 (5) では、 (6) では、 (6) では、 (6) では、 (6) では、 (7) では、	①理科や上流域の時間を開いた。 の時間を関いた。 では、大学型のは、大学型のでは、大学型のでは、大学型のでは、大学型のでは、大学型のでは、大学型のでは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学
	W 14 VE W		平和に関する学習の充実を図り、平和についての考え方や世界平和実現のための取組の重要性など、子どもたちの平和に対する意識を高める。	
21	学校運営の活性化	組織	①校長を中心としたマネジメント体制を確立し、学校の組織的な対応力の向上や校内の人材育成体制の充実を図る。管理職研修を充実するとともに、主幹教諭、指導教諭等を中心とした教職員の経営参画意識を高める。②学校裁量予算制度により、学校運営の自主性・自律性を高める。	①研究指定校やモデル校をはじめ、各学校で校内研究・研修等の機会を通して、教員の指導力向上を目指した組織的・計画的な OJT の実践を進めた。 ①夏季休業中に、校長研修や副校長研修を実施した。 ①学校から推薦された主任教諭を対象に、学校マネジメント講座を実施した。 ②学校裁量予算*を実施した。
22	学校評価 かした経 善		①学校経営の組織的・継続的な改善を 図り、家庭や地域と連携・協力した質 の高い学校教育を目指すため、学校の 自己評価及び学校関係者評価による	①各学校が、学校評価の結果と学校経営計画について学校だよりや学校ホームページで公表した。 ①各学校において、学校評価について「開

	+= **	400 255	田井 27 左连4 5 20 左连十二 0年 4月 4月				
	施策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況				
		学校評価の取組の改善と充実を図る。 ②学校評価の結果を踏まえ、校長が学校経営においてリーダーシップを発揮し、適切にマネジメントを行うことができるよう、人事・予算・教育課程面における必要な支援を行う。	かれた学校づくり協議会」で説明するとともに、学校関係者評価の実施に向けた授業や行事等の公開を行った。②校長が適切に学校マネジメントを行うことができるよう、学習指導員や副校長事務補助等の配置などの人的支援、教育課程の届出に当たっての指導主事の指導・助言を実施した。				
23	若手教員と学 校運営の中核 となる教員の 育成	①学校教育の担い手である教員の資質・能力の向上や、新たな教育課題への対応力を高めるため、年次研修、職層研修、授業力研修などの現行の研修内容を検証し、研修体系の整備と内容の一層の充実を図る。 ②主幹教諭や指導教諭、主任教諭等の中核となる教員を育成するため、役割の明確化とOJTを推進する。 ③研究指定校制度を充実するとともに、教育アドバイザーを活用した若手教員への指導・助言を一層充実していく。	①③実践的指導力の向上を図るため、1年目から3年目までの教員を対象にした若手教員育成研修を実施したほか、授業力向上研修を実施した。 ①③市の教育アドバイザー及び指導主事による授業観察を1年目から3年目までの教員のみならず、臨時的任用教員に対しても行った。 ①教育課題研究開発校及び教育研究奨励校を指定し、研究成果を共有した。 ②学校の中核となる教員を育成するため、各学校で個々に適切な役割を与え、OJT*を推進した。				
24	教能の充実 機能の充実	① 「 を	①③④⑤⑥のするというでは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				

	施策	概要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
		ィアネットワークの構築など、地域と の連携を強化する。将来的には、学校 施設の改築などの機会に併せて、教育 相談などを実施している教育支援セ ンターと統合し、教育センターの実現 を図る。	
25	教育施設の整備	①安全な学校生活のために、引き続き施設・設備の定期的な点検に努める。別に定める学校施設整備基本方針に基づいて、計画的に改修、改築を進めていく。学校施設整備基本方針では、新たな教育課題への対応や適正規模などのほか、教育センター、学校給設、防災機能のあり方や、地域社会の福祉、子育て、コミュニティなどの課題も踏まえて、今後の学校施設のあり方を定める。	①今後の学校施設整備については、平成27年度に学校施設整備基本計画策定委員会を設置し、学校施設のあり方を検討した。また、この間の小中一貫教育の是非についての検討に併せ、平成28年度には学校施設整備基本計画中間のまとめを両論併記(小中別改築、施設一体型義務教育学校整備)で作成し、その後は施設面での比較検討を行った。
26	ICT環境の整備	①子どもたちに質の高い教育環境を 提供するために、学習に活用できる ICT機器や校内無線 LAN、教室で活用 できるパソコンを計画的に発力の教員用パソコンを計画的ではでするとともに、一人一台の教員用パソークを学校図書館に配備された学校図書館に配備された学校図書館に配備された学校図本を活用し、校務の効率化を図る。 ②学校間・教員間における教育用コンテンツ等の教材をはじめ、情報の共のでは、情報セキュリティの徹底を図る。	①小中学校の(国本学科学科学科学科学科学科学科学科学科学科学科学科学科学科学科学科学科学学科学学
27	開かれた学校づくりの充実	①学校の教育目標を実現し、子どもた、 子どの教育目標を実現し、子どもに、 子どの高い教育を保証するためを で、 の高い教育を保証する ので、 を選者や地域住民の意見やと学校 のを推進する。 ②「開かれた学校でで、 ので、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	①②全校において、開かれた学校づくり協議会委員を委嘱し学校運営への参画を促したほか、「代表者会」を開催し学校教育に関するテーマを設定し協議を行った。 ③学校公開や学校だよりの発行等により、保護者や地域への情報発信に努めた。また、子どもたちの安全確保を図るため、むさしの学校緊急メールを各学校において適宜発信した。
28	地域の学校支 援体制の充実	①大学や企業、地域の協力者による学 習支援、クラブ活動・部活動の指導な	①教育委員会に配置された学校支援コー ディネーターと各校の地域コーディネー

施策	概 要	平成 27 年度から 30 年度までの取組状況
	ど、本市のもつ豊かな教育力を学校教育に積極的に生かす。 ②教育センター構想と併せて、地域人材による支援を充実させるための学校支援ネットワーク体制の構築等を検討する。	ターが連携し、地域人材による学校支援の取り組みを進めた。 ②地域人材を登録した「学校支援協力者 リスト」を作成し、全小中学校に配布した。

4 現状と課題

(1) 児童・生徒

①市立小・中学校に在籍する児童・生徒数の推移

○市立小・中学校の児童生徒数は過去5年間で約1割増加し、今後5年間も同様にさらに約1 割増加する見込みであり、<mark>特に第一小学校、第二小学校、大野田小学校、関前南小学校で</mark>は 必要な教育環境の確保が課題です。

【図表(1)①】市立小・中学校に在籍する児童・生徒数の推移

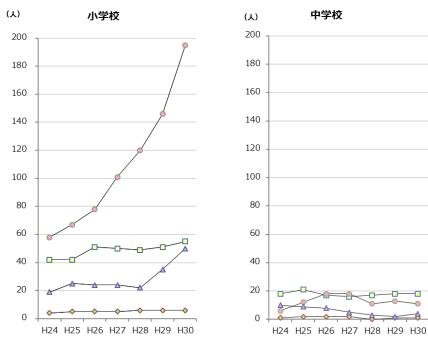


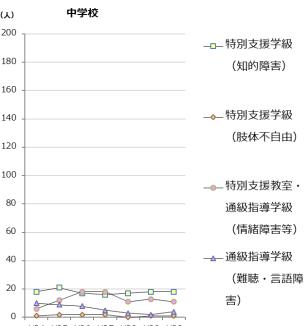
②特別支援学級、特別支援教室の児童・生徒数の推移

- ○小学校における情緒障害等通級指導学級(平成 29 年度から特別支援教室)の児童数の増加傾向が顕著であり、必要な指導支援体制を整備する必要があります。
- ○小学校については、発達障害への早期支援の必要性の理解が進んだことや全小学校に特別支援教室を導入したことにより、情緒障害等通級の対象児童が増加しました。
- <mark>○中学校については、情緒障害等通級の対象生徒は現在に第二中学校に通級することで指導を</mark>

受けていますが、令和2年度には各中学校に特別支援教室を導入する予定です。

【図表(1)②】特別支援学級・特別支援教室の児童・生徒数の推移及び割合





③日本語指導を受けた児童・生徒数の推移

○市の帰国・外国人教育相談室<mark>を通して</mark>日本語指導を受けた児童・生徒数は増加しています。 早期に学校生活に適応できるよう支援する必要があります。

【図表(1)③】帰国・外国人教育相談室<mark>を通して</mark>日本語指導<mark>を</mark>した児童・生徒数の推移

区	分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
外国籍	小学生	4	2	3	7	9	
/ 四相	中学生	0	1	2	1	2	
国際結婚	小学生	4	5	4	2	0	
四际和妇	中学生	0	0	0	0	1	
帰国生	小学生	0	0	0	0	0	
777国工	中学生	0	0	0	0	0	
Ē	†	8	8	9	10	12	

単位(人)

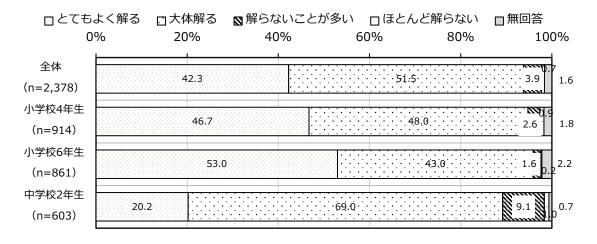
④学校の授業の理解度と学校から帰ってからの勉強方法

○授業の理解度は、肯定的な評価(とてもよく解る、大体解る)は小学校4・6年生、中学

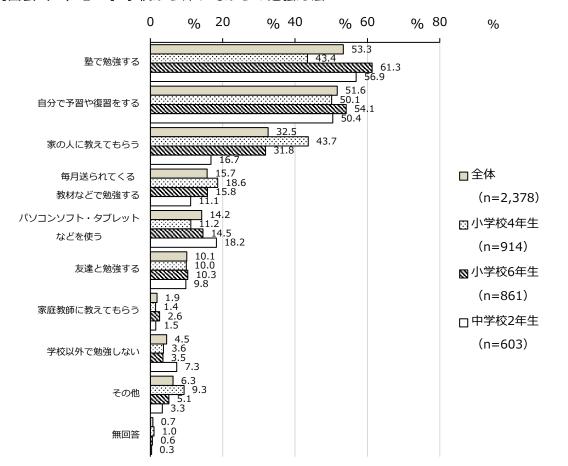
校2年生ともに約9割に達します。但し、中学校2年生では、「とてもよく解る」が小学生と比べ大幅に低くなります。

○学校から帰ってからの勉強方法については、全体では「塾で勉強する」が最も割合が高く、次に「自分で予習や復習をする」が続きます。中学校 2 年生では、「パソコンソフト・タブレットなどを使う」が 18.2%、「学校以外で勉強しない」が 7.3%と小学生に比べ高い割合です。

【図表(1) ④-1】学校の授業の理解度



【図表(1)④-2】学校から帰ってからの勉強方法



⑤全国学力・学習状況調査*の結果

○全国学力・学習状況調査では、すべての項目で全国及び東京都の平均正答率を上回り、出 題されている学習内容を概ね理解していると考えられます。一方以下の課題もみられます。

<国語>

- ・話し手の意図を捉えながら聞き、自分の考えをまとめたり、複数の資料の内容を関連付け て理解したり表現すること。
- ・文章を読む際に目的に応じて情報を整理して内容を的確に捉えること。

く算数・数学>

- ・グラフから読み取ったことに基づいて適切に判断すること。
- ・数量を関連付けて根拠を明確にして記述すること。
- ・数学的な表現を用いて説明すること。

<理科>

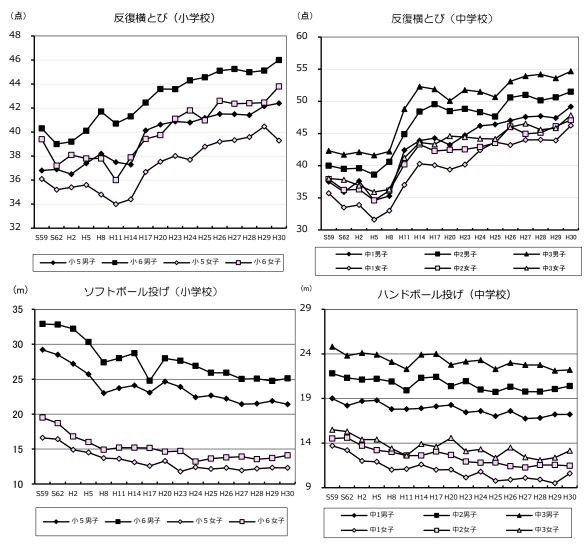
- ・観察・実験の結果を整理し分析して考察した内容を記述すること。
- ・自分や他者の考えを検討して改善すること

【図表(1)⑤】全国学力・学習状況調査の結果(平均正答率 %)

		小学校 第6学年						中学校 第3学年						
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	H25	H26	H27	H28	H29	H30
国語	Α	市	78.6	79.6	88.8	81.3	82	82	82.9	85.2	82.1	81.6	85	81
		都との差	+6.3	+5.8	+5.4	+5.8	+6	+8	+5.6	+4.5	+4.9	+4.7	+6	+4
		国との差	+8.6	+6.7	+7.2	+8.4	+8	+11.3	+6.5	+5.8	+6.3	+6.0	+8	+4.9
語	В	市	75.2	68.4	68.1	64.9	69	65	77.1	59.9	71.1	76.2	81	70
		都との差	+8.7	+8.6	+10.3	+7.7	+9	+8	+7.8	+6.7	+4.1	+7.6	+7	+7
		国との差	+9.8	+10.6	+12.5	+9.4	+12	+10.3	+9.7	+8.9	+5.3	+9.7	+9	+8.8
算数	А	市	83.9	86.2	82.9	86.2	88	76	73.9	75.6	73.4	72.8	76	75
		都との差	+6.5	+6.8	+8.1	+6.8	+7	+9	+8.7	+6.8	+7.1	+9.3	+10	+9
		国との差	+8.7	+8.6	+9.6	+8.1	+10	+12.5	+10.2	+8.2	+9.0	+10.6	+11	+8.9
· 数 学	В	市	55.8	57.4	69.9	72.2	60	66	54.3	69.3	51.7	54.1	60	59
		都との差	+8.0	+7.6	+7.3	+11.0	+11	+11	+11.1	+7.5	+7.7	+8.5	+11	+10
		国との差	+10.8	+10.2	+11.0	+14.0	+15	+14.5	+12.8	+9.5	+10.1	+10.0	+11	+12.1
理科		市			70.2			71			58.0			70
		都との差			+7.8			+9			+5.5			+5
		国との差			+9.4			+10.7			+5.0			+3.9

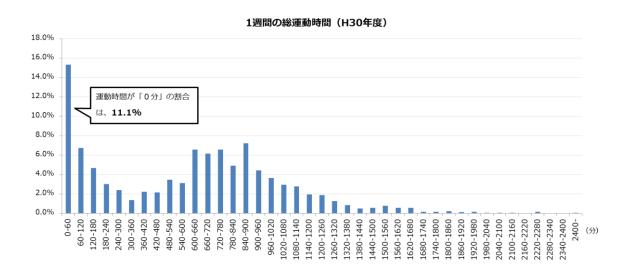
⑥体の状況

- ○東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査によれば柔軟性、持久力、跳力 は東京都の平均値を上回る一方で、敏捷性、筋力、投力は東京都の平均を下回ります。
- ○しかし、敏捷性を計る反復横とびの最近 15 年間の傾向としては、点数のグラフが、小学校高学年、中学校全学年で右上がりの傾向を示しています。
- ○また、投力を計るソフトボール投げとハンドボール投げの最近 15 年間の傾向としては、 点数のグラフが、小学校高学年、中学校全学年で横ばいの傾向を示しています。【図表(1)
 - ⑥-1】東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査



〇中学生の1週間の総運動時間は個人差が大きくなっています。全体では、1週間の総運動時間が0から60分の生徒の割合は15.3%、そのうち全く運動をしない0分の生徒の割合は11.1%です。特に女子については、1週間の総運動時間が0分の生徒の割合は14.3%です。

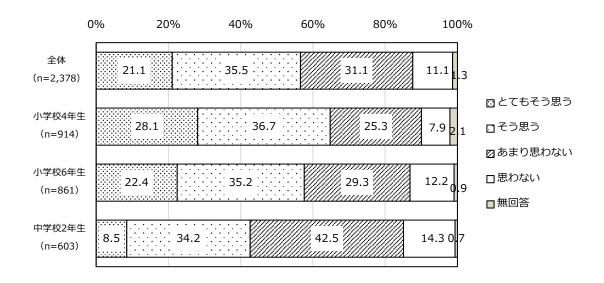
【図表(1)⑥-2】中学生の一週間の総運動時間



⑦心の状況や不登校児童生徒数

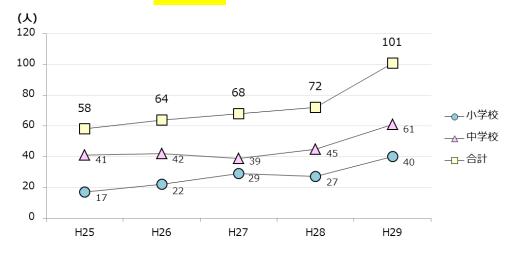
○「自分にはできる事がたくさんあると思う」という質問に対して、「とてもそう思う」「そう思う」児童・生徒の割合は、学年が上がるにつれて低くなる傾向が見られ、中学校 2 年生については、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせて約4割です。

【図表(1)⑦-1】自分にはできる事がたくさんあると思う



○本市の平成 29 年度の不登校児童生徒(連続又は断続して 30 日以上欠席)は 101 人で、全児童生徒に占める割合はいずれも増加傾向です。また、平成 25 年度と比較して 2 倍近くに増加しています。

【図表(1)⑦-2】不登校児童生徒とその割合



単位(%)

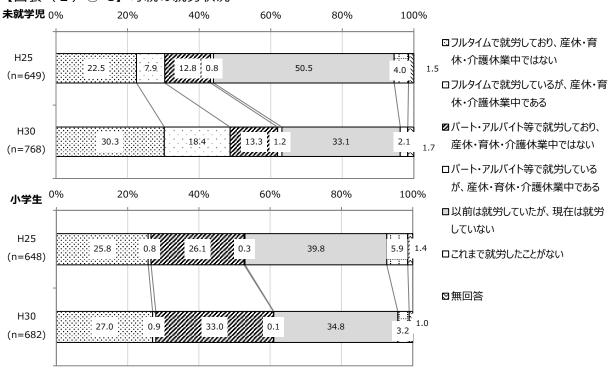
不登校児童 生徒の割合	H25	H26	H27	H28	H29
<mark>小学生</mark>	<mark>0.35</mark>	<mark>0.42</mark>	<mark>0.54</mark>	<mark>0.49</mark>	<mark>0.71</mark>
中学生	<mark>2.23</mark>	2.31	2.18	2.48	3.28

(2) 家庭

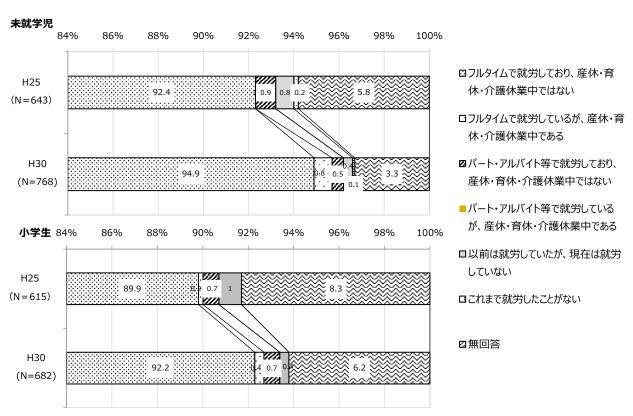
①就労状況

○例えば母親の就労状況が大きく変化するなど社会や経済の変化にともない、学校・家庭・ 地域の連携のあり方を改めて考える必要があります。

【図表(2)①-1】母親の就労状況

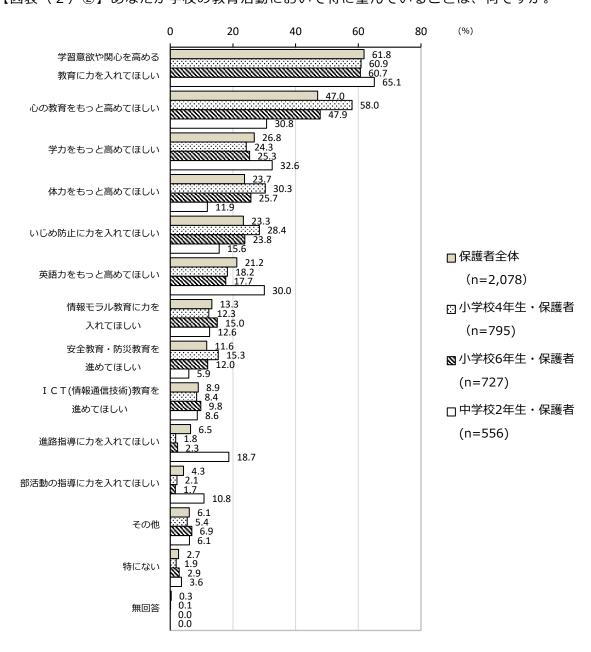


【図表(2)①-2】父親の就労状況



②学校に特に望むこと

- ○保護者が学校に特に望んでいることは、全体では、「学習意欲や関心を高める教育に力を 入れてほしい」が最も高く、次に「心の教育をもっと高めてほしい」が続きます。
- ○小学校4年生・保護者では、「心の教育をもっと高めてほしい」「体力をもっと高めてほしい」「いじめ防止に力を入れてほしい」などの割合が全体に比べ高くなっています。
- ○中学2年生・保護者では、他学年と比較し「英語力をもっと高めてほしい」「進路指導に力を入れてほしい」「部活動の指導に力を入れてほしい」などの割合が高くなっています。【図表(2)②】あなたが学校の教育活動において特に望んでいることは、何ですか。



(3) 学校関係団体等

1 P T A

○子どもたちの健全な成長のために、保護者と教職員が協力して各種の活動を行うことができるよう設置されている会です。各学校で文化厚生委員会、広報委員会などが設置され、 様々な活動に取り組んでいます。

~活動例~

- ・校外生活委員会による地域パトロール
- ・広報委員会による PTA 広報誌の作成
- ・文化厚生委員会による中学校合唱コンクールへの出演
- ・PTA フェスティバル~PTA コーラスのつどい~

②開かれた学校づくり協議会*

- ○地域社会に開かれた特色ある学校づくりを行うために、学校の教育活動への評価や学校と家庭、地域等との連携に関することなどについて、地域、保護者等から広く意見を求める会です。8人以内の委員で構成され、年4回を原則として実施しています。
- ~協議会の内容例~
 - ・学校の経営方針について
 - ・各教員の授業や児童・生徒の様子について
 - ・情報交換(地域の声や学校施設の利用について等)
 - ・学校評価及び次年度の経営方針について

③地域コーディネーター*

○学校と地域が一体となって教育を推進するため、平成 28 年度から各小中学校に 1 名ずつ 配置しています。

~活動例~

職場体験や出前授業などのコーディネート

ゲストティーチャーの紹介

登下校の見守りをしてくださるかたのコーディネート など

<mark>④青少年問題協議会地区委員会*</mark>

○青少年の健全育成を目的として、小学校単位に組織された団体です。

∼活動例~

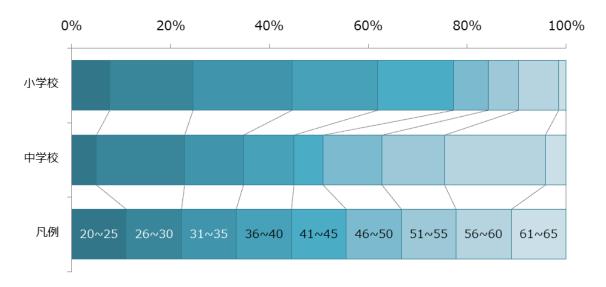
むさしのジャンボリーの運営 子どもを守る家・自転車防犯帯などの普及啓発活動 どんど焼き、夏祭り など

(4) 教職員

1年齢構成

○本市の教員の年齢構成の特徴は、小学校の 45%、中学校の 35%が 35 歳以下となっています。中学校では、51 歳以上が 37%に達します。

【図表(4)①】教員の年齢構成



②これまでの取組に対する教員の受け止め方

○セカンドスクール等に対する長期宿泊体験活動への肯定的評価が高い一方で、特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上や市民性を高める教育の推進、教育施設の整備が求められています。

■A十分に取り組めている ■Bまあまあ取り組めている ■Cあまり取り組めて ロDわからない いないと感じる 0% 20% 40% 60% 80% 100% 基礎的・基本的な知識・技能の習得 思考力・ 17.1 74.3 3.8 3.8 判断力・表現力等をはぐくむ指導の充実 10.2 言語活動の充実 20.2 73.4 5.7 57.7 理科教育の充実 15.2 11.6 140 読書活動の充実 28.7 57.7 9.0 3.6 道徳教育の充実 12.8 63.4 16.2 5.9 自然体験活動 長期宿泊体験の充実 71.0 24.5 2.1 文化・芸術活動の充実 55.6 5.0 4.3 生活指導の充実 18.1 69.4 8.6 教育相談の充実 26.1 61.8 9.0 b.1 体力向上・健康 火り取組の充実 14.3 62.2 17.3 5.5 食育の推進 13.5 57.5 3.8 24.2 特別支援教育を充実させるための 12.1 55.8 24.2 7.1 教職員の専門性の向上 早期からの一貫した相談 支援の充実 7.8 56.5 24.7 10.5 子どもの能力・可能性を伸長する 48.5 26.4 8.1 15.7 新たな連携体制の構築 多様な学びの場の整備と学校間連携の推進 9.5 54.9 24.9 9.0 ICT機器を活用した教育の推進 29.9 59.6 8.1 1.7 国際理解教育・英語教育の充実 11.6 60.6 21.4 5.7 安全教育・安全管理の充実 15.0 69.1 10.9 4.3 市民性を高める教育の推進 5.7 53.9 24.2 15.7 今日的な教育課題への対応 6.4 63.2 18.8 10.7 学校運営組織の活性化 7.4 62.5 19.5 10.0 学校評価を生かした経営改善 10.9 67.0 12.4 9.3 若手教員と学校リーダー教員の育成 12.8 62.7 16.9 7.1 教育センター機能の充実 6.9 53.0 23.3 16.2

【図表(4)②】第二期学校教育計画の施策の取組状況 教員の受け止め方

③勤務時間

教育施設の整備

ICT環境の整備

開かれた学校でいの充実

地域の学校支援体制の充実

10.9

16.9

15.0

25.9

○武蔵野市立学校職員意識調査(平成 26 年度)によれば、小・中学校教員の 1 日の在校時間の平均は 11.79 時間で、勤務を要しない日に学校に来る日が月 3 回以上ある教職員は 46.8%に達します。

55.8

53.9

68.4

64.1

26.1

5.7

6.9

7.8

2.4

16.9

7.4

12.4

(5) 学校施設

①学校施設

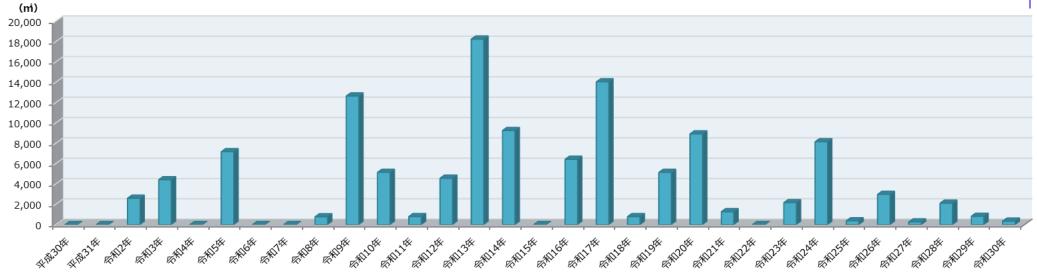
- ○学校施設は築後 45 年以上の学校が 4 分の 3 を占めます。今後、学校改築を計画的に進めることが課題です。
- ○小学校、中学校ともに比較的敷地面積が狭い学校が多く、改築する際には建築上の課題を 整理することが必要です。

【図表 (5) ①】学校施設の概要(令和元年6月1日現在)

	少 小 子 仅 加	校 舎								
学校名	(㎡)	建築年月								
第一小学校	10,342	昭和44年3月	4,506							
第二小学校	8,979	昭和43年3月	5,032							
第三小学校	11,990	昭和45年3月/昭和49年2月	4,972							
第四小学校	13,045	昭和47年5月/昭和53年11月	6,202							
第五小学校	9,320	昭和36年3月/昭和48年3月	5,959							
大野田小学校	15,052	平成17年3月/平成30年3月	11,273							
境南小学校	15,386	昭和47年3月/昭和51年3月	8,166							
本宿小学校	11,482	昭和53年9月	6,796							
千川小学校	10,715	平成7年3月	8,061							
井之頭小学校	9,987	昭和49年11月	6,181							
関前南小学校	12,025	昭和46年5月	3,699							
桜野小学校	13,212	昭和52年4月/平成14年3月/平成22年8月/平成27年3月	9,260							
小学校計	141,535	_	80,107							
第一中学校	15,520	昭和38年9月/昭和59.3月	7,749							
第二中学校	15,138	昭和43年2月	6,026							
第三中学校	15,660	昭和47年3月/昭和58年3月	6,864							
第四中学校	20,910	昭和51年8月/平成3年6月	12,074							
第五中学校	19,041	昭和36年3月/昭和49年7月	5,400							
第六中学校	11,989	昭和46年3月/昭和56年3月	6,132							
中学校計	98,258	_	44,245							
合 計	239,793		124,352							

【図表(5)②】築後60年を迎える学校施設の一覧と面積

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	2041年	2042年	2043年	2044年	2045年	2046年	2047年	2048年
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度
			五小北校舎	五中北 校舎・ 南校舎		一中東 校舎・ 西校舎	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		桜堤調 理場	二小東 校舎・ 西校 舎・体 育館	一小校舎	一小体育館	三小校 舎	境南小東校舎	四小東 校舎・ 西校舎		三小北校舎	境南小 西校 舎全 食	境南小 体育館	桜野小 校舎	四小南校舎	大野田 小体育 館		六中東 校舎	一中体育館	一中西 校舎増 築棟	二中体育館	五中音楽室棟	井之頭 小体育 館	三小第2体育館	一中音楽室棟
						五中体育館	0 000 100 100 100 100 100 100 100 100 1			二中東 校舎・ 西校舎	四小体育館			: 1	五小西 校舎	**************************************	井之頭小校舎	四中校舎			本宿小 校舎・ 体育 館・給 食室			桜堤調 理場増 築棟	三中体育館						
学校施設							100 mm (0 10 mm m m m m m m m m m m m m m m m m			三小体育館				三中校舎	北町調理場	***************************************	五中北校舎増築棟														
(関係施設 含む)				***************************************										六中西 校舎																	
				***************************************			ma or							五小体育館																	
				V-000000000000000000000000000000000000										六中体育館		V-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0															
年度別面積			2.502	1.110		7.150			767	12.552	5.1.10	704	1561	10.251	0.250		- 424	11010	700	F 101	0.005	1 250		0.457	0.110	272	2.072	254	2 4 4 0	022	
(m)			2,593	4,419		7,168			767	12,652	5,140	791	4,564	18,251	9,258		6,424	14,042	789	5,134	8,926	1,268		2,157	8,149	372	2,973	264	2,110	823	337



出典

- 図表(1)①:教育支援課作成資料
- 図表(1)②:教育支援課作成資料
- 図表 (1) ③:教育支援課作成資料 (「武蔵野市の教育相談」に基づく)
- 図表(1) ④-1: 平成30年度武蔵野市子ども生活実態調査報告書
- 図表(1) ④-2: 平成30年度武蔵野市子ども生活実態調査報告書
- 図表(1)⑤:指導課作成資料(「全国学力・学習状況調査」の結果に基づく)
- 図表(1)⑥-1:指導課作成資料(「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」 に基づく)
- 図表(1)⑥-2:指導課作成資料(「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」 に基づく)
- 図表(1)⑦-1:平成30年度武蔵野市子ども生活実態調査報告書
- 図表(1)⑦-2:不登校対策検討委員会報告書
- 図表(2)①-1:子ども・子育て支援に関するアンケートに関する調査報告書(参考)
- 図表(2)①-2:子ども・子育て支援に関するアンケートに関する調査報告書(参考)
- 図表(2)②: 平成30年度武蔵野市子ども生活実態調査報告書
- 図表(4)①:教育企画課作成資料
- 図表(4)②: 平成30年度武蔵野市教員アンケート調査報告書
- 図表(5)①:教育企画課作成資料(「令和元年度武蔵野市の教育」に基づく)
- 図表 (5) ②:教育企画課作成資料 (「武蔵野市公共管理施設等総合管理計画」に基づく)

5 第二期計画を振り返って

第二期学校教育計画(以下「第二期」という。)に示す3つの柱に基づき取り組んできた施 策への評価と課題は次のとおりです。

1 「生きる力」を育む教育

学習指導員や理科指導員等の効果的な配置や、教育課題研究開発校等の実践的研究、校長 OB(市教育アドバイザー)や指導主事による教員の授業力向上に向けた指導・助言、長期 宿泊体験活動の実施などの取組を通じて、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育んできました。

特に、「市民性を高める教育」については、新学習指導要領の全面実施を見据え、地域・保護者も含めた委員会にて「武蔵野市民科」のモデルカリキュラム案を作成し、子どもたちが、社会の変化や課題に対し、主体的に向き合い、他者と協働し、よりよい地域・社会づくりに参画し、自ら未来を切り拓く力の育成に向けて、さらに前進させることができました。

学習指導要領の改訂によって、「主体的、対話的で深い学び」を目指す授業や「カリキュラム・マネジメント」などに取り組む必要があることから、教員の授業力の向上と組織的な指導体制の充実を図る必要があります。

全小学校への特別支援教室の設置や知的障害学級の新設、さらに、早期からの一貫した相談・支援の取組によって、特別支援教育の充実を図ってきました。また、様々な理由によって学校に通うことができない、日本語を母語としないなど、個別の支援を必要とする児童・生徒への対応も進めてきましたが、まだ充分とは言えない状況にあります。

よって、子どもたち一人一人の教育的ニーズに的確に対応するための学習環境の整備や、そして保護者や地域への理解促進が必要です。

今後は、教育基本法や学校教育法、子どもの権利条約など関係する法令等も踏まえ、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すとともに、その資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが求められています。

また、教育活動の質を向上させ、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成する取組を推進していくため、学校全体として、子どもたちや地域の実態を適切に把握し、必要な人的、物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して教育の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められます。

2 学びの質を高める教育環境

校内無線 LAN やタブレット PC の設置、各教室への書画カメラ、プロジェクターの配備により、ICT 環境整備を進めてきました。また、校務支援システム *の活用により、校務作業の効率化や教材等や教育推進室が収集した市内の研究指定校の実践的な取組の情報共有を効率的に行えるようになりました。教育推進室と指導主事が連携することで、効率的よく質を高める取組が実施できました。本市では教育支援センターと教育推進室を統合した「教育センター構想」の実現を目指すのではなく、教育推進室は他部署と連携しつつさらなる機能の充実を図っていきます。

教員が担う業務は年々増大しており、働き方改革は全国的にも喫緊の課題となっています。 また、市立小学校に在籍する児童数の増や学校施設の老朽化に対して、未来を見据えた適切 な対応が求められています。

3 学校と地域が協働した教育

平成 28 年度には、全市立小・中学校に地域コーディネーターを配置し、地域人材による学校教育への支援の充実を図ってきました。開かれた学校づくり協議会や PTA、青少年問題協議会地区委員会との連携や情報提供によって、学校の教育目標を共有し、協力体制を築いてきました。

しかし、保護者の就労状況の変化や地域活動の担い手不足のなか、学校が一方的に協力を 求めることや、家庭や地域が学校に過大な期待を寄せることへの懸念が生じています。三者 が子どもの育ちに対する目標を共有し、それぞれの役割を主体的に果たせるよう、しくみを 整えることが必要です。

これからの時代は、多様な価値観を持った人や、様々な国籍の人、障害のある人ない人など、皆が共に社会の一員として、互いの違いを認め、多様性への理解を促進することや、どのような状況下にあっても、子どもたち一人一人がかけがえの存在として認められ、自信と意欲をもって心豊かに成長することのできる環境の整備が求められます。

第3章 第三期学校教育計画の 基本理念と施策

〈基本理念〉

自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる力を育む

基本理念を実現するための 〈施策の基本的な考え方〉

これからの時代に求められる 資質・能力を育む教育

自信を高め 意欲を育む教育

多様性を生かす教育

学校・家庭・地域が相互に 連携、協働した教育

「生きる力」を支える あらゆる学びの基盤となる 資質・能力の育成

> 多様性の理解と 市民性の育成

一人ひとりの教育的ニーズと

命を大切にした

教育活動の推進

①言語能力の育成

施策

②情報活用能力の育成

③市民性に関わる資質・能力 の育成

④多様な人々が共に生きる社会の 担い手としての資質・能力の育成

⑤一人ひとりの教育的ニーズ

⑥健康で安全な生活の実現

⑦学校に好循環を生み出す 取組の充実

⑧学校がプラットフォームとなる 地域との協働体制の構築

⑨未来を見据えた学校の整備

主要な取組

1.言語活動の充実

2.英語教育の充実*

下線・太字・・・特に重点的に取り組む内容 ★ ・・・本計画で初めて主要な取組に位置付けられた内容

3.学校図書館の活用

8.キャリア教育の充実

4.情報モラル教育の実施 5.情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進

9.長期宿泊体験活動(セカンドスクール・プレセカンドスクール)の実施

6. 論理的思考・プログラミング的思考の育成*

10.人権教育の推進

11.道徳教育の推進

12.交流及び共同学習の推進

7.武蔵野市民科の実施*

に応じた指導・支援の充実

14.特別支援教室(通級)の体制整備 13.いじめの防止に向けた取組

15.特別支援学級(固定学級)の今後のあり方の検討 16.交流及び共同学習の推進(再掲) 17.スクールソーシャルワーカーと支援員の配置拡充

18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保

19.切れ目のない相談支援体制づくり 20. 帰国・外国人教育相談室による支援の充実

21.運動習慣の定着や体力の向上、健康教育の取組

22.食育の推進

23.安全・安心な学校づくり

24.武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進*

25.持続可能な部活動の実施に向けた取組

26.主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員研修の実施

27.学校運営の中核となる教員の育成

すべての子どもに

資質・能力を育むための 環境整備

28.学校・地域・保護者が目標を共有した学校協働体制の構築

29.文化芸術活動の充実

30.学校の福祉的機能の充実★

31.学校改築の計画的な推進 32.新学校給食桜堤調理場の整備*

33.小学校自校給食調理施設の整備

34.児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の改修 35.ICT 化の推進

施策の基本的な考え方に基づく 〈施策と主要な取組〉

1 基本理念

自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる力を育む

- ○本市で育つ子どもたちは、これからの社会を支えていく大切な存在です。子どもたちは、一人一人が輝く様々な可能性を秘めています。そして、本市が大切にしてきたコミュニティを支える一員でもあります。
- これからの社会では、一人一人に、自己の能力を最大限に生かし、自分の意見や意思をもって考え、自ら判断し、自ら行動することが求められます。
- ○本市では、このような力を子どもたちに育成するため、今までも大切にしてきた「生きる力」を育む教育を一層推進するとともに、子どもたち<mark>一人一人</mark>が様々な変化に主体的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力などを十分に身に付けられるよう、教育活動を展開します。
- ○このような教育活動を通して、生涯学び続け、自らの人生を切り拓き、多様な他者と協働し ながら、よりよい社会と未来の創り手となる力を子どもたちに、育んでいきます。

2 施策の基本的な考え方

これからの時代に求められる資質・能力を育む教育

- ○新しい学習指導要領では、2030年の社会と子どもたちを見据え、「基礎的な知識及び技能」、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等」及び「主体的に学習に取り組む態度」から構成される「確かな学力」のバランスのとれた育成が重視されます。
- ○また、子どもたちに、生涯にわたって学び続け、その成果を人生や社会の在り方に反映する などの学びの本質を踏まえ、言語能力や情報活用能力等の学習の基盤となる能力を教科等を 越えた視点で捉え、育んでいくことが重要と示されています。
- ○そのため、子どもたちが、主体的に、対話的に、深く学ぶことによって学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて理解したり、生涯にわたって能動的に学び続けたりするために必要な力を育む教育活動を展開します。また、思考力・判断力・表現力等を育成するため、生涯

学習事業とも連携していきます。

○子どもたちがどのような職業や人生を選択するかにかかわらず、また、どのような場所で生活しようとも、変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて、人生や社会をより豊かなものにしていけるよう、必要な資質・能力を育みます。

自信を高め、意欲を育む教育

- ○自信を高めることは、自らの個性や能力をさらに伸ばそうとする意欲や態度につながるものであり、子どもたちが豊かに生きていくために大切なことです。
- ○一方で、日本の子どもたちの自己肯定感は、諸外国と比べて低いという調査結果が示されています。子どもを取り巻く状況は、いじめ、不登校、貧困など、いろいろな課題がありますが、子どもたち一人一人が豊かな人生を送っていくためには、様々な分野に自信をもって挑戦し、自分の可能性を高められるようにしていくことが求められます。
- ○そのため、どの子どもにも自分のよさや可能性に気付くよう、子どもたちに関わる全ての大人が、日常的に意識して関わっていくことが必要です。
- ○子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識して「自分らしさ」を見失うことなく、 自らの力の向上に向けて努力し、安心できる環境の中で、自らの力を最大限発揮できるよう に自信や意欲を高める教育を推進します。

多様性を生かす教育

- ○子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展 や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、 予測が困難な時代を迎えると予想されます。
- ○2030年頃の社会の在り方として、多様な価値観、様々な家庭環境、障害のある人もない人も、皆が共に、社会の一員として生活し、その多様性を原動力として、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出しながら生きることが期待されています。
- ○そのため、様々な背景をもつ子どもたちが一緒に学ぶ公立学校は、これからの社会の形成者 として欠かせない、互いのよさを生かして協働する力や優しさ、思いやりなどの人間性を幅 広く育むことができる強みをもっています。
- ○この公立学校の強みを生かし、多様な他者と協働しながら、答えのない課題に対して納得解 や最適解を見いだす力を育てる等、よりよい社会を創っていくための多様性を生かす教育を

進めます。

学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育

- ○子どもたちの「生きる力」は、学校だけで育まれるものではなく、家庭はもとより、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くの関わりが重要となります。
- ○一方で、保護者の就労状況や地域活動の担い手の固定化や高齢化など、子どもたちを取り巻く家庭や地域の状況は、これまでと大きく変化してきています。
- ○学校、家庭、地域がお互いの状況を補いつつ、主体的に関わることが、子どもたちのよりよい成長のためには大切です。
- ○具体的には、学校には、家庭や地域の方の学校運営などに対する意見の的確な把握等を通して、家庭・地域社会で共有した目的に向かった教育活動が求められます。
- ○また、多様で質の高い教育活動を継続的に実施するためには、地域と学校の連携・協働の下、より幅広い地域住民等の参画を推進し、多様な取組を実施できるような体制を整える必要があります。
- ○家庭や地域社会が担うべき役割を明確にするとともに、PTAや地域社会の持続性にも配慮しながら、学校・地域社会・家庭がそれぞれの役割を主体的に果たし、同じ目的に向かって取り組めるよう、相互の意思疎通を十分に図り、連携・協働した教育を進めます。

3 施策と主要な取組

施策① 言語能力の育成

No.1 言語活動の充実

【施策の背景】

- ○言葉は、子どもたちの学習活動を支える重要な役割を果たし、全ての教科等における資質・ 能力の育成や学習の基盤となるものです。
- ○子どもたちが、教員の説明や様々な資料等から新たな知識を得たり、自分の考えをまとめたり、他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたりするためにも言語能力は欠かせません。
- ○したがって、言語能力の向上は、子どもたちの学びの質の向上や資質・能力の育成のために 重視する必要があります。
- ○子どもたちの言語活動は、子どもたちを取り巻く言語環境によって影響を受けることが少な くありません。学校生活全体における言語環境を望ましい環境に整えておくことが大切です。
- ○また、読書は、多くの語彙や多様な表現、様々なよいものに触れることを通して、擬似的に体験したり知識を獲得したりして新たな考え方に出合うことを可能にする、言語能力を向上させ、思考力を高めるための重要な活動です。一方で、学校の授業以外で本を読まない児童・生徒が、小学生、中学生ともに一定程度いる状況から、読書活動を推進していく必要があります。

- ①すべての学習の基盤となる言語能力を育成するために、中核的な教科である国語科を要として、論理的に考え説明したり、議論したり、互いに自分の考えを話し合ったり、概念などを用いて考えを説明したりするなど表現することを中心とした言語活動を授業に取り入れ、学習活動の充実を図ります。
- ②教員を含め正しい言葉で話したり正確な文字を書いたりすること、用語や文字を適正に 使用することなど言語環境を整えていきます。
- ③学校図書館の充実を図るとともに、様々な種類の本にふれる読書活動を推進します。

No.2 英語教育の充実

【施策の背景】

- ○グローバル化の進展の中で、主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むことは、多様な人々とコミュニケーションを図っていく上で重要な課題です。
- ○将来、子どもたちがどのような職業に就くとしても求められるであろう、英語で多様な人々 とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育むことが大切です。
- ○具体的には、子どもたちの発達段階に応じて、英語による「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりする資質・能力を育む必要があります。

- ①実際に英語を用いた言語活動をとおして知識及び技能を身に付けるだけではなく、それら を活用して話したり書いたりして表現できる力を育む授業を実施します。
- ②令和 2 年度からの小学校外国語科(英語)の導入に当たっては、授業観察に基づいた指導・助言を行うなど教員の英語の授業力の向上を図ります。また、市講師制度を活用した教員配置を推進するとともに、小学校第 3 学年から中学校第 3 学年までの授業に ALT* を配置します。
- ③地域の方と連携した授業を展開したり、日頃から英語とふれ合う教育活動(例えば、地域の協力を得た「放課後イングリッシュルーム(仮称)」の創出や中学生が体験型英語学習施設(TOKYO GLOBAL GATEWAY(TGG*))で学習するための体験料の補助等)を実施したりするなど、子どもたちが英語を話したり聞いたりする機会を増やします。

施策② 情報活用能力の育成

No.3 学校図書館の活用

【施策の背景】

- ○情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術 を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくた めに必要な資質・能力です。
- ○情報活用能力の育成に向けて、これからの学校図書館には、読書活動の推進に加え、調べ学 習など各教科等の様々な授業における探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実 現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。

- ①学校図書館が計画的に利活用され、子どもたちの主体的な学習活動や読書活動が展開されるよう、知的好奇心を醸成するための図書資料の充実や環境整備、市立図書館との連携など、学校図書館を「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能をもつ、学びの場として整えます。
- ②図書館利用ガイダンスの充実や教科学習と連動した適切な資料の提供など、学校図書館に期待されている役割を最大限に発揮するため、学校図書館サポーター*の専門性向上や常駐化など人的支援を充実します。

No.4 情報モラル教育の実施

【施策の背景】

- これからの社会を生きる子どもたちには、一人一人が情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な態度が大切です。
- ○誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割を持つようになるこれからの情報社会では、情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことや、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくありません。また、SNS*上のいじめも防止に向けた対応が必要です。
- ○情報社会の特性を理解し、情報化の影の部分にも対応し、適正に活動できる考え方や態度を 身に付けさせていくことが必要です。

- ①「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、 各教科等の指導の中で、意図的・計画的に身に付けさせます。
- ②子どもたちにとって、身近な存在である SNS の利用など、スマートフォンをはじめとする 携帯情報通信端末の様々な課題に対しては、地域や家庭との連携を図りつつ、安全に適切 な利用ができる力を身に付けさせます。

No.5 情報通信技術 (ICT*) を活用した授業の推進

【施策の背景】

- ○情報活用能力は、「すべての学習の基盤となる資質・能力」であり、子どもたちに確実に身に付けさせる必要があります。身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等に おける主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待されます。
- ○人々のあらゆる活動に今後一層浸透していく ICT を、子どもたちが学習や日常生活の中で活用できるようにするため、各教科等において ICT を適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要です。
- ○子どもたち一人一人が ICT を授業で活用することで、グループで議論したことを端末に入力して発表資料としたり、子どもたちの学習履歴が記録されることで教師が授業でポイントを絞って躓いている部分を集中して学習させるなど、質の高めた学習活動を実施することも可能となります。

【取組の内容】

①デジタル教科書の使用など、教員による計画的な ICT の活用とともに、配備された ICT で、発表、記録、要約、報告といった学習活動における子どもたちの ICT 活用を進めます。

No.6 論理的思考・プログラミング的思考の育成

【施策の背景】

- ○これからの時代を生きていく子どもたちには、ますます身近となる情報通信技術を効果的に活用しながら、情報を読み解き、その情報を基に論理的に考え、解決すべき課題や解決の方向性を自ら見いだし、多様な他者と協働して新たな価値を創造していくための力が求められます。
- ○子どもたちに、意図した処理を行うようにコンピュータに指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力として、論理的に考える「プログラミング的思考」などを発達段階に即して育成する必要があります。

- ①これまで、理科や算数・数学等で育んできた科学的な見方・考え方を含め、全教育活動を通して、論理的、創造的な思考力を育成するよう、引き続き取り組むとともに、各教科等の学習の中で、「プログラミング的思考」を育成するための学習活動を意図的、計画的に位置付けます。
- ②小・中学校を見通して、必要に応じて大学や NPO 等の専門家を招聘したプログラミング教育の授業を実施します。

施策③ 市民性に関わる資質・能力の育成

No.7 武蔵野市民科の実施

【施策の背景】

- ○持続可能な社会の実現に向けて、その基礎として市民性の育成が、各国で推進されています。 第二期学校教育計画においても、市民性を「自己を確立し、目標達成に向けて協力したり、 進んで社会に関わろうとすること」と定め、その育成にこれまでも取り組んできました。
- ○これからの学校には、子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。
- ○このように、市民性の育成は価値ある取組であり、さらに確実に市民性を育んでいくため、 本市では、教科横断的なカリキュラムを編成し、「武蔵野市民科」を実施していきます。

【取組の内容】

①子どもたちが今後、どこで生活しようとも、よりよい地域・社会づくりを考えたり、他者と協働してよりよい生活を築こうとしたりする態度を養うため、自分自身のことや学校・地域社会の中から課題を見付け、探究的な学習をとおして、子ども自身の人生や社会を豊かにするために必要な「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育む武蔵野市民科の学習を小学校第5学年から中学校第3学年で実施します。

No.8 キャリア教育の充実

【施策の背景】

- ○子どもたち一人一人が、社会的、職業的に自立し、よりよい人生を切り拓いていくために、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を身に付けるキャリア教育を充実させていくことが求められています。
- ○これらの力を身に付けることで中学校卒業後も、<mark>自信をもって</mark>様々なことを学んだり、経験を積んだりしながら、自分自身の生き方や生活をよりよくするため、目標を段階的に修正したり、自分の理想や目的の実現に向けて努力できる力を育むことができます。

- ①学年や学校全体の教員が共通の認識に立って指導計画を作成するなどした武蔵野市民科 の取組と関連を図ります。
- ②「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、地域と協働した社会人講話や職場体験活動などを実施します。
- ③特別活動を要としつつ、国が作成を勧める『キャリアパスポート』の活用を促進し、各 教科等の特質に応じたキャリア教育の充実を図ります。

No.9 長期宿泊体験活動(セカンドスクール*・プレセカンドスクール)の実施

【施策の背景】

- ○市民性をはじめとする資質・能力を偏りなく育成していくにあたり、「学びに向かう力・人間性等」を育む観点から、体験活動の充実が重要です。
- ○「人」や「自然」と直接ふれ合う体験の減少や疑似体験の増加など、構想当時(平成元年)の子どもたちの課題でした。本市では、20年以上の期間にわたって、長期宿泊体験活動「セカンドスクール」を実施してきました。
- ○社会構造等の急速な変化による予測困難な時代を生きるこれからの子どもたちに必要な資質・能力を育成するために実施する、長期宿泊体験活動のあり方を武蔵野市民科との関連も 含めて、もう一度見直す必要があります。

- ①長期宿泊体験の中で自主性や協調性を育て、生活での自立に必要な知識・技能を身に付けるとともに、現地の方との交流を通じて、進んで他者と関わる力を養います。
- ②長期宿泊体験活動について、再度、評価を行い、小・中学校が連携したより効果的な宿泊 体験活動のあり方について検討します。
- ③ 市として、長期宿泊体験活動等に必要な人材の確保・育成策について検討します。

施策④ 多様な人々が共に生きる社会の担い手としての資質・能力の育成

No.10 人権教育の推進

【施策の背景】

- ○現代社会では、国籍、性別、性自認*、性的指向*、年齢、個性、価値観等の多様な人々が 共に生活し活躍しています。人々の多様な在り方を相互に認め合える社会を目指し、誰もが 相互に人格と個性を尊重し支え合い、協働していく力を子どもたちに育成していくことが必 要です。
- ○多様な他者の考えや立場を<mark>認め合い</mark>、相手の意見を聞き、自分の考えを正確に伝える力を育むことが大切です。また、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、また、必要があれば自ら新たな社会を創造・構築するなど、今後の社会を積極的に形成することができる力を育む必要があります。
- ○そのため、子どもたち自身が発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになることが大切です。ま た、合わせて、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、具体的に態度や 行動に表れるようになっていくことも重要です。

- ①必要な資質・能力を明確にして、意図的、計画的に学校の教育活動全体を通して人権教育 に取り組みます。
- ②東京都教育委員会の「人権教育プログラム」が示す、子ども、外国人、性的指向、女性、 障害者、高齢者等の人権課題を取り上げた授業や、オリンピック・パラリンピック教育の レガシーを生かした教育(国際理解、障害者理解等)を実施します。
- ③多様な人々と関わる学習活動や体験活動などの充実を図ります。
- ④ボランティア活動への子どもたちの参加の推奨など、自尊感情を高め、子どもたちが多様な人々と関わる新たな取組について検討します。

No.11 道徳教育の推進

【施策の背景】

- ○中央教育審議会の答申 (「道徳に係る教育課程の改善等について」(平成 26 年 10 月))では、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」と示されました。
- ○学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人 一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標と する教育活動です。社会の変化に対応しその形成者として生きていくことができる人間を育 成する上で重要な役割をもっています。

- ①「特別の教科 道徳」を要として、全教育活動において、子どもたちの道徳性を一層豊かに養います。
- ②発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもたちが自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと授業の転換を図ります。
- ③他の教員との協力的な指導や保護者・地域の方の参加・協力などの工夫が求められていることから、多様な教育活動を創意工夫していきます。
- ④引き続き「道徳授業地区公開講座*」の実施により、学校、家庭及び地域が連携して子ども たちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の充実を図ります。

No.12 交流及び共同学習の推進

【施策の背景】

- ○各校において、通常の学級の児童生徒と特別支援学級や特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を実施しています。交流及び共同学習を通じて、障害の有無にかかわらず、すべての児童生徒は、相互に認め合い、人間関係を広げ、社会性や豊かな人間性を育むことができます。
- ○インクルーシブ教育システム*の理念を踏まえて、通常の学級、通級による指導、特別支援 学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、交流及び共 同学習を推進する必要があります。
- ○インクルーシブ教育システムの理念を追求するためには、教員、児童生徒、保護者、地域住 民がこの理念の理解を深めながら取り組みを進める必要があります。

- ①特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進するための支援策を検討し、必要 に応じて対策を実施します。
- ②交流及び共同学習の具体的事例を全小中学校で共有するとともに、特別支援教育に関する情報発信や心のバリアフリー*教育の展開などを通じて、教員、児童生徒、保護者、地域住民、関係機関(保育園・幼稚園・療育機関など)の特別支援教育や合理的配慮に関する理解促進を図ります。

施策⑤ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

No.13 いじめの防止に向けた取組

【施策の背景】

○いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、社会全体に関する課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要です。

- ①学校においても、国や都及び市のいじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、確実な実施とその見直しをとおして、「いじめは絶対に許されない」といういじめの防止に向けた学校全体の雰囲気の醸成を図ります。
- ②定期的なアンケート調査や東京都スクールカウンセラー*や市派遣相談員*を活用した教育相談を行うなど様々な方法を用いて、子どもたちの様子を把握します。
- ③いじめ防止対策推進法に基づき、学校に、いじめ防止対策組織を設置し、定期的に会議を 開催し、未然防止や早期対応に組織的に取り組みます。
- ④学校以外の相談窓口の設置や「SOS の出し方に関する教育」の実施、「武蔵野市いじめ問題対策連絡会議*」等、いじめ防止に向けて地域や関係機関と連携するなど、未然防止、早期発見・早期対応できる環境を充実させます。また、重大事態に対しては、いじめ防止対策推進法に基づいて適切に対応します。

No.14 特別支援教室(通級)の体制整備

【施策の背景】

- ○発達障害のある児童を対象として、平成 29 年度から市立全小学校に特別支援教室(通常の学級に在籍する児童が週1回程度通う教室)を導入しました。
- ○特別支援教室については、今後も対象となる児童生徒数の増加が見込まれることから、イン クルーシブ教育システムの理念を踏まえて、児童生徒の在籍学級における適応力向上を目的 として、巡回指導教員と在籍校の教員が連携を強化しながら指導支援体制を整備する必要が あります。

- ①令和2年度に市立全中学校に特別支援教室を導入して、対象生徒の在籍校において、巡回 指導教員と在籍校の教員が連携した指導支援を行います。
- ②小学校特別支援教室については、現在3校ある拠点校1校あたりで担当する児童数も増加しています。今後の児童数を見据えたうえで、拠点校を必要に応じて増設し、巡回指導教員と児童の在籍校(巡回校)の連携を維持、強化しながら指導支援を行います。

No.15 特別支援学級(固定学級)の今後のあり方の検討

【施策の背景】

- ○インクルーシブ教育システムの構築においては、児童生徒が授業内容を理解し、学習活動に 参加している実感を持ちながら、生きる力を身に付けていけるかが本質的な視点であり、そ のためには通常の学級、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある 多様な学びの場を用意しておくことが必要です。
- ○軽度の知的障害や肢体不自由のある児童生徒を対象とした特別支援学級(子どもが毎日通う 固定学級)については、児童生徒数の推移を見据えて、今後のあり方を検討する必要があり ます。

【取組の内容】

- ① インクルーシブ教育システムの理念を踏まえて、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導支援を受けられる環境をつくり、社会的自立に向けた力をつけられるようにします。また、特別支援教育における ICT 機器の活用を推進します。
- ②知的障害特別支援学級については、都立特別支援学校と連携して、指導力の向上を図ります。また、児童生徒数の増加に対応するとともに、小中連携した指導支援を行うため、体制を強化します。
- ③肢体不自由特別支援学級については、児童生徒数の推移を見極めながら、今後のあり方を 検討します。
- ④病弱学級については、武蔵野赤十字病院と連携しながら運営を行います。
- ⑤自閉症・情緒障害特別支援学級については、本市には設置していませんが、教育課程や学級運営のあり方、学習評価や授業評価の手法などに関する国・都・他市区の動向を注視しながら、その必要性や可能性を多角的に研究します。

No.16 交流及び共同学習の推進(再掲 No.12)

No.17 スクールソーシャルワーカーと支援員の配置拡充

【施策の背景】

- ○不登校の児童生徒は増加傾向にあり、不登校の原因は多様化、複雑化しています。平成 29年に施行された教育機会確保法の趣旨も踏まえ、学校・家庭・関係機関がより連携して対応する必要があります。
- ○スクールソーシャルワーカーについては、各地域において小中連携した切れ目のない支援を 行うため、体制を拡充する必要があります。
- 〇支援員については、各校における家庭訪問や別室登校支援を継続的・安定的に行うため、体制を拡充する必要があります。

- ①安心と魅力のある学校づくりを進めるとともに、校内組織においてスクールカウンセラーとも連携し、不登校傾向の早期把握と早期対応に努めます。
- ②スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置(6名体制)して、不登校支援や養育困 難家庭への支援をさらに進めます。併せて、支援員の配置を拡充することにより、学校と 家庭への支援を強化します。
- ③保護者の孤立を防ぎ、学校復帰や将来的な見通しを持てるようにするため、保護者への情報提供、保護者同士の交流の場づくりを進めます。

No.18 不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保

【施策の背景】

○不登校対策としては、安心と魅力のある学校づくりを進めることが第一ですが、教育機会確保法の趣旨も踏まえ、チャレンジルームをはじめとした多様な学びの場のあり方について検討する必要があります。

- ①チャレンジルームについては、不登校児童生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応するため、機能強化や複数箇所設置を検討し、必要な方策を実施します。
- ②フリースクールの実態把握を行い、学校とフリースクールとの情報共有などに関する連携の手引きの作成などを通じて、フリースクールとの連携を深めるなど、児童生徒への支援の充実につなげます。
- ③不登校特例校の設置については、国・都・他市区の動向を注視しながら多角的に研究します。

No.19 切れ目のない相談支援体制づくり

【施策の背景】

- ○平成25年3月に出された「武蔵野市教育センター(仮称)検討委員会報告書」を踏まえて、 平成27年度に市役所内に教育推進室を設置しました。学校の教育活動を支援する教育推進 室については、今後も指導主事や庁内他課と随時緊密に連携を図りながら運営する必要があ ります。
- ○不登校児童生徒が増加傾向にあり、また、発達障害、虐待、貧困など子どもや家庭に関する 課題は多様化、複雑化していることから、教育支援センターの教育相談機能の強化が求められています。
- ○教育支援センターは、体制強化と関係機関との連携をさらに推進することにより、児童生徒・保護者・学校を支援する必要があります。

- ①「武蔵野市教育センター(仮称)検討委員会報告書」で提言された教育推進室と教育支援センターの統合は見直し、現在の運営状況を踏まえて、それぞれのさらなる機能強化を目指します。
- ②教育支援センターは、入学前後における切れ目のない支援を行うとともに、多様化、複雑化する課題に対応するため、本市における子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制づくりとの整合を図りながら、相談員の資質能力向上や適切な配置など体制強化を図るとともに、関係機関との連携を推進します。

No.20 帰国・外国人教育相談室による支援の充実

【施策の背景】

○帰国・外国人教育相談室では、外国籍など日本語指導が必要な児童生徒が早期に学校生活に 適応できるよう、学校に支援人材を派遣し、母語によるサポートを行いながら、日本語指導 を行っています。市立小中学校に在籍する日本語指導を必要とする児童生徒は増加傾向にあ り、それに対応する必要があります。

【取組の内容】

①外国籍などの児童生徒の増加や多言語化に対応するため、関係機関や大学と連携することにより、言語サポーターや日本語指導員の確保を図ります。保護者を対象とした相談支援や情報提供も引き続き行っていきます。

施策⑥ 健康で安全な生活の実現

No.21 運動習慣の定着や体力向上、健康教育の取組

【施策の背景】

- ○子どもたちの基本的な生活習慣は、規律正しい学校生活や学習の充実を図る上で基本となる ものです。また、体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精 神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素となります。
- ○一方で、子どもたちの体力は、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向などが指摘されています。
- ○近年、疾病構造の変化や高齢社会など、子どもたちを取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化してきており、健康教育もそれらに対応していくことが求められています。学校における健康教育は、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質・能力を育成することが大切です。
- ○子どもたちが心身ともに健康で、明るく活力ある生活を営むために、学校の教育活動全体を 通して、基本的な生活習慣に関する指導の充実、健康・体力づくりへ向けた指導が必要です。

- ①全学年で体力調査を実施し、その結果を生かして、子どもたちの体力向上の取組を検討するとともに、体育の授業や学校行事、クラブ活動、部活動を含めた運動習慣の定着と体力づくりのための取組を支援します。
- ②体力向上の成果を発揮する機会や運動することの楽しさ、喜びを体験する機会として、<mark>学校行事、部活動、</mark>「市内中学校総合体育大会*」や「中学生東京駅伝大会」等を活用します。
- ③オリンピック・パラリンピック教育の一環として、各学校で実施されてきたスポーツ志向を目的とした教育活動をレガシーとして今後も支援します。
- ④生活のリズムを整え、健康で規則正しい生活が送れるよう、家庭と連携して、子どもたち の指導に努めるとともに、学校保健委員会の取組と連携した保護者等への意識啓発などを 行い、健康の保持・増進に努めます。

No.22 食育の推進

【施策の背景】

- ○食は、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い 豊かな人間性を育んでいく基礎です。
- ○子どもたちが、食についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付けられるよう、食 育を推進する必要があります。

- ①各学校において、食育全体計画を作成し、食育を教育課程に位置付け、計画的・組織的な 指導の充実を図ります。
- ②食育に関するモデル校の指定や、体験的活動の機会を活用した食育の実施、(一財)武蔵野市給食・食育振興財団*との連携等の取組を実施します。

No.23 安全・安心な学校づくり

【施策の背景】

- ○子どもたちが、安全で安心できる環境で生活していくことは、学校、保護者、地域の皆様等、 子どもたちに関係するすべての人たちの願いです。しかしながら、子どもたちの周りには、 これまでに無かった犯罪に巻き込まれるなど様々な事案が発生しており、子どもたちの安 全・安心を確保していく必要があります。
- ○子どもたちが、生涯を通じて、安全で活力ある生活を送るためには、自ら危険を予測し回避 する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を培っていく必要があります。
- ○登下校においても、子どもたち自身が危険箇所に注意するとともに、保護者や地域による見 守りも引き続き行っていく必要があります。

- ①自ら危険を予測し回避する能力及び他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育むため、必要に応じて地域と連携しつつ、意図的、計画的に、交通安全教室、セーフティ教室*、不審者侵入対応訓練、避難訓練等を実施します。
- ②子どもたちの安全・安心な学校生活のため、門扉の電子錠の導入や通学路の防犯カメラの活用、食物アレルギーへの対応等の取組を推進し、充実を図ります。

施策⑦ 学校に好循環を生み出す取組の充実

No.24 武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進

【施策の背景】

- ○現在、学校を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、<mark>学校や教員に求められる役割が拡大しています。</mark>
- ○教員が多くの役割を担うことは、子どもに対して総合的に指導を行えるという利点がある反面、教員が役割や業務を際限なく担うことにもつながりかねないという側面があります。本市においても教員の長時間労働の実態が明らかとなっています。
- ○平成 28 年度より、教員一人一人の心身の健康保持・増進と、教員が担当する校務の改善を図り、子どもたちと向き合う時間を確保していくことを目指して、教員の多忙化解消に向けた取組である「先生いきいきプロジェクト」を推進し、教員の働き方改革に取り組んでいますが、今後さらに取組の充実が必要です。
- ○子どもたちの健やかな成長を支えるためには、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、質の高い学校教育を推進したという誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが重要です。

- ①出退勤管理を ICT 化して、勤務時間の見える化を図り、教職員一人一人の働き方の見直し に向けた意識改革を推進します。
- ②出張等管理の ICT 化や学校徴収金管理システム*の導入を行い、事務作業の低減を図ります。
- ③市講師*の配置による教員の持ち時数削減、<mark>学校教育を支える人材</mark>の配置等の人的支援の 拡充、一部教科担任制の導入等を行います。
- ④清掃活動や給食を<mark>見守り・支援する</mark>ボランティア制度の導入を検討します。
- ⑤学校が直接相談できるスクールロイヤー制度*の導入を検討します。
- ⑥教員がアクセスしやすいクラウド*環境の整備等を検討します。

No.25 持続可能な部活動の実施に向けた取組

【施策の背景】

- ○部活動は、子どもたちが豊かな学校生活を送る上で大変教育的意義のある活動です。一方で、練習時間や拘束時間が長時間に及ぶことにより子どもたちのバランスのとれた生活や成長への懸念、教職員の多忙化への対応、教員の異動等に係る部活動の持続可能性の確保などの課題があります。
- ○市立学校における部活動が、より効果的・効率的に行われ、子どもたちの健全な成長を支え、 持続可能な取組となることを目指し、「武蔵野市立学校に係る部活動の方針*」に沿った取組 となるよう学校を支援する必要があります。

- ①子どもたちのニーズや部活動の持続可能性を担保するため、部活動指導員*の配置の拡充を図ります。
- ②「部活動在り方検討委員会」を設置し、合同部活動の設置等、持続可能な部活動の在り方について検討します。また、民間団体との連携方法についても合わせて研究します。

No.26 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員研修の実施

【施策の背景】

- ○今後、変化の激しい社会の中で生きていく子どもたちは、時代の変化に対応できる、様々な 力を身に付けることが必要です。
- ○子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を<mark>育み、生涯にわたって能動的に学び続けられる力を身に付けるよう、質の高い学びを実現することが求められています。</mark>
- ○教員は「主体的な学びが実現できているか」「対話的な学びが実現できているか」「深い学びが実現できているか」という視点を手がかりに授業改善に不断に取り組み、授業力を高めることが必要です。
- ○また、教員は、子どもたちが学ぶ過程を重視して、具体的な授業や評価について研究を重ね、 各教科等に応じて、よりよい方法を選択しながら、実践することが重要です。

- ① 本市の学校教育の担い手である教員の資質・能力の向上を図るため、教育推進室の「相談・支援」「研修」「教育情報発信・収集」「調査・研究」という機能の活用を通して、年次研修、職層研修等の教員研修の内容を充実させます。
- ②年次の若い教員のみならず、臨時的任用教員や時間講師などの教員も含め、教員全体の授業力の向上を図るため、市が独自に任用した教育アドバイザー*による授業観察・支援を実施します。
- ③研究指定校を指定し、指導方法等の研究実践を進め、市内の小中学校で研究成果を共有します。
- ④授業改善を進めるため、校内での研修会や小中学校合同研修会で授業を行ったり、教員同士で授業を見合う等 OJT*を推進します。
- ⑤東京都教育委員会が主催する各種研修や指導教諭の模範授業、先進的な取組を行っている 公開授業などに、教員が参加することを奨励するとともに、教員参加のための支援の実施 を目指します。

No.27 学校運営の中核となる教員の育成

【施策の背景】

- ○教職員一人一人が、自らの専門性を発揮するとともに、多様な専門家等の協力を得て、専門性や経験を補い、子どもたちの成長を支える「チームとしての学校」の体制を整備することが大切です。
- ○そのためには、校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントを強化し、組織として教育 活動に取り組む体制を創り上げることが重要です。

- ①学校運営の中核を担う教員、または今後、学校経営を担うことが期待される教員に対し、 学校経営に参画する意欲を喚起するとともに、学校マネジメント能力の向上を図り、教育 管理職候補者の育成を目的に実施する研修内容の充実を図ります。
- ②学校においても、学校管理職等が主幹教諭や指導教諭、主任教諭等の中核となる教員を育成し、その役割を明確にするとともに OJT を実施します。
- ③教員が、学校運営のリーダーや教科指導のリーダーなど、「教員として果たすべき自己の 役割」について考える機会を設けるよう努めます。このことにより、教員が誇りとやりが いをもてるようにします。

施策⑧ 学校がプラットフォームとなる地域との協働体制の構築

No.28 学校・地域・保護者が目標を共有した学校協働体制の構築

【施策の背景】

- ○社会や経済の変化に伴い、子どもや家庭、地域社会の状況の変容、生徒指導や特別支援教育等に関わる課題の複雑化・多様化など、学校や教員だけでは、十分に解決することができない課題も増えています。
- ○学校がその目的を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の方とともに子どもを育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働を進め、学校内外を通じた子どもたちの生活の充実と活性化を図ることが大切です。
- ○また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要です。
- ○さらに、子どもたちにとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことも必要です。
- ○子どもたちに必要な資質・能力を育成するために、家庭や地域の人々と学校が目標やビジョンを共有し、これまで以上に連携・協働して子どもたちを育んでいくことが重要です。

- ①学校は、これまで「開かれた学校づくり協議会」で意見を伺いながら学校運営に取り組んできました。学校・家庭・地域を巡る様々な課題を踏まえ、今後、さらに三者が協働し、主体的に課題に対応していく学校運営のあり方を検討します。
- ②地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちを育てていく活動にするために、地域コーディネーターを中核とした組織的な協働のあり方を検討します。検討にあたっては、本市の現状を踏まえ、学校・家庭・地域の三者で子どもたちを育てるという観点から、学校運営のあり方の検討と一体的に取り組みます。

No.29 文化・芸術活動の充実

【施策の背景】

- ○平成31年4月17日の中央教育審議会 諮問「新しい時代の初等中等教育の在り方について」では、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育として「STEAM教育」の推進が取り上げられています。
- ○情報環境等が劇的に変化し、子どもたちが自然の中で豊かな体験をしたり、文化・芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られていると指摘されています。
- ○また、昨今では、子どもたちを取り巻く地域や家庭の環境により、積極的に文化・芸術活動 に取り組めない状況にある子どもたちがいることも指摘されています。
- ○本市には、心豊かな市民生活を支えるため、市民文化会館や吉祥寺美術館など、多彩な文化 関連施設が整備されています。
- ○本市では、これらの施設を活用しながら、子どもたちの豊かな情操や感性を育んできました。

- ① 今後も子どもたちが自他のよさを認めたり、自らの創造力や表現力を高めたりできるようにするため、オーケストラ鑑賞教室や演劇鑑賞教室、美術展や書き初め展などの各教科等の特質に応じた活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ、体系的・継続的に実施します。
- ②子どもたちが質の高い文化芸術活動を経験できるよう、(公財) 武蔵野文化事業団*との連携や、専門性のある人材を学校教育へつなぐなど、生涯学習分野との連携のあり方を検討します。

No.30 学校の福祉的機能の充実

【施策の背景】

○市立小中学校は地域の多くの子どもが通っており、子どもの生活状況や課題に一次的に気づきやすい場と言えます。学校を中心として子どもの経済的な困難、心身の状態、虐待、養育上の課題などにより早い段階で気づき、学校を支援する人材と連携して、福祉や医療機関など必要な支援につなぐ必要があります。

- ①各学校において、子どもの生活状況や課題を早期に気づき、子どもの声をききながら必要に応じた対応をするため、「子どもの家庭生活 気づきのチェックリスト*」の活用をさらに進めます。
- ②スクールソーシャルワーカーについては、全中学校区に配置(6名体制)して、家庭と支援機関をつなぐ体制を強化します。
- ③就学援助など経済的支援制度については、引き続き周知を行います。

施策⑨ 未来を見据えた学校の整備

No.31 学校改築の計画的な推進

【施策の背景】

- ○本市の学校施設は、1960年代から1970年代にかけて竣工された建物が全体の7割に達し、 令和2年度以降本格的な更新時期を迎えます。
- ○改築する学校では、今後の学校教育を見据えて必要な教育環境を整備する必要があります。
- ○また、この間の長期にわたる多大な財政負担の平準化が必要です。

【取組の内容】

①学校施設整備基本計画*に基づき、学校改築を計画的に進めます。その際、子どもや保護者、地域の方々の意見を聞くとともに、地域の実情を踏まえながら学校施設の多機能化や他の公共施設との複合化も見据えつつ、建築上の様々な課題に対応しながら学校改築を実施します。

No.32 新学校給食桜堤調理場の整備

【施策の背景】

○築 50 年を経過している学校給食桜堤調理場を建替え、児童生徒数の増加に対応する必要があります。

- ①新学校給食桜堤調理場の建替えを進め、令和3年度中に稼働させることにより、児童生徒数の増加に対応して、学校給食を安定的に提供します。
- ②新桜堤調理場では、災害時対応機能や環境機能を強化し、食育推進のためのスペースを配置します。
- ③ (一財) 武蔵野市給食・食育振興財団が蓄積してきた調理手法を生かすとともに、地域人材を活用することにより、効率的な施設運営と地域や家庭における食育推進を図ります。

No.33 小学校自校給食調理施設の整備

【施策の背景】

- ○小学校の自校調理施設においては、児童・教員と栄養士・調理員が顔の見える関係をつくり、 また、学校の授業との連動したきめ細かい食育指導を行うことにより、児童は早期に望まし い食習慣を身に付けることができます。
- ○小学校の給食を調理している北町調理場が築 45 年を経過していることから、今後も継続して安定的に給食を提供するため、調理施設を着実に整備する必要があります。

【取組の内容】

①学校給食を安定的に提供するとともに、学校教育における食育を推進するため、小学校の 改築に合わせて自校調理施設の整備を進めます。

No.34 児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の改修

【施策の背景】

- ○自然災害リスクや気候変動など外的な要因や、児童生徒数の増加、教育的ニーズの変化に適切に対応しながら、良好な教育環境を確保することが必要です。
- ○改築するまでの間、既存の学校についても安全な教育環境を確保する必要があります。

- ①児童生徒数の増加に対応して必要な教育環境を確保するため、児童増加対策調整会議*で、関係部署と課題を共有しながら連携して対策を検討します。また、地域子ども館あそべえ・ 学童クラブについて、隣接地等も含め学校での運営ができるようにします。
- ②地震に伴う非構造物等の落下やブロック塀などの倒壊防止対策を計画的に行います。また、 台風、大雪などに備え日頃の点検により適切にリスク管理を行います。
- ③改築するまでの学校施設について、これまでと同様に中長期的な視点に基づく計画的な予防保全を継続します。

No.35 ICT 化の推進

【施策の背景】

- ○文部科学省は「平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針について」により、自治体に対して ICT 環境の整備を求めています。また、「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」(令和元年 6 月 25 日)では、鉛筆やノート等の文房具と同様に ICT が教育現場において不可欠なものとなっていることや各学校から高速・大容量の通信ネットワークである SINET への接続し、安定した映像や音声通信の環境を確保することなど、世界最先端のICT 環境の整備を目指した取組を進めていくことが求められています。
- ○子どもたちのすべての学びの基盤となる言語能力や情報活用能力のより一層の育成や、教員の業務の効率化等、学校に好循環を生み出すため ICT 環境の更なる整備が必要です。
- ○学習指導要領では、小中高等学校共通のポイントとして、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けています。学習指導要領総則において、子どもたちの発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとすることが明記されています。また、合わせて総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することが明記され、学校の ICT 環境整備と ICT を活用した学習活動の充実に配慮することが求められています。
- ○小学校においては、文字入力など基本的な操作の習得や新たなプログラミング的思考の育成、中学校においては、技術・家庭科(技術分野)においてプログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実することなど、今後の学習活動において、積極的に ICT を活用することが想定されています。

- ①一人1台のタブレット PC の配備や学校 ICT サポーターの配置など文部科学省が示す目標に向けて ICT 環境の整備を目指していきます。
- ②子どもたちの学習活動の充実や教員の業務の効率化のため、安価で安全なクラウド環境の導入について検討を行います。

4 計画の推進

(1) 進捗状況の管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく点検及び評価に加えて、重点的な取組に ついては、毎年進捗状況を適切に把握しながら推進します。

重点的な取組は以下の通りです。

- 2.英語教育の充実
- 7.武蔵野市民科の実施
- 10.人権教育の推進
- 12.16.交流及び共同学習の推進
- 14.特別支援教室(通級)の体制整備
- 17.スクールソーシャルワーカーと支援員の配置拡充
- 18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保
- 19.切れ目のない相談支援体制づくり
- 24.武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進
- 26.主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員研修の実施
- 28.学校・地域・保護者が目標を共有した学校協働体制の構築
- 31.学校改築の計画的な推進
- 32.新学校給食桜堤調理場の整備

参考資料

参考資料

資料1 第三期武蔵野市学校教育計画(仮称)策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第三期武蔵野市学校教育計画(仮称)(以下「計画」という。)の策定にあたり、必要な事項について検討等を 行うため、第三期武蔵野市学校教育計画(仮称)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を行い、その結果を武蔵野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。
 - (1) 武蔵野市の学校教育を推進するための施策について調査し、及び検討すること。
 - (2) 計画の案の策定に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認める事項(組織)
- 第3条 委員会は、別表第1に掲げる者及び職にある者をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (委員長及び副委員長)
- 第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (委員の任期)
- 第5条 委員の任期は、第3条の規定による委嘱又は任命の日から平成31年12月31日までとする。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (部会)
- 第7条 委員会に付議する事項に関して必要な協議を行うとともに、委員会が指示する事項を実施するため、委員会に 部会を置く。
- 2 部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、会務を総括し、必要に応じて会議を招集する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会が必要と認めるときは、部会の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 (ワーキングスタッフ)
- 第8条 委員会の検討に必要な資料の作成その他委員会の補佐をするため、委員会にワーキングスタッフを置くことができる。

2 ワーキングスタッフは、部会の構成員がその所属する職員のうちから指名する。

(報酬等)

第9条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年 2 月武蔵野市条 例第7号)第5条第1項及び第7条第3項の規定により、市長と協議のうえ、教育委員会が別に定める。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、教育部教育企画課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 31 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第1(第3条関係)

学識経験者
武蔵野市立小学校の校長を代表する者
武蔵野市立中学校の校長を代表する者
武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者
武蔵野市青少年問題協議会地区委員会委員長会議を代表する者
武蔵野市開かれた学校づくり協議会を代表する者
公募による市民
教育部長

別表第2(第7条関係)

教育部長

教育部統括指導主事
教育部教育企画課長
教育部教育調整担当課長
教育部指導課長
教育部教育支援課長

資料 2 策定委員名簿

氏 名		職名等	区分
松田・恵示・©)	東京学芸大学 副学長	学識経験者
橋本 創一 〇)	東京学芸大学 教育実践研究支援センター 教授	
奈須 正裕		上智大学 総合人間科学部教育学科 教授	
田村 学		國學院大學 人間開発学部初等教育学科 教授	
馬場 幸子 ※	*	東京学芸大学 総合教育科学系 生活科学講座 准教授	
藤橋 義之		市立大野田小学校校長	学校関係者
竹山 正弘		市立第四中学校校長	
三原 忍		市立第一小学校PTA会長	PTA 代表
半谷 守廣		市立第三中学校PTA会長	
伊藤 さつき		武蔵野市開かれた学校づくり協議会委員	地 域
氏家 順子		武蔵野市青少年問題協議会桜野地区委員会委員長	青 少 協
竹浪 隆良		公募市民	市民
吉村 香織		公募市民	
福島 文昭		教育部長	行 政

- ・委員の任期は平成30年7月~令和元年12月(※は平成30年7月~平成31年3月)
- ・◎は委員長、○は副委員長

資料3 これまでの検討状況

第1回委員会(平成30年7月23日)

- (1) 委員長、副委員長選出
- (2) 策定委員会の運営、役割、策定の進め方等について
- (3) 委員による発表(奈須委員、田村委員)
- (4) 国や都の動向
- (5) 現計画の進捗と課題について

教育委員との意見交換会(平成30年9月6日)

第2回委員会(平成30年9月6日)

- (1) 委員による発表(松田委員長、橋本副委員長、馬場委員)
- (2) 子ども生活実態調査結果(速報)について
- (3) 現計画の進捗と課題について

第3回委員会(平成30年11月5日)

- (1) 委員による発表 (藤橋委員、竹山委員)
- (2) 教員アンケート調査結果(速報)について
- (3) 第三期武蔵野市学校教育計画(仮称)を検討する上での課題

第4回委員会(平成31年1月11日)

(1) 第三期武蔵野市学校教育計画(仮称)施策の体系図(案)について

第5回委員会(平成31年2月19日)

- (1) 平成 30 年度 武蔵野市子ども生活実態調査報告書について
- (2) 武蔵野市民科について
- (3) 第三期武蔵野市学校教育計画(仮称) 施策の体系図(案)について

第6回委員会(平成31年4月15日)

- (1) 武蔵野市立学校に係る部活動の方針について
- (2) 武蔵野市不登校対策検討委員会報告書について
- (3) 主要な取組の具体的な内容について

第7回委員会(令和元年5月30日)

- (1) 第3章「施策と主要な取組」の文章案について
- (2) 基本理念について

教育委員との意見交換会(令和元年7月1日)

第8回委員会(令和元年7月11日)

(1) 第三期武蔵野市学校教育計画(仮称) 中間のまとめ文章案について

第9回委員会(令和元年10月29日)

第 10 回委員会(令和元年 11 月 18 日)

資料4 中間のまとめに対するパブリックコメント概要と取扱い一覧

実施期間:令和元年8月30日(金)~9月20日(金)

配布場所:教育企画課、市政センター、コミセン、図書館、市民会館

応募方法:郵送、FAX、メール、直接持参

広 報:市報(8月15日発行)、市ホームページ、facebook等

意見件数:367件

意見者数:75名

なお、たくさんのご意見をいただきましたが、紙面の都合上、本計画の修正に関わるご意見等のみを 掲載しております。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
計画全体		全体的に武蔵野の独自性が薄く、国の施策の引き写しが多い。児童の現状、 課題を十分に把握し、児童の人権発達を保障する視点を何より大切にしてほ しい。	
1章 計画の位置付け	(1) 計画策定の背景・趣旨	「ますます加速化する少子・高齢化、就業・就労状況の変化、国際競争力の低下、子どもの貧困や社会的格差の拡大など多くの課題が山積みするなか、私たちは、子どもたちに未来を切り開いて生き抜く力を育んでいかなければなりません。」と時代に応じた学校教育の方向性が示されているが、「子どもの最善の利益」を考慮したとき、学校教育の方向性を考える前提としてまず、彼らが一人の人間として尊重され、子ども時代を子どもらしく生き、安心して学び通える学校であることを優先しなければならないと考える。	第六期長期計画にあるとおり、子どもが基本的人権を持つ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることが前提であり、今回の計画策定でもこのことを前提としています。
1章 計画の位置付け	(1)計画策定の背景・趣旨	「ICT」という言葉について、このページでもp.24[16]の概要にあるような用語説明をつけるのはどうか。「ICT」という言葉に馴染みがない方はまだまだ多いと思う。	ご指摘を踏まえ用語説明など工夫しました。
2章-1 さまざまな動き	(2) 教育機会確保法の制定	武蔵野市の未来を担う子どもたちであるから、義務教育段階の不登校児に対する財政支援を早急にお願いしたい。	安心して通える学校づくりを第一にして、児童生徒の状態に応じた相談支援の充実や多様な学びの場の確保に取り組むことを記載しています。フリースクールの活動は市域を越えており、利用料助成などの経済的支援については、国や東京都などの単位で広域的な対応が必要であると認識しています。
2章-1 さまざまな動き	(8) 東京都教育ビジョンの 制定	最後の段落に「ICT技術」とあるが、「情報通信技術技術」と"頭痛が痛い" のように意味が重なった記述になってしまう。他の項目でも書きましたが、 「中間のまとめ」冒頭から「ICT」という言葉に用語説明をつけてはどう か。	ご指摘を踏まえ用語説明など工夫しました。
2章-1 さまざまな動 き	(8) 東京都教育ビジョンの制定	ICTとは「情報通信技術」のことなので。「ICT技術」という表現は直した方がよい。	
2章-1 さまざまな動 き		武蔵野市における学校教育が目指しているものやあるべき姿、それに基づく 現状と課題を前面に出した方が、わかりやすいと思う。	ご指摘の内容は計画の中で分散して書かれているため、見出し の表現など工夫しました。
2章-1 さまざまな動 き		・第2期学校教育において、本市で小中一貫教育、施設一体型・義務教育学校について2年間にわたり検討委員会を開き、多くの意見交換会を行い検討したことは、とても有意義なことであり、保護者、市民、地域とともに学校教育をつくっていることは他市にも誇れるものです。第六期長期計画にも記載されているものであるので、ぜひ、「小中一貫教育、施設一体型・義務教育学校の検討」についての記載をお願いします。	ご指摘を踏まえ前計画の取組状況に検討状況を記載しました。
2章-2 学習指導要領 の改訂	(1) 学習指導要領改訂の基 本的な考え方	4行目「資質・能力を身に付けられるようにする」および8行目「子供たちが身に付ける資質・能力」という記述における「資質」に違和感を覚える。 「資質」は、一般に生まれつきの能力やもって生まれたものという意味に使われるので、「資質を身に付ける」という表現はどうか。	ご指摘を踏まえ修正しました。
2章-3 前計画の取組 状況		新規計画でないこの計画の根拠の一つは第二期武蔵野市学校教育計画の評価からの課題のはず。計画の作り方としてはそこに新学習指導要領や建替え問題などの新しい課題が追加される形になるのではないだろうか。ところが、前計画の施策の評価から残ったものや新たに生まれた課題を整理し今期の施策に盛り込む作業がされていない。前計画はやりっぱなしとも言える。今期もやりっぱなしになることも想像できる。	ご指摘を踏まえ前期計画の取組状況やこの間の様々な動きに基 づく課題を記載しました。
2章-3 前計画の取組 状況		第二期学校教育計画の評価が必要ではないか。評価がないと、第二期計画から変わったところの根拠がわからない。(例:ある施策の実施が第二期で完了したという評価だから第三期では実施しなくなった など)	

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
2章-3 前計画の取組 状況		施策・概要・平成27年度から30年度までの取組状況が記載されていますが、個別具体的な結果や課題の記載がないのが問題だと思う。その後p.29以降の「4 現状と課題」にまとめて記載されている、という事かもしれないが、それぞれの施策に対して仔細に結果・課題を挙げずに、どうやってPDCAをまわしていくのか。	
2章-3 前計画の取組 状況		第二期計画での成果がわからないので、成果を示してほしい。	ご指摘を踏まえ前期計画の取組状況やこの間の様々な動きに基づく課題を記載しました。
2章-3 前計画の取組状況		取組状況については、成果と課題等も一緒に挙げていただけるとありがたい。例えば、12特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上で、第三小ひまわり学級の新設を挙げられているが、どういう成果と課題があるのか(実際にどうだったか)があるとより分かりやすいと考える。	
2章-3 前計画の取組状況		武蔵野市教育研究会において、年間2本の研究授業時間が確保されているが、若手のみならず教職員の研修として、回数が少なすぎる。実際に授業づくりをしたり、授業を観たりすることで学べることが多くあるので、授業研究の回数を3回以上設定したい。	ご意見として承ります。
2章-4 現状と課題	(1) 児童・生徒 ②特別支援学級、特別支援教 室の児童・生徒数の推移	特別支援学級の整備の必要性を示しているが、それと六長や p.54 の No.12 にあるインクルーシブ教育システムに向けての環境の整備の関係が分からない。	国は、インクルーシブ教育システムは同じ場で共に学ぶことを 追求するとともに、個々の教育的ニーズに応じた指導を行う連 続性のある多様な学びの場を用意する必要があると示していま す。これを踏まえて、通常の学級、特別支援学級といった多様 な学びの場を用意するとともに、通常の学級と特別支援学級と の交流及び共同学習を推進することを記載しています。
2章-4 現状と課題	(1)児童・生徒 ②特別支援学級、特別支援教 室の児童・生徒数の推移	特別支援学級云々のグラフには顕著な変化が見られる。分析はないのか。	発達に障害にある児童への早期支援の必要性の理解が進んだことや、全小学校に特別支援教室を導入したことにより増加したことを記載しました。
2章-4 現状と課題	(1) 児童・生徒 ②特別支援学級、特別支援教 室の児童・生徒数の推移	特別支援学級の児童・生徒数の推移のグラフが実情を把握するのに適していない。とくに中学校のグラフでめもりが大雑把すぎる。またグラフにはH30の数字が載っているが、H31年4月の段階で21人になっている。最新のデータを載せるべき。なぜ20人に満たない昨年度のデータでとめているのかも疑問である。これでは小学校の200人に迫る支援学級の児童数との関連が読み取れない。また、生徒の急増をデータから読み取っているにも関わらず、具体的な対応策に乏しい。そのことは56ページに非常に消極的に反映されている。	学校で大きく増加しているのは、固定学級ではなく、特別支援 教室(通級)の児童数であり、説明を記載しました。対策につ
2章-4 現状と課題	(1) 児童・生徒 ②特別支援学級、特別支援教 室の児童・生徒数の推移	小学校の特別支援学級・通級の増加が著しいのにも関わらず、中学校では低 迷していることは課題として言及するべきだと思う。この小中の差は一般の 人が見たら不自然に感じるかもしれません。また、武蔵野市の中学校の特別 支援教育への不信感につながりかねないと思う。	発達障害への早期支援の必要性の理解が進んだことや、全小学校に特別支援教室を導入したことに増加したことにより、小学校が増加したこと、また、中学校については、対象生徒は現在に第二中学校に通級して指導を受けていますが、令和2年度には各中学校に特別支援教室を導入することを記載しました。
2章-4 現状と課題	(1)児童・生徒 ②特別支援学級、特別支援教 室の児童・生徒数の推移	情緒障害等通級指導学級への入級児童数が増加してきている背景や中学校へ の継続数の少ないことの背景についての記述があると良いのではないか。	発達障害への早期支援の必要性の理解が進んだことや、全小学校に特別支援教室を導入したことに増加したことにより、小学校が増加したこと、また、中学校については、対象生徒は現在に第二中学校に通級して指導を受けていますが、令和2年度には各中学校に特別支援教室を導入することを記載しました。
2章-4 現状と課題	(1) 児童・生徒 ②特別支援学級、特別支援教 室の児童・生徒数の推移	情緒障害等の通級指導を学級を必要とする児童の増加が非常に顕著。通級学級もそうだが、通常学級内での授業における支援もさらに必要である。	ご意見として承ります。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
2章-4 現状と課題	(1) 児童・生徒 ①市立小・中学校に在籍する 児童・生徒数の推移 ②特別支援学級、特別支援教 室の児童・生徒数の推移	①②のグラフについて、全体の推移の把握は課題の考察要素としては表層的ではないか。学校・学年の個別の現状から把握すべき。年度により学級数・学級人数が変わったり、支援級の定員割れが起きている問題の対応できないと考える。	このグラフについては、他のグラフと同様に、全市的な傾向を 示すために掲載していますが、ご指摘を踏まえ特に留意すべき 課題がある学校を記載しました。
2章-4 現状と課題	(1) 児童・生徒 ⑥体の状況	子どもの体のおかしさ、過労、アレルギー、視力、生活習慣の乱れ、身辺処理力の衰退等が様々な子どもに関わる分野で問題視され、学校現場でも深刻さを増している。教育政策を立てる際に、掲載データ以外の子どもの実態はどの程度検討されているのだろうか。授業時数の増加や自由な遊び時間の減少等、今以上に子どもに直接負担がかからないように考えていただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、子どもたちの現状を踏まえ、適切 な取組ができるよう検討していきます。
2章-4 現状と課題	(1) 児童・生徒 ⑦心の状況や不登校児童生徒	不登校の児童生徒数の最新の数値(H30,31)を知りたい。	最新の状況については市教育委員会は把握をしています。調査は、文部科学省が統計法に基づいて実施する調査を活用して行っています。調査主体である文部科学省が調査結果を公表するまで市教育委員会は公表を控えています。
2章-4 現状と課題	(1) 児童・生徒 ⑦心の状況や不登校児童生徒	不登校になった理由について把握しているか。	毎年度、国の調査や市の独自調査などが行われていますが、不登校は、複数の要因が複合的に影響しあって生じており、一人一人異なるのが実態です。No17の施策の背景には、不登校の原因は多様化、複雑化していることを記載しています。
2章-4 現状と課題	(1) 児童・生徒 ⑦心の状況や不登校児童生徒	不登校の子どもの中でネット依存になって昼夜逆転しているような子どもも かなりいると思うが、割合などがわかれば教えてほしい。	調査において、昼夜逆転の傾向を示している子どももいること は把握されていますが、その状態や程度も一人一人異なるのが 実態であり、割合として一律に数字で示すことは困難です。
2章-4 現状と課題	(1)児童・生徒 ⑦心の状況や不登校児童生徒	不登校児童が増加傾向にあるが、現場での対応が非常に困難である。家庭の考え方や児童にの状況によって、積極的に働き掛けたほうがよい場合もあるし、反対に働き掛けないほうがよい場合もある。学校に登校するということについて、様々な選択肢が確保され、理解されるようになるとよい。	
2章-4 現状と課題	(1) 児童生徒 ⑦-2不登校児童生徒数の推移	「不登校児童生徒数の推移」では不登校児の分析において人数が重要なのか 出現率が重要なのか。少なくとも文中で出現率に触れているのでグラフに書 き込むべきではないか。	全児童生徒に占める不登校児童生徒の割合を記載しました。
2章-4 現状と課題	(3)学校関係団体等	地域コーディネーター、青少協、福祉協議会、地域防災会等の記載がない。 深浅によらず大きく学校運営に関わっているのは事実。何らか言及すべき。	ご指摘を踏まえ記載しました。
2章-4 現状と課題	(3)学校関係団体等 ②開かれた学校づくり協議会	②開かれた学校づくり協議会について、協議会の構成員が(学校側が選んだ)8 人以内の委員で、傍聴を認めないクローズドな会議を行うことがなぜ「開かれた学校づくり」となるのか。8名の委員になれなかった保護者や地域には 意見交換の場がない。	各学校では、保護者や地域の方に対し、学校の取組全体に関するアンケート等を行っていますが、いただいたご意見についても課題と認識しています。
2章-4 現状と課題	(4) 教職員 ②これまでの取組に対する教 員の受け止め方	図表中「理数教育の充実」が「理科教育の充実」になっている。	ご指摘を踏まえ修正しました。
2章-4 現状と課題	その他特別支援教育について	特別支援教育を充実させるためにも学校ごとに時間を設定し研修を行うこと や特別支援コーディネーターが率先して情報を発信することが求められる。 また、特別支援コーディネーターの専門性向上が急務だと感じる。	市教育委員会主催の特別支援教育コーディネーター連絡会や研 修などの機会を通じて、情報提供や専門性の向上の取組が行わ れています。
2章-4 現状と課題	その他特別支援教育について	特別支援学級への転入について、年度途中であっても転入の際には、書類上の見当だけではなく観察の場を設けるべきと考える。特に他都道府県からの転入の場合にはしっかりと見取る必要があると思います。東京都には素晴らしい都立特別支援学校が多数あるためそのように考える。(もしも、今現在観察の場を設けていたら申し訳ありません)	者からの申し出があった場合には、原則として、就学相談員に

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
2章-4 現状と課題	その他 施設について	校舎増改築にあたって児童の安全のためのセキュリティ強化、エレベータや バリアフリー化、ICT環境の整備等は当然ですが、管理室関連は1階に集 約する、児童机・椅子の保管庫や粗大ごみのストックヤードなど設備面の充 実や、職員の更衣室や休憩室、会議室・印刷室等へのエアコン設置など、執 務環境の改善もお願いしたい。その際教員だけでなく、事務・用務・給食職 員等、様々な視点から意見を取ったうえで、より充実した施設設備にしてい ただけれればありがたい。	今年度再開した学校施設整備基本計画策定委員会では、ご指摘 の職員室など管理諸室のあり方についても議論しています。
3章-1 基本理念		3項目めに「今までも大切にしてきた『生きるカ』を育む教育」とありますが、ここの「生きるカ」は文科省の学習指導要領が言うところの「生きるカ」なのか、それとも武蔵野市教育委員会が考える「生きるために必要だと思う力(教育)」なのかを明記するべき。そして、「生きるカ」について、もしここで言う「生きるカ」が武蔵野市教育委員会が考える「生きるために必要だと思うカ(教育)」だとしたら、それは何であるのかの説明が必要。	策定委員会では、学習指導要領で育成が求められている「生きる力」に加えて、「基本的な考え方」にも示すとおり、「自信を高め、意欲を育む教育」「多様性を生かす教育」によって育まれる力も含まれると認識しております。
3章-1 基本理念		「『生きる力』を育む教育を一層推進する」のであれば、「食」や「食育」 についても触れるべきではないか。	策定委員会では、「食」「食育」についても、今後も、引き続き大切にしていきたい内容であると考えます。ご意見として承ります。
3章-1 基本理念		憲法や教育基本法、児童憲章、子どもの権利条約、国連からの提言が理念に どのように生かされているのかがわからない。法的な根拠(特に国連からの 日本の教育制度・社会に対する指摘)が弱いと思う。	策定委員会では、ご指摘いただいた憲法や教育基本法、子ども の権利条約などを前提とした上で基本理念について検討してき ました。
3章-1 基本理念		「社会を支えていく大切な存在」「コミュニティを支える一員」「これからの社会では~求められます」「よりよい社会と未来の創り手となる力」の表現が多く、社会を担う存在となるための教育が前面にでていて、「子どもの権利条約」にある子ども自身の人格、才能、精神的身体的能力の発達を指向すべき教育、誰のために役立つという視点にとらわれない自己形成を育む、自己を獲得していくという教育の理念がかけているように思う。	教育は、人格の形成を目指して行われなければならないと教育 基本法で示されています。それを前提とした上で、策定委員会 では、子どもたち一人一人が自己の能力を最大限生かし、自分 の意見や意思をもって考え、自ら判断し、自ら行動する力を身 に付けさせることの実現を目指して検討してきました。また、 自信を高め意欲を育む中で、子どもたちの個性や能力を伸ばす 教育を目指していくものと認識しています。
3章-1 基本理念 3章-3 施策③		平和を理念に、平和学習を市民科に。 日本国憲法は「基本的人権の尊重」「国民主義」「平和主義」を理念とし、 武蔵野市の長期計画にも市政という点からこれらの理念を具体的に施策化し ています。この計画では、人権や民主主義にかかわる記述は見られるが、平 和については書かれていない。「よりよい社会」は憲法の3つの理念に沿う べきで、市の長期計画にも沿うべきである。特に市独自の市民科にはふるさ と歴史館の研究成果を教材化した内容を取り入れていただきたい。	平和についての学習内容は、これまでも学校で子どもたちは学んでいます。また、現状として、ふるさと歴史館とも連携しています。武蔵野市民科については、各学校で指導計画を立て取り組むものです。その中で戦争や平和教育をテーマに単元を組むこともあるかもしれませんが、武蔵野市民科に限らず、今後も引き続き、平和について学び考える学習は実施されます。
3章-1 基本理念 3章-2 基本的な考え 方		インクルーシブ教育について、後半の「施策と主要な取り組み」部分に記載があるが、これは個々の施策ではなく大きな概念なので、「基本理念」や 「施策の基本的な考え方」に入れるべきものだと考える。	インクルーシブ教育システムの考え方については、基本理念や 施策の基本的な考え方の中で、一人一人の能力を最大限に生か すこと、多様な他者と協働するということを書き込むことで表 現しています。
3章-2 基本的な考え方	これからの時代に求められる 資質・能力を育む教育	「これからの時代に求められる資質・能力」とあるが、誰が何のために求める資質・能力なのか、○2つ目の「また」、○3つ目の「そのため」、○4つ目と項目の「」の関係を含めて説明がほしい。	
3章-2 基本的な考え 方	これからの時代に求められる 資質・能力を育む教育	基本理念の部分と同じように、「時代の要請」というしばりの中で教育がと らえられ、子どもの人格、能力等の発達、自己形成が子どもの発達の保障が 後回しにされているように思う。	子どもたちの人格の形成は、教育基本法で目指しているものです。子どもたち一人一人が自己の能力を最大限生かし、自分の意見や意思をもって考え、自ら判断し、自ら行動する力を身に付けさせることの実現を目指して検討してきました。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-2 基本的な考え方	これからの時代に求められる 資質・能力を育む教育	「これからの時代に求められる資質・能力」だけでなく、基礎的な知識・技能も大切ではないか。第二期では一番に記載されていた。基礎的な知識があってこそプログラミングなど発展的な能力も身につくのではないか。書き込んでほしい。	確かな学力については、「基本的な考え方」として記載しておりますが、確実に育成をしていくものと認識をしています。施 策には言葉として表現はありませんが、基本的な部分を押さえ ていないとこの計画に記載した取組はできないと考えています。
3章-2 基本的な考え 方	自信を高め意欲を育む教育	日本の子供たちの自己肯定感が低いとされる(45頁7行目)一因は、校則にあるのではないか。教員が子供に向き合う余裕のなさが細かい規則を定めて管理する手法を生んでいるというのは穿ち過ぎでしょうか。校則によって子供を縛るような教育方法は「中間のまとめ」の計画とも相いれないように思われますので、見直しが必要だと思う。	ご意見を各学校へ伝えます。
3章-2 基本的な考え 方	自信を高め意欲を育む教育	○3つ目「〜気づくよう」○4つ目「〜見失くことなく」など、悩み葛藤しながら自己を確立、形成していく育っていく育てていく中で、自信、意欲を育むという観点でなく、もともとあるものを見つける見損なう、もともと持っているものを最大限に発揮するような出力を助けるために自信、意欲を持ち出しているように感じる。	能性を安心して発揮できるよう、子どもに関わる大人が日常的
3章-2 基本的な考え方	自信を高め意欲を育む教育	日本人の子どもたちが諸外国の子どもたちより自己肯定感が低い状況である 理由についてどのように策定委員会では考えているのか。	全国学力・学習状況調査では、本市は、全国や東京都と比べる と自己肯定感は高い結果でした。その中でも一定程度、自己肯 定感の低い子どもたちもいます。どの子どもたちにも自己肯定 感を育成することで様々な分野で力を発揮できるようにするこ とを目指しています。
3章-2 基本的な考え 方	自信を高め意欲を育む教育	自己肯定感が下がっているのは単一の原因ではなく、複雑な要因が合わさっていると思う。 そのため、 ①子どもたちが健やかに過ごすための身体(睡眠・食事・運動)を丁寧にサポートする ②子どもの存在を丸ごと認め大事にする(部分的なものだけでは足りない)ことが必要だと考える。	自己肯定感が下がっていることについては、ご指摘のように、明確な原因は分からないところです。子どもたちに関わる大人が、様々な角度から子どもたちと、自信をもち、自己肯定感を高められるよう意図的に関わっていくことで、自信や自己肯定感を高めることができるのではないかと考えます。
3章-2基本的な考え方	多様性を生かす教育	「多様性」の定義を知りたい。当たり前のことをやらない担任の先生につい て指摘したところ、副校長から「やらないのがその先生らしさだ」と言われ た経験がある。やらないことを「多様性」とするのは違うのではないか。	
3章-2 基本的な考え方	多様性を生かす教育	「多様な他者」「多様性を生かす」とあるが、「多様性」とはどのようなことを指すのか。	障害の有無や性自認、年齢、職業、国籍、文化的背景(国際関係)などを想定して、「多様性」という言葉を使用しています。
3章-2 基本的な考え 方	多様性を生かす教育	今現在の学校は本来ある多様性はないと思う。多様な子ども達が居る事が当たり前の環境、そしてその子達が通い学び会える学校や教育をぜひ進めてほしい。そのためには通常学級の基礎的環境の整備は必須である。他には先生方などの配置数、1クラスの子どもの定員を40名でなく30~35名、学び方を個々にあったものにするなど、多岐にわたる変容と意識改革が必要になると思う。そのことはきっとみんなが安心して居られる学校創りの近道だと思うので、ぜひ進めて欲しい。	職業、国籍、国際的な文化的背景などを想定して使用しています。市立学校に通う子どもたちが、多様な他者との関わっていく中で、「基本的な考え方」に示す教育をどのように実現するのかを策定委員会では検討してきました。実現させる方法は
3章-2 基本的な考え方	多様性を生かす教育	多様性を生かす教育 3行目、「〜予測が困難な時代」といっているのに、1 行目では、「〜厳しい挑戦の時代を迎えている」と言っているが、予想はできるが予測できないということなのか。	
3章-2 基本的な考え 方	多様性を生かす教育	「多様性」に関する教育を具体的にどの事業で行っていくのか。	人権教育の推進や道徳教育等、教育活動の中で、多様な人々と 関わる学習や体験活動を通して取り組んでいきます。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-2 基本的な考え方	多様性を生かす教育	るが、人間の尊厳や多様性を生かせる政治や制度にする責任は今の大人たちにあり、子どもたちにに期待されているという表現はちがう。社会の在り方や制度は人間の努力によって変えられるということ、その担い手(=主権者)として生きることの意義、そしてそれらを支えるための学校教育であるということを明確にし表現すべき。また、私立学校にも様々な背景を持つ子	基本理念では、未来の創り手となる子どもたちに学校教育を通して育みたい力について記載しています。その考え方のもと、各施策が展開されると考えます。公立学校の強みへのご意見につきましては、私立学校にも様々な子どもたちがいることは理解しております。本市は学区制を取っており、選択して入学する学校ではありません。その観点から比較すると様々な背景をもつ子どもたちが集まり、そこを生かしていきたいと考えています。
3章-2 基本的な考え方	多様性を生かす教育	である。一昔前ならともかく、現在は、私立学校にも「様々な背景をもつ子	公立学校の強みへのご意見につきましては、私立学校にも様々な子どもたちがいることは理解しております。本市は学区制を取っており、選択して入学する学校ではありません。その観点から比較すると様々な背景をもつ子どもたちが集まり、そこを生かしていきたいと考えています。
3章-2 基本的な考え 方 3章-3 施策④	多様性を生かす教育 10.人権教育の推進	WHOでは、「『性同一性障害』を精神障害の分類から除外し、名称も【性別不合】に変更し、2022年(令和4年)1月1日から効力を発する」としている。 第三期計画はこの期間のため、文言を変える、もしくは注釈を付けるべき。	ご指摘を踏まえ、記載の方法について変更しました。
3章-2 基本的な考え 方 3章-3 施策④	多様性を生かす教育 10.人権教育の推進	武蔵野市は数年前から同性パートナーシップを検討しているが実施されていない。同性パートナーシップを導入すれば、LGBT関係は子供たちにも拡がると思う。	ご意見として関係部署に伝えます。
3章-2 基本的な考え方	学校・家庭・地域が相互に連 携、協働した教育	1項目めの二行目に「育まる」とありますが、「育まれる」の誤植ではないか。	ご指摘を踏まえ、修正しました。
3章-2 基本的な考え 方	学校・家庭・地域が相互に連 携、協働した教育	3項目めに「学校、家庭、地域がお互いの状況を補いつつ、主体的に関わることが、子どもたちのよりよい成長のためには大切です。」とあるが、地域が学校を補うことはあっても、学校が地域を補うことは教員の多忙を考えるとありえない。学校は子どもの教育が最優先ですから無理して地域に関われという気持ちはないが、綺麗事を書くのはやめてほしい。学校施設を平時に開放したり、災害時に避難所として開放することは、「地域を補う」こととは別だとも申し上げます。	よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有して連携、協働しながら子供たちを育んでいくことを目指し、三者のあり方について検討されるものと考えます。
3章-2 基本的な考え方	学校・家庭・地域が相互に連 携、協働した教育	6項目めに「相互の意思疎通を十分に図り」とありますが、現在の「開かれた学校づくり協議会」では十分な意思疎通を図れません。その後の「3 施策と主要な取組」にも、意思疎通を十分に図ることについては該当する項目がないが、どのように意思疎通を図るつもりなのか。	今後、学校、家庭、地域をめぐる様々な課題を踏まえ、さらに 三者が協働し、主体的に課題に対応していく学校運営のあり方 を検討していきます。
3章-2 基本的な考え方	学校・家庭・地域が相互に連 携、協働した教育	○4つ目の「家庭・地域社会で共有した目的に向った教育活動〜」とあるが、子どもの人格、能力等の発達、自己形成、人権や基本的自由、平和的価値の尊重など普遍的な教育の目的とここでいう目的との関係はどのようになっているか。	各学校では、法令や教育委員会の規則や方針などを踏まえ、子 どもたちや学校、地域の実態を把握した上で、学校教育全体及 び各教科等での指導を通じてどのような資質・能力を目指すの かを明らかにしながら、実態やねらいを十分反映した具体性の ある教育目標を設定します。地域や保護者と共有する目的と は、学校の教育目標となります。
3章-2 基本的な考え方	学校・家庭・地域が相互に連 携、協働した教育	「地域」とは何を指すのか。図書館やふるさと歴史館などとの連携はとても 大切だと考えるが、そういった社会教育施設は「地域」には含まれるのか。	「地域」には、様々な組織やそこで生活をしている人々を想定 しておりますが、社会教育施設なども含まれると認識していま す。
3章-2 基本的な考え方	学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育	「協働」という言葉は大人の言葉のような気がする。子どもが学校内で行うのは「協力」ではないか。「協働」はどのような意味で使用しているのか説明してほしい。 (注)武蔵野市市民活動促進基本計画の協働:市民活動団体相互や企業・行政等の多様な担い手が、目的を共有し、対等な立場と適切な責任・役割の分担のもとに協力し、それぞれの特性を最大限発揮して相乗効果をあげながら、社会的な課題の解決のために取り組むこと	し多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること」と述べられています。子どもたちが学校教育で活動していく中で、一

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-2 基本的な考え方		武蔵野市が大事にしてきた「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「理数教育の充実」「読書活動の充実」等は、学習指導要領が変わっても必要なことだと思う。大変だと思いますが、施策に加えていただけますようお願いします。	
3章-3 施策①	1.言語活動の充実	子どものころから「言語活動の充実」をしっかりやってほしい。大人で伝言 ゲーム(電話連絡網)をやってとんでもないことになったことがある。決して 笑えない。記憶力がないのではなくて言葉の理解力と表現力の問題だった。	言語活動はこれからも学校で重点的に取り組んでいきます。
3章-3 施策①	1.言語活動の充実	背景5「また、読書は、多くの語彙や多様な表現、様々なよいものに触れることを通して、擬似的に体験したり知識を獲得したりして新たな考え方に出会うことを可能にする」の「可能にする」は違和感がある。まったく役に立たない本もある。「助けになる」程度でいかがでしょう。	ご意見として承ります。
3章-3 施策①	1.言語活動の充実	背景5に「学校の授業意外で本を読まない児童・生徒が、小学生、中学生ともに一定程度いる状況から、読書活動を推進していく必要があります。」とあるが、そのためには学校図書館の充実のなかに、学校図書館サポーターという中途半端な立場の職員ではなく正規職員の司書を全校に配置し、在校中いつでも学校図書館(図書室)を利用できるよう明記すべき。	学校図書館に期待されている役割を最大限に発揮するため、学 校図書館への人材支援を充実していきます。
3章-3 施策①	1.言語活動の充実	「言語活動」が限られた説明や話し合いや表現活動を取り入れることを中心に書かれているが、その活動で言語能力の育成ができるのか。言語は言葉だけでなくひとり歩きするものではなく、言葉の背景に体験、知識、感覚などがあって、内実ある言葉となっていく。国語科で文学作品を読み、感じる、自己の経験や思いを想起することも、理科で観察や実験等で自然現象に向き合おう、法則を考える、知るなど、それぞれの教科の教科で学ぶ、身に着けるべき様々な経験や事柄が、言葉を耕す。特に小学校、中学校では、各教科で学ぶべき内容を、体験を含め、各教科の特性を大切にして、児童、生徒が学ぶことが言葉を内実のあるものにし、言語能力を育成していくことになるのではないか。様々な教科がある意義の一つでもあると思う。各教科の時間数は限られている。「「言語活動」を各教科の授業に取り入れ~」を前面に出すことは、言語能力の育成を阻害する危険があると思う。	ご指摘のとおり、言語能力は、全ての学習の基盤となる資質・能力であると捉えています。各教科等でその教科等の特質に応じて実施される言語活動を網羅する記載方法をとっておりませんので、記載は例として示しています。言語活動は、学校での全ての教育活動をとおして行われ、言語能力の育成に寄与するものと捉えています。
3章-3 施策①	1.言語活動の充実	③小さいころから読書習慣を身に着けさせるべきである。それには、きっかけが大切で、学校図書館の充実は本を揃えるだけではなく、司書の果たす役割は大きく、その質に左右されるともいえる。人材的充実も考えていただきたい。	
3章-3 施策①	1.言語活動の充実	これまでも研究されてきている内容である。それでも言語能力の衰退現象が起こっている。新学習指導要領の枠の中でこの内容を実施しても十分な成果は望めない。発言のパターンを教えることでなく、自由に発言できる機会が増えることが言語力を高めているのだと感じている。	学習場面で、認識した内容を理解し考え、考えたこと表現する ことが大切であると考えます。自由に発言することも含めて、 言語能力を高めていく方法は様々あると認識しています。
3章-3 施策①	1.言語活動の充実	言語で感じとり表現することも大切。他者を気持ちで理解するためには、情 緒を豊かに育む取組も行ってほしい。	言語能力を構成する資質・能力には、中央教育審議会答申においても、感性や情緒の側面が指摘されています。言葉によって感じたり創造したりする力、感情や想像を言葉にする力等も育成していきます。
3章-3 施策①	1.言語活動の充実	学校図書館の充実は、主体性を高めるためには不可欠であるので重点的に取り組んでほしい。しかし言語能力の向上=読書活動と考えるのは胆略的である。	
3章-3 施策①	2.英語教育の充実	グローバル化はどんどん進めたらよいと思うが、国際感覚という点では言葉よりも文化の理解の方が重要だと思う。日本人のバスポート保有率が25%という状態でどれだけ国際感覚を持つことができるか。世界には思いもつかない価値観を持った人たちがたくさんいる。グローバル化の目的が、英語のドキュメントを読み書きできると世界が爆発的に広がるよ程度であれば No.2でいいのかもしれない。世界とコミュニケーションして活動するのが目的であれば文化も盛り込んだほうがよいのでは。国内でも価値観を押し付ける多様性の無い人たちがたくさんいる。そんな状態で外国語ができたところでいいことはない。いずれにしろ小学校での英語は楽しくやってほしい。	語やその背景にある文化を社会や世界、他者との関わりに着目 して捉える点を重視する必要があります。このような観点を踏 まえ、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育む ため、ALTの配置した授業を実施するとともに、子どもたちの興 味・関心を高められるよう、英語を話したり聞いたりする機会

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策①	2.英語教育の充実	内容③を「地域の方や地域の大学と連携した授業を展開したり、日ごろから 英語と触れ合う教育活動(例えば、留学生との交流、地域の協力を得 た・・・」とした方がよいと考える。武蔵野市や近隣エリアには多くの留学 生がおり、その財産を生かすことは本施策の助けとなると思う。また、留学 生にとっても貴重な経験になると思われ、地域の大学にとっても喜ばれる施 策と感じる。	ご指摘のとおり、地域の方々と協働した教育活動が実施できる よう、その方策について検討していきます。
3章-3 施策①	2.英語教育の充実	何を中心にするのか、具体的な指導内容が見えてこない。英語教育も必要だが、日本語の基礎を小学校の低学年で徹底的に指導することが必要である。 英語教育のために日本語の時間が減ることの無いようにしてほしい。	学習指導要領で示されている学習内容について、市講師を活用 して確実に実施していきます。
3章-3 施策①	2.英語教育の充実	教科担任制が推奨される中、外国語の指導を担任が行うことに疑問がある。 外国語での表現やコミュニケーションの関心を高めるためにも、小学校段階 での専門的な知識や技術がある方からの指導を受けたほうが児童のためにな るのではないか。	指導助言や研修会などを開催し、教員の授業力向上を図るとと もに、市講師制度を活用した教員配置を推進する旨を記載しま した。
3章-3 施策①	2.英語教育の充実	新しい施策を行うために職員の研修がさらに必要。授業を行う教員自身のスキルが十分ではないように感じる。	教員研修については、市教育委員会や都教育委員会等が実施しています。主体的・対話的で深い学びが実現できるよう積極的な受講を奨励するとともに、教員の参加のための支援の実施を目指します。
3章-3施策①		学校図書館の機能を充実させるためにも、学校図書館司書教諭を補佐できる 図書館サポーターの技能向上をはかってほしい。また、採用時の条件等で、 委員会への参加や調べ学習の図書資料提案、中央図書館との連携を担ってく れることを盛り込んでほしい。また、市内の図書資料の情報共有や市内で不 足する分は都立図書館との連携、多摩図書館との連携など、学級担任をする 教諭の指示のもと実働できるようにしてほしい。	
3章-3 施策① 3章-3 施策②	1.言語活動の充実 3.学校図書館の活用	全校に司書教諭(兼任ではなく)の配置を。 子どもの言語能力を高めるために学校図書館の役割は大きいと考えられる。 しかし、施設だけでは意味はなく、子どもたちが利用しやすく、学びやす い、楽しめる、行きたくなる図書館にするためには、教師としての司書教諭 は欠かせません。全国には、かつての保健室登校のように図書室で司書教諭 に支えられた実践がいくつもあります。千二の司書教諭の配置は言語能力の 育成共にインクルーシブ教育をすすめる役割も期待できることと信じていま す。	教員の配置は、東京都教育委員会によるものですので、策定委員会としてできることはありませんが、学校図書館に期待されている役割を踏まえ、人的支援を充実させていきます。
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	学校図書館サポーターのような肩書の人で学校図書館を運営するのはやめよう。ちゃんと学校図書館の利用の促進を図れる人材を配置しよう。これではp.48 No.1 でも読書の有効性を示しているのに整合性がとれない。自己矛盾している。登校支援員もそうだが、人材をケチるのはやめよう。	
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	子どもが「図書館が使えない」と言っている。人が混んでいるのか、職員がいないため入れないのかはわからないが、なるべく多くの時間子どもたちが図書館に入れるようにしてほしい。(朝やお昼休みもあけてほしい)	学校図書館に期待されている役割を踏まえ、人的支援を充実させていきます。
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	内容②に「学校図書館サポーターを含めた人的支援を充実」とあるが、現在の学校図書館サポーターでは在校できる時間数が少なく、司書資格保有義務もないため、「学校図書館を活用」というレベルに持っていくのに無理がある。「学校図書館を活用」するならば、正規職員の司書を全校に配置し、在校中いつでも学校図書館を利用できるレベルを目指さなければ、とても「活用」とは言いがたい。	
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	司書の常駐がなければこれ以上図書館を充実させることは難しい。本と子どもたちをつなぐ大人の存在が必要であり、それこそが司書である。また、内容①にあるような機能を図書館に整えるのであれば、なおのこと司書の常駐が必要である。また、公共の図書館(中央・プレイスなど)との連携も必要と考える。	学校図書館に期待されている役割を踏まえ、人的支援を充実させていきます。
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	「専任の司書配置」を目標に掲げてほしい。	学校図書館に期待されている役割を踏まえ、人的支援を充実さ せていきます。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	「学校図書館が学校の要である」と言われるが、実施は各校どうなのだろうか?調べ学習のオリエンテーション、分類の見方など生涯学習につながる指導はできているのだろうか?そもそも「司書教諭が任命されていない」武蔵野市は法令違反であり、そこからも学校図書館の軽視が垣間見れる。	学校図書館の利用については、各学校において学校図書館利用のオリエンテーションが実施されています。令和元年度は、12学級以上の全校に司書教諭の資格を持つ教員が配置されています。司書教諭の資格を持つ教員の配置を東京都教育委員会へ今後も求めていきます。
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	学校図書館サポーターの仕事はあくまでお手伝いであり、司書のような計画・指導はしないと聞いたことがある。今の子どもたちにとって、活字を読むことや調べ学習を行うということはかかせない。学校図書館サポーターではなく司書を人的配置する必要があると考える。	
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	4月の策定委員会では「学校司書の常駐配置の検討」とあったが、それはど うなったのか。	学校図書館に期待されている役割を踏まえ、人的支援を充実さ せていきます。
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	学校図書館の充実のためには、教員の研修も重要である。また、施設の改善 も早急に行ってほしい。	教員の研修を増やすことについては、様々なご意見があるところですが、教員が研修を受けることについて奨励し、教員が参加しやすいよう支援の実施を目指します。施設については、本策定委員会では扱いませんが、ご意見は関係する委員会等へ伝えます。
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	教職員が学校図書館を使いこなせるようにする研修も必要である。授業への 活用方法はほとんど知られていないのが現状である。	教員の研修を増やすことについては、様々なご意見があるところですが、教員が研修を受けることについて奨励し、教員が参加しやすいよう支援の実施を目指します。
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	取組の内容に「学びの場として整えます」とあるが、具体的にどのように行うのか。	取組の内容①に記載した目的に従い、機能を充実させたいと考えます。
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	人的支援は具体的にどのようなことを想定しているのか。	学校図書館サポーターの専門性向上や常駐化などを想定してい ます。
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	学校図書館の活用はとても重要であると考えている。 重点的な取組には入らないのか。	重点とはしておりませんが、学校教育計画に示された内容は、 どれも重要と考えています。学校教育計画の中に記載されてい ないことでも、学校や市教育委員会が取り組んでいく内容もあ ります。
3章-3 施策②	3.学校図書館の活用	学校図書館は本を読むことだけではなく、ストーリーテリングなどの想像力 をふくらませるような取組も検討してほしい。	いただいたご意見を参考に、子どもたちの豊かな心を育むため 最適な方法を研究していきます。
3章-3 施策②	4.情報モラル教育の実施	内容② 具体的な方法はどうするのか。端末を持っていることを前提とするのか。持つ・持たない、いつ持つ・既に持っている、などの個人差にどう対応するのか。	個々人に対応するものではなく、情報化社会に適切に対応する ための教育を行っていくことを記載しました。
3章-3 施策②	4.情報モラル教育の実施	未来の自分を守るためにも、取組の内容に「一度発信した情報は二度と取り 消せないことを理解させる指導」も加えるべき。過去にあった情報・画像流 出などをとりあげ、実際に検索して見つけさせる作業をさせるだけで、十分 「二度と取り消せない怖さ」を学ぶことができると思う。	
3章-3 施策②	4.情報モラル教育の実施	小学校4~5年生になると、親のスマートフォンを借りて、勝手に動画を 撮ってYoutubeにアップしたりしている子どももいるのが現状である。その 状況を踏まえて、この程度の取組の内容でいいのか検討してほしい。	学校では、情報モラル教育を進める中でご指摘の内容を扱って いくと理解しています。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策②	4.情報モラル教育の実施		子ども自身が考え、行動していけることが大切であると考えています。策定委員会としては、学校で情報モラル教育や健康で安全な生活を実現させる中で新たな課題に対して取組があると理解しています。
3章-3施策②	4.情報モラル教育の実施	「情報モラル」教育は、ICT担当と学校図書館が連携しなければ実現不可能。図書資料とICTを切り離すことはできない。著作権・知的財産権の問題は両方に発生する。理解して学校で「権利の尊重」を学ぶ始まりだと思う。それは「人権を尊重する」教育につながる。	情報モラル教育は、教科横断的に取り組んでいくことが重要であると考えます。ご指摘の内容も含め、「特別の教科 道徳」など、様々な学習活動を通して取り組んでいきます。
3章-3 施策②	4.情報モラル教育の実施	情報モラル教育が現場であまり行われていないと感じる。	情報モラル教育は、教科横断的に様々な学習活動を通して取り 組むことが大切であると認識しています。
3章-3 施策②	5.情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進	9月の文教委員会の中で「動画が止まって音声だけになる例がある」という ことが紹介された。中継器型のWi-FiからメッシュWi-Fiへ移行してはいかが か。	ご指摘の内容を参考にしながら、最適の方法を研究していきます。
3章-3施策②	5.情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進	ICTの利用はこれまでも不可欠だったので当然のことだが、立体を脳内で動かさないで端末で見せたりするような思考を妨げるコンテンツは避けるべき。これも「くもわ・はじき」と同様に能力訓練の妨げになる。理数教育を充実させしっかり考えさせよう。	ICTは、学習のツールとして適切に活用されると理解しています。ご指摘の内容を踏まえ、授業でのICTの適切な活用をとおして、子どもたちに必要な資質・能力が育まれると認識しています。
3章-3 施策②	5.情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進	この項目からはタブレットを活用する以上の「ICTを活用した授業の推進」 の姿が見えてこない。それしか取組内容がないのか。	現在、学校にはタブレットPC以外にも書画カメラや電子黒板機能付きプロジェクタなどのICTが配置されています。タブレットPCも含めこれらのICTを適切に活用していきます。
3章-3 施策②	5.情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進	タブレットの充実。大規模校には、それなりの配当数が必要である。また、 ブログラミング授業の実施に伴い、外国語教育と同じで、サポーターやアシ スタントが授業を手伝ってくれるようなシステムもできるとありがたい。	ICTの配置については、文部科学省が示す目標について導入できるよう検討が進むと理解しています。また、今後も適切な支援方法について検討していきます。
3章-3 施策②	5.情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進	記載されている取組を行うために必要な現場の機器や I C T 環境などハード 面が整っているのか、整っていなければどう対応していくか示してほしい。	ICTの配置については、文部科学省が示す目標について導入できるよう検討が進むと理解しています。また、今後も適切な支援方法について検討していきます。
3章-3 施策②	5.情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進	現在学校にあるICT機器が、動作が遅かったり、複雑だったりと使いづらいので、授業で使いたくても使えない。	ご指摘のご意見を参考にしながら、最適なICTを配備できるよう 検討していきます。
3章-3 施策②	5.情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進	タブレットのネット環境をもっとよくしてくれると、教育効果が高くなると 考える。	ご指摘のご意見を参考にしながら、最適な環境とできるよう検 討していきます。
3章-3 施策②	5.情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進	学校のICT環境は教育現場に必要不可欠であるが、設計・速度・セキュリティ面からみても非常に脆弱であり、かつ、機器も整備費用も高くつく現状がある。そこで以下4つの取組を実施すべきと考える。 ①クラウド活用を積極的に推進することで、端末のコストダウンやサーバの削減する。 ②その他公衆網や「SINET」、LTE、5Gなど、接続方法の選択肢を多様化する。 ③安価な環境整備に向けた具体的モデルを提示する。 ④セキュリティをネットワーク側で担保することにより、個々の端末側での過大なセキュリティの削減を行う。	ご指摘のご意見を参考にしながら、最適な環境とできるよう検 討していきます。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策②	5.情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進	I C T の活用が、児童の学習を充実させることに非常に役に立っている実感がある。制限の拡大や I C T 機器のスペックを上げてもらえると、さらに効果がある。	ご指摘のご意見を参考にしながら、最適な環境とできるよう検 討していきます。
3章-3 施策②	6.プログラミング的思考の育成	内容② 指導する教員の研修はどの程度すすんでいるのか。新学習指導要領 の施行が迫っている今、外部指導に頼る表記があるのは問題と考える。	教員の研修を行うとともに、外部の専門性の高い方のお力添え を得ながら、教育活動を充実させることができると認識してい ます。
3章-3 施策②	6.プログラミング的思考の育成	プログラミングは読解力がなければできない。数学から「行列」などがなくなる現状ではプログラミングが既存のアプリ教材を使う遊びになってしまう。プログラミング教育の学習効果として何が求められており、どこにつなげるかがはっきりしない「英語」「プログラミング」は時間をかけ検討し、具体的な指導方針を望む。これ以上の担任への負担は無理。非常勤講師や外部講師を配置しても問題が大きい。時間割の組み換えや人の割り振りで正規の仕事が増えるし、時間数のやりくりなど、現場に混乱が増える可能性が高い。	プログラミング教育の目的は、論理的思考力の育成ととらえています。そのことを踏まえて、指導方針を検討することが必要と考えます。
3章-3 施策②	6.プログラミング的思考の育成	プログラミング」の指導を強化する施策をとりいれるならば、「分類、比較分析、判断、論理的思考などといった理数的思考能力」を子どもたちにつけていかなければ、プログラムを組めるようにはならない。そのためにも、理数系教科は、今後もレベルを下げないよう、しっかりと力を入れて取り組んでいかなければならない教科であり、第三期教育計画に理数教育の推進の項目を、今まで通り掲げていただきたい。	理数教育の推進は文言としては記載していませんが、「確かな 学力」を子どもたちに育成していくためにこれまで同様に取り 組まれると理解しています。
3章-3 施策②	6.プログラミング的思考の育成	プログラミング的思考も理数教育から得られる論理的思考も、どちらも論理 的思考だが、まったく別物。この点は留意されたい。プログラミングが上手 いからといって今流行りの deep learning をゼロからコーディングできる か。そんな上手い話はない。高度な数学を身につけることができた人でない と無理。プログラミングをやるから、理数教育の充実をやめさせてはいけな い。	ご指摘のとおり、プログラミング的思考も論理的思考の一つであると認識しています。併せて、言語的思考は、言語で行うものであると認識しています。言語で考え表現する各教科での学びも併せて充実させていきます。
3章-3施策②		プログラミングに必要な力は「理数的な論理思考」である。プログラミング だけ強化するだけでなく、普段の算数や理科の授業で、常に分析や判断、比 較に重点をおいて授業を進め、プログラミングできる脳の構造にしていくこ とが必要。小・中学生のころから力を育成するような授業の内容を組み立て ていく必要がある。	あると認識しています。併せて、論理的思考は、言語で行うも のであると理解しています。理科や算数・数学については、記
3章-3施策②	6.プログラミング的思考の育成	プログラミング的思考・プログラミング学習の所が少しわかり辛いように感じた。プログラミング学習を新指導要領に入れた方のお話しをお聞きする機会があったのでお伝えする。また、この内容はこれからのすべての学習の仕方に通じると思うので、先生方だけでなく、保護者や地域の皆さんとも共有してみたい。【内容】プログラミング学習が違う方向にいくと、英語と同じでアレルギーになってしまう可能性があり、とても心配している。 また、マインクラフトで自分で学んでいくので、あまり学校の先生に教えてもらわない方がいい。また、学校の科目になったのはいいけれど、絶対に宿題に出さないで欲しい。本来、どうやったらできるだろう?と考える、プログラミングやコーディングなのに、宿題で書いてきなさい!となると英語の二の舞になる心配がある。大事なのはデバグというやり方を、まずみんなに知ってもらうこと。今までPDCAと言われてきたが、完璧にはできない。プログラミングのがいいところは、やりたいときにやれるということ。これは今の学校の在り方とは真逆の事で「プログラミング的思考」であって、「プログラミング教育」ではない。	ご指摘の内容を参考にしながら、最適の方法を研究していきます。
3章-3 施策②	6.プログラミング的思考の育成	取組を実施するために必要なコンピュータ等の資材は十分に確保されている のか。また、指導のできる教員は確保できているのか。	ICTの配置については、文部科学省が示す目標について導入できるよう検討されるものと認識しています。本市の教員の授業でのICT活用力については、一定程度ありますが、今後も教員には、教具として活用できるよう必要な情報が提供されるものと理解しています。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策②	6.プログラミング的思考の育成	「必要に応じて大学やNPO等の専門家を招聘したプログラミング教育の授業を実施します」とあるが、人材と予算の確保はできるのか。すでに学習塾がこの分野の指導を売りにしている状況もあり、公教育に置いてどのように取り組むのか、もっと市民的な議論が必要ではないか。	「プログラミング教育」は、学習指導要領で示されている内容であり、学校で適切に取り組んでまいります。質の高い学習活動とするため、専門性の高い方のお力をお借りするなど、適切な実施ができるよう取り組まれるものと理解しています。
3章-3 施策②	6.プログラミング的思考の育成	「プログラミング的思考」という文言はおかしい。	文部科学省が作成した、「小学校プログラミング教育の手引き (第二版)」の中で使われている言葉を使用しました。
3章-3 施策③	7.武蔵野市民科の実施	施策の背景に、「なぜ小5~中3までの実施としたか」記載がない。実施する 学年の保護者にとっては重要な情報であり、武蔵野市の教育として取り組む べき施策なのかどうかを判断するためにも、必要な情報である。	小学校低学年からの情操の涵養や善悪の判断、規範意識の基礎を育成した上で、小学校高学年からの「自他の尊重の意識や他者への思いやり」、中学校での「社会の一員として他者と協力し、自立した生活を営む力を育成する」という子どもたちの発達段階を踏まえ、小学校第5学年から中学校第3学年で実施することを想定しています。
3章-3 施策③	7.武蔵野市民科の実施	対象学年の記載はあるが、文章中ではどの学年で何をやるのかわからないの で、記述した方がよい。	本文に実施する学年について記載しました。
3章-3 施策③	7.武蔵野市民科の実施	第二期学校教育計画で定めてあるとのことだが、そもそも市民性の規定が弱い。より単刀直入に「自己決定権の確立と行使する力」と捉え、自分たちの社会をよりよくしていくための政治参加や発信、発言の力を高めるほうこうで彼らの時代を彼らが切り開けるような条件整備を期待したい。とくに18歳からの参政権を無駄にしないよう武蔵野市の18~20代の投票率が最低でも70%を越えるための主権者教育を市民科の中心にすえてもらいたい。武蔵野市民という狭い枠に留まらず、将来的には地域以外で生活していくであろうこの国の国民としての幅の広いバランスの取れた行動できる主権者を育ててほしい。	市民性を構成する資質・能力を「自立」「協働」「社会参画」と捉え、それらの資質・能力を武蔵野市民科では育成していきます。「主権者として求められる力」も武蔵野市民科の一つのテーマになり得ると考えます。武蔵野市民科では、ご指摘のとおり、子どもたちがどこで生活をしようとも生活している場で「市民」として生きていける力を育成することを目指しています。
3章-3 施策③	7.武蔵野市民科の実施	取組の内容に平和教育やふるさと歴史館と連携した郷土学習などもいれて、 子どもたちがより市民性を高めていくことを入れていただきたい。	武蔵野市民科では、決まったテーマはありませんが、平和教育 も一つのテーマとなり得ると考えます。学習するテーマによっ て、武蔵野ふるさと歴史館と連携することが想定されます。
3章-3 施策③	7.武蔵野市民科の実施	六長には学校とふるさと歴史館や図書館とが連携して、戦争や平和のことを 考え学習する場をつくろうという記述があるが、学校教育計画にはそのよう な記載が見当たらない。市民性を高めるには、武蔵野市の歴史を学んだうえ で平和教育を行う必要があると考える。	平和についての学習内容は、これまでも学校で子どもたちは学んでいます。また、現状として、ふるさと歴史館とも連携しています。武蔵野市民科については、各学校で指導計画を立てて取り組むので、その中で戦争や平和教育をテーマに単元を組むこともあるかもしれませんが、武蔵野市民科に限らず、今後も引き続き、平和について学び考える学習に取り組んでいきます。
3章-3 施策③	7.武蔵野市民科の実施	「市民性」の定義に関する議論が不十分であり、カリキュラム作成ありきで進んでいることは子どもたちの市民性を育成するはずの教員の質を高めることになっていない。通知表の中に武蔵野市民課の記載を強制しないでほしい。また、主要な項目としてあげる必要はないのではないか。	新学習指導要領ではカリキュラム・マネジメントの実現が求められており、武蔵野市民科はその取組の一つと考えます。武蔵野市民科カリキュラムを学校教育目標を踏まえた教科横断的な視点で組織的に考えることでより質の高い学習となると考えています。
3章-3 施策③	7.武蔵野市民科の実施	No.7;「市民性」の言葉の定義の議論があいまいなまま進んでいることが一番の問題ではないか。これまで各校で工夫して行われてきた取り組みを文字にすることは莫大な労力であるし、表現しきれるものではない。わざわざ新たな教科として実施する必要はなく、豊かに行われている現状をさらに充実させるという方向性だけでよい。	
3章-3 施策③	No.7 武蔵野市民科の実施	現在学校でカリキュラムや指導計画を作成しているが、教員の多忙化を進めている。夏休みに何日も出勤し、検討する必要があった。市民性を高めるためには教員の議論が必要で、カリキュラムをつくりその通りやれば上手くいくということでもない。また、通知表で評価する必要性もある。今までのやり方で何が駄目だったのかの議論も不十分であり、市民性を第三期計画で大きくとりあげる必要性はないのではないか。	能力の育成が求められており、武蔵野市民科はその取組の一つ と考えます。その観点からも新しい取組として取り上げまし

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策③	7.武蔵野市民科の実施	市民性の育成は大事なことだが、運用の仕方によっては安易な徳目教育にな りかねない。「市民科」を標榜しなくてもよいのではないか。	武蔵野市民科は、教科横断的な学習です。武蔵野市民科カリキュラムは、総合的な学習の時間を中核にして、特別活動や社会科などをカリキュラムの中に入れたモデル案が作成されています。
3章-3 施策③	7.武蔵野市民科の実施	あえて、武蔵野市民科を教科横断的なカリキュラムを編成する必要があるのかという思いもあるが、武蔵野市民科というなら、「世界連邦に関する宣言」「武蔵野市非核都市宣言」をし、「平和の日」を制定し、様々な取組をしてきた武蔵野市であるのだから、「平和教育」の視点を入れるべきではないか。	武蔵野市民科では、決まったテーマはありませんが、平和教育も一つのテーマとなり得ると考えます。武蔵野市民科は教科横断的な学習内容となることから、新学習指導要領で求められるカリキュラム・マネジメントの実現の一つとして捉えています。
3章-3 施策③	7.武蔵野市民科の実施	「市民科」という言葉が、国語科や算数科のような1教科を連想する。教科 横断的、開かれた教育課程などを見越した活動なので、内容にあったネーミ ングのほうがよいのでは。	武蔵野市民科は、ご指摘のとおり、教科横断的な学習です。武 蔵野市民科カリキュラムは、総合的な学習の時間を中核にして 組まれています。
3章-3 施策③	7.武蔵野市民科の実施	イギリスなどのシチズンシップ教育をめざすのであれば、きちんと概論を共通理解した方がいいと思う。それぞれの学校が、それぞれにコレかな?と思う内容でやってる感じがする。市民科=シチズンシップ教育ではないのですか? また、この部分でこそ5、6年、中学1、2年の連携プレーが大事だと思う。(ここで注意すべきは、その担任だけが背負うのではなく、全教員でその部分を理解し、いつ高学年担任になっても理解できているようにしたい。)	武蔵野市民科は、小学校第5学年から中学校第3学年を通して、「自立」「協働」「社会参画」の資質・能力を育成するカリキュラムです。ご指摘のとおり、小学校と中学校の連携が大切であると考えます。
3章-3 施策③	8.キャリア教育の充実	施策の背景、取組の内容とも、使われるための人材(人間ではなく耐久消費財としての)育成になっている。ここにも主権者としての自己の確立という観点はない。「市民」を謳っているが、多様化する社会の要請に適応する便利な人材として、あるいは企業の求める交換パーツとしての汎用性の高い人材の育成を考えているように見えて危うさを感じる。生徒個人個人がどんな人生を歩んでいくかという想像力に欠けた取り組みに思えて残念である。誰のための、なんのための「キャリア」なのか、はなはだ疑問。	キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育を指します。
3章-3 施策③	8.キャリア教育の充実	「キャリアパスポート」の活用促進など、具体的なイメージがわかず、大人が理想とする人生設計にレールを敷くような意味にもとらえられる。内容②(市民科と連携を図る)や内容①(各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実を図る)からでは、どんな教育になるのかイメージがわかない。	キャリアパスポートは、文部科学省から小学校から高等学校を通じて各校で取り組むよう連絡がされています。子どもたちにとっては、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなぐものとして、教師にとっては、その記述をもとに対話的にかかわることによって、子どもたちの成長を促し、系統的な指導に資するものと考えます。
3章-3 施策③	8.キャリア教育の充実	No.8;「キャリアパスポート」で個人が何を学びどんな経験をしたかを 記録するのは、大変危険である。児童生徒本人にとって必要というより将来 設計を狭めたり進路が固定化される恐れがあるが推奨してよいのか。	日常的なワークシートや日記や作文などをそのまま蓄積していくことではなく、これらをもとに子どもたち自身が作成することで学年や入学から卒業までの中長期的な振り返りと将来への展望や見通しができるようにすることが求められています。
3章-3 施策③	9.長期宿泊体験活動(セカンド スクール・ブレセカンドス クール)の実施	「長期」と括らず移動教室や修学旅行も含めた施策で良いと考える。	長期宿泊体験活動事業は、市の施策として小学校から中学校を通して実施しており、武蔵野市の取組の特徴です。20年以上続いており、今後も実施していくべきものと考えますが、成果と課題を振り返り、子どもたちにとってよりよいものとしていくための検討委員会を設置します。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
	9.長期宿泊体験活動(セカンド スクール・プレセカンドス クール)の実施	セカンド・ブレセカンドについてはコスト面もあり様々な意見がある。子どもたちに小学校6年間で一番思い出に残ったのはという質問に対してセカンドという意見は多い。文教委員会の中で「検討内容に聖域は作らない」という答弁があったが慎重に進めるべき。	長期宿泊体験活動事業は、市の施策として小学校から中学校を通して実施しており、武蔵野市の取組の特徴です。20年以上続いており、今後も実施していくべきものと考えますが、成果と課題を振り返り、子どもたちにとってよりよいものとしていくための検討委員会を設置します。
	スクール・プレセカンドス	小学生にとってセカンドスクールは、プレセカンドスクールや日光移動教室 を差し置いて「一番の思い出」になる。色々検討する事はあるかと思うが、 子どもの気持ちを置き去りにした検討とならないようお願いしたい。	長期宿泊体験活動事業は、市の施策として小学校から中学校を通して実施しており、武蔵野市の取組の特徴です。20年以上続いており、今後も実施していきますが、成果と課題を振り返り、子どもたちにとってよりよいものとしていくための検討委員会を設置します。
	9.長期宿泊体験活動(セカンド スクール・プレセカンドス クール)の実施	見直すべき。新しい取り組みも、10年立てば状況も変化するので、検証を して今後を考えるべき。教員の働き方改革にも逆行している。	長期宿泊体験活動事業は、市の施策として小学校から中学校を通して実施しており、武蔵野市の取組の特徴です。20年以上続いており、今後も実施していきますが、成果と課題を振り返り、子どもたちにとってよりよいものとしていくための検討委員会を設置します。
		長期宿泊体験活動について。体験活動の充実、自主性や協調性、進んで他者と関わる力等、子供たちにとっての学びが大きい時であることは、担任として引率をして、心底、実感した。理想的なことを実現していて、本当に素晴らしい教育活動だと思う。ただ、実際はかなり教員の負担が大きい。小学校高学年担任は国語、算数、理科、社会、体育、家庭科、外国語の教材研究をしつつ、セカンドスクールの準備を進める。子供たちの学びのために…と思い、行っているが、時間的にも精神的にも大変である。実態を教員から聞き取り、今後を検討していただきたい。	
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	背景2「多様な他者の考えや立場を理解し、…」とあるが、理解できないことは絶対にある。理解はしなくてもいい。認め合うだけでいいのではないか。でないと価値観の押し付けが起こる。	いただいたご意見を踏まえ、修正しました。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	背景2「多様な他者の考えや立場を理解」するのは残念ながら大人でも難しい。ここは「多様な他者の考えや立場を認め合うために、相手の意見を聞き~」としてはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、修正しました。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	背景2を一文で書ききっていますが、長くて読みにくい。	いただいたご意見を踏まえ、修正しました。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	親が子に対して行う「教育虐待」についてどのように取り組んでいくのか。	子どもたちの最善の利益を考え、学校、保護者、地域で適切に 取り組まれるものと認識しています。親からの過度な期待によ る教育虐待は子どもの人権を脅かす行為ととらえます。親子関
3章-3 施策④	No.10 人権教育の推進	「教育虐待」について人権教育の中でどのように取り組むのか。親も子ども の人権を意識する必要があり、そのような目線も必要ではないか。	係の修復には、専門機関の関与が必要ですが、子どもたちには
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	子どもの権利条約を活かした取組にしてほしい。子どもが主体者として大切 にされなければ、人権教育も上からの押し付けになりかねない。	各学校では、これまでも、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため人権教育に取り組んでいます。子どもの最善の利益も踏まえ、適切に取り組んでいくことが必要であると考えています。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	また、「ボランティアカード」を使用して子どもたちに参加を推奨するやり 方は、自発性ではなく、評価や競争を気にする子どもを増やす気がする。	ご意見を踏まえ、修正しました。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	最大の人権侵害を生み出す戦争についてしっかり学ぶ「平和教育」を、市の 平和施策と連動して行うことをこの項目で記述してほしい。	「平和教育」も「③多様な人々と関わる学習活動や体験活動」の学習の中で取り組む一つのテーマであると考えます。どのようなテーマを取り上げていくのかは学校がカリキュラムの中で決定することですが、引き続き取り組まれるものと認識しています。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	取組②「オリンピック・パラリンピックのレガシーを生かした教育(国際理解、障害者理解等)」とあるが、「国際理解、障害者理解等」を()で後につけるのには違和感がある。ここにあえて「オリンピック〜」だけ具体的にいれ、そこに付随するもののような()で「国際理解、障害者理解等」価値に関わる内容を表す言葉を入れるのが、言葉のレベルにずれがある。オリ・パラ教育の社会的遺産を生かした教育は、人権課題を取り入れた授業と並列ではなく、その中の一部で、考えたい価値を学ぶときに必要なら実施するものではないか。取組③「ボランティアカード」を使ったボランティア活動への参加推奨の取組を市として検討していくのはいかがなものか。学校という枠組みのなかで、評価されることを意識せざるを得ない児童、生徒が大多数である。「カード」のために、「評価」のために「奉仕活動」を子どもに押しつけることができる構造が作られてしまうという危険性も感じる。	ド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と 誇り」「豊かな国際感覚」の5つの資質に整理されております ので、そのように記載をしました。ご指摘のとおり、育成した い資質を明確にした上で必要なテーマについて取り上げられる
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	性別の記載があるが、六長では「性的指向」や「性自認」という表記をしている。子ども生活実態調査からも「性別」を選べない子どももいることがわかり、「性別」という表現は適切でないと考える。また、「性的指向」や「性自認」という言葉を使用することで多くの人が課題を感じ取れるのではないか。 「性同一性障害」という表現が差別的という意見もある。アメリカでは「性的違和」という表現にかわってきているので、文言について検討してほしい。	「性別」という表記については、ご指摘を踏まえ、武蔵野市第 六期長期計画を参考に修正しました。「性同一性障害者」とい う言葉については、令和元年度現在、東京都教育委員会が人権 教育の中で使用する言葉として示しています。令和元年5月の WHOの発表を踏まえ、表記を修正しました。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	多様性の理解があたりまえの社会であるべきなので、「理解」という表現は 変えてもいいのではないか。「理解を進める」よりももっと進んだ取組を記 載してほしい。	全体的なご指摘と受け止めますが、子どもたちが理解すること は大切であると考えます。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	人権教育は教育委員会の何かの方針の一番上にある。学校の中では人権教育はいつ、どのような時間で行っているのか。また、人権教育を具体的にどのように行っているかということも知りたい。	日頃の学校生活の中でお互いを大事にしていくことは全教育活動で行われています。トピックとして、いじめや外国人などについて取り上げることもあります。「自分も大切にし、他の人も大切にする」ことを人権教育の中では指導しています。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	子どもたちに「あなたはとても大切な存在だ」「あなたは守られるべき人権をもっている」ということを繰り返し伝えることが必要。子どもたちが自分が大切な存在であることを理解してはじめて他者も大切にすることができると考える。そのため、「自分を大切にする」ということを表現してほしい。	施策の背景の中で自分の大切さという文言を記載しています。 ご指摘のとおり、「自分を大切にする」ことは重要と捉えてい ます。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	内容④について、「ボランティアカード」が突然でてきて、第二期計画での 実施状況をどのように分析して「ボランティアカード」を人権教育で実施す ることになったのか教えてほしい。また、入試で役に立つからという理由で ボランティアをする子どもたちがいる現状で、「ボランティアカード」が共 に生きる人に手を差し伸べられる子どもたちを育成することになるのか疑問 に思う。	ご意見を踏まえ、修正しました。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	LGBTQの問題もさることながら、これからの日本社会において国際理解は小学生から教育していくべきだと思う。しかし、「マイノリティー教育」「国際理解」というカテゴリーに縛られがちだが、どれもこれも根本的には「人権意識」だと思う。教職員(大人)自身の「人権意識」を研修等で高めることが子どもより先だと思う。	子どもたちの人権教育を進めるとともに、教員の人権感覚を 「研修」等をとおして、磨いていくことも同時に大切であると 考えます。人権教育に関わる研修については、東京都教育委員 会と連携して行っていきます。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	N o .10; ボランティア活動の推進が「ボランティアカード」のように学校教育に位置づけられることで純粋なボランティアとは異質なものになるのではないか。とくに受験などの評価と結びつけるようなことは絶対にしてはいけない。	ご意見を踏まえ、修正しました。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進	外国籍の子どもは今後も増える傾向(社会政策上、外国籍の増える傾向)の ため、帰国外国人相談室や市民活動団体と学校との連携がより必要になると 思う。	No.20において、帰国・外国人教育相談室は、関係機関や大学 と連携することを記載しています。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策④	11.道徳教育の推進	【施策の背景】は概ね賛同するが「多様な価値観の、時に対立がある云々」はこれは会議の仕方や話し合いの仕方コミュニケーションの仕方であって道徳と関係ないのでは。	中央教育審議会答申の引用ではございますが、多様な価値観の 対立ということを示していると考えます。
3章-3 施策④	11.道徳教育の推進	【施策の背景】は概ね賛同するが、実際の道徳の教科書はどうだろうか。特定の価値観を押し付けたりしていないだろうか。偏った印象づけはないだろうか。挿絵や写真で印象づけしていないだろうか。	教科書については、文部科学省の検定を経た教科書を使用して おります。道徳教育の特性から、教科書の内容を一方的に教え 込むような指導は適切ではないと考えます。授業の中で、適切 に活用できるよう取り組んでいきます。
3章-3 施策④	11.道徳教育の推進	文科省が何と言おうが道徳は資質・能力ではない。「彼は道徳が優れている・優れていない」なんてありえない。「彼は数学が優れている・すぐれていない」はありえる。	教科化された道徳では、「特別の教科 道徳」の中で、「自分自身」「他の人」「集団や社会」「自然や崇高なもの」を学びます。学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動です。
3章-3 施策④	11.道徳教育の推進	○2つ目の「自己の生き方を考え〜ための基盤となる道徳性」とは何か。 「自己の生き方を考える基盤となる道徳性」と捉えたら、それは人より様々 で養うというのはおこがましく、「自己の生き方を考え〜他者と共によりよ く生きるため」までつなげて捉えてその「基盤となる道徳性」とすると価値 を限定しすぎていて、○の1つ目と矛盾する。	学習指導要領解説 特別の教科 道徳編では、「道徳性について、 人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり、道徳教育は、道徳性を構成する諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度を養うことが求められている」と示されています。
3章-3 施策④	11.道徳教育の推進	○2つ目の「社会の変化に〜もっています」は前項の「多様な価値観の〜基本的資質である」に対して特定の「社会の変化に対応し〜人間」に価値をおく表現となっていることに引っ掛かりを感じる。多様なひとりひとりの自分という人間の形成、育成、発達の保障の視点が大切だと思う。	学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動です。ご指摘のとおり、一人一人の子どもたちがいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ますことが大切であると考えます。
3章-3 施策④	No.11 道徳教育の推進	担任の先生が授業を行うより、道徳教育のプロに授業を行ってもらいたい。	学校では、道徳教育推進教師を中心に組織的に全教育活動を通じて道徳教育に取り組んでいます。また、市内教員の研究会である「武蔵野市立小中学校教育研究会」でも「特別の教科 道徳」 部会を設置し、授業改善に取り組んでいるところです。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進 11.道徳教育の推進	子ども向けの教育や育成について記載しているが、子どもは教員から教育を 受けるので、教員への教育(質の向上)が必要である。現状どのように行わ れているのか。	人権教育・道徳教育・特別支援教育・教科指導など、教員が研究を行えるよう体制を組んでいます。市主催として年次研修、職層研修をおこなっています。また、夏季休業日中にテーマごとの研修も行っています。教科に関する研修は都が開催する研修会に参加する教員が多いです。また、校内でも教員の状況にあわせて実施しています。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進 11.道徳教育の推進	戦争が、いかにいけない事なのかという記述が全く無かった。 ① 『人種に対しての、差別はしてはいけない事』を教える事、②戦争により 在日と言われる人々が出来た事、③中島飛行場の事=戦争により被害にあっ た事だけでは無く、戦争は加害者でもある事 ①~③についても教育するべき。	差別や偏見については、人権教育や道徳教育を通して、また、 戦争については社会科等を通して学習しています。ご指摘は、 より多面的多角的な観点から学習を進めていくことが大切であ ると受け止めました。
3章-3 施策④	10.人権教育の推進 11.道徳教育の推進	教員研修の一環として、教員自身が「できていないこと」に対するチェックはあるのかどうか。民間企業だと、目標をたて、できていないところに対するチェックと評価がある。ないのであればそのような仕組みをつくるべき。 ⇒「あいさつができる」といった最低限のあたりまえと考えられることを教育委員会として明らかにした上で、文章化し、制度の中に入れてほしい。	教員への業績評価は行っています。教科指導や生活指導といった項目を校長が評価しています。初任者の段階では、挨拶や電話の受け方など社会人としてのマナーも項目として入っており、適宜、指導を行っています。
3章-3 施策④	12.交流及び共同学習の推進	背景2 インクルーシブ教育とは各学級と交流と共同学習を行うことであると書かれている。インクルーシブ教育の意味を間違えているため、考え直した方がよい。	国は、インクルーシブ教育システムは同じ場で共に学ぶことを 追求するとともに、個々の教育的ニーズに応じた指導ができる 連続性のある多様な学びの場を用意する必要があるとされてい ます。その考え方を踏まえて、交流及び共同学習の推進を位置 づけています。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策④	12.交流及び共同学習の推進	背景1「児童生徒は、相互理解し、…」とあるが、理解できないことは絶対 にある。理解はしなくてもいい。認め合うだけでいいのではないか。	相互に認め合うという記載に修正しました。
3章-3 施策④	12.交流及び共同学習の推進	理念はけっこうだが、理念の理解だけでは実現できない、人、モノ、金といった最低限の条件整備を現場の実情をベースに整えることが必須。	交流及び共同学習を推進するための支援策を検討し、必要に応 じて対策を実施すると記載しています。
3章-3 施策④	12.交流及び共同学習の推進	No.12;適正就学が図られなかった場合には、入学後も就学相談の継続を市教委主導でおこなってほしい。また、各校で行われている支援の実際を、教育アドバイザーだけでなく教育支援課の方たちも見て管理職とだけでなく教員との連携を図ってほしい。	就学相談は就学時に行う相談とされていますが、就学時に決定した学びの場は、児童生徒の発達の程度や適応の状況を勘案しながら、柔軟に転学できることを関係者が共通理解することが必要とされています。就学後は、教育支援課の職員もできる限り現場を見たうえで、管理職を通じた学校との連携や支援が行われています。
3章-3 施策⑤	13.いじめの防止に向けた取組	今、いじめが大きな問題になっている。本校でもいじめアンケートをすると子供たち同士がいろいろことで困っていたり、悩んでいたりすることが分かる。未然防止、早期対応を心掛け、安全で、安心して登校することができる学校を目指したい。	ご意見として承ります。
3章-3施策⑤	14.特別支援教室(通級)の体制 整備	14 特別支援教室(通級)の体制整備について、巡回指導教員と在籍学校教員の連携の強化について具体的な記述がなく、拠点校を増やすことで連携につながることの根拠がないので、挙げていただけるとより分かりやすくなるかと考える。	特別支援教室1拠点校あたりで担当する児童数が増加していることから、拠点校を増設し、各拠点校が担当する巡回校・児童数を少なくすることにより、拠点校と巡回校の連携を維持、強化することを意図しています。
3章-3 施策⑤	14.特別支援教室(通級)の体制 整備	インクルーシブ教育は、どの教員もできるというスタンスにもっていきたい。すぐにはできなくても、意識して、特別支援教室の教員と連携し、学び合い、自己研鑽をしたい。また、予算においても、通常学級で特別支援の目線で授業を行える支援用具、機器の充実を図れるようにしてほしい。	インクルーシブ教育システムについて、教員が理解を深めることも不可欠であり、理解促進を図ることを記載しています。また、学校現場のニーズを把握しながら、支援ツールの充実も図られています。
3章-3 施策⑤	14.特別支援教室(通級)の体制整備 15.特別支援学級(固定学級)の 今後のあり方の検討	学校全体の先生で学校全体の子どもを見るという姿勢を基本にするべきだと 考える。	No.12に特別支援教育に関する情報発信や心のバリアフリー教育の展開などを通じて、教員、児童生徒、保護者の理解を深めていく旨を記載しています。
3章-3 施策⑤	15.特別支援学級(固定学級)の 今後のあり方の検討	特に小学校時代は異学年の子どもたちと過ごすことと、沢山の大人との関係性を持てることが大切だと考える。特別支援教育においては、支援を必要とする子どもを切り分けてスキルを持つ先生のみによって支援するのではなく、全ての先生と全ての子どもたちが共に過ごす中で、サポートや配慮を必要とすると感じた場合や本人や保護者からの依頼があった場合にどのようにフォローしていくかを臨機応変に考えて行動していく方が、全ての子どもたちに良い影響があると思う。	交流及び共同学習を進めるとともに、特別支援教育に関する情報発信や心のパリアフリー教育の展開などを通じて、教員、児童生徒、保護者の特別支援教育に関する理解を深めていく旨を記載しています。
3章-3 施策⑤	15.特別支援学級(固定学級)の 今後のあり方の検討	インクルーシブ教育の本質的な視点が間違っているため、もう一度勉強し、 専門家に確認した方がよい。また、「連続性のある多様な学び場」という表 現が分かりにくいため、具体的な言葉に変更したほうがよい。	文部科学省中央教育審議会の報告において、インクルーシブ教育システムは、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個々の教育的ニーズに応じた指導ができる連続性のある多様な学びの場を用意する必要があるとされています。連続性のある多様な学び場の例として、通常の学級、特別支援学級、特別支援学校、特別支援学校と記載しています。
3章-3 施策⑤	15.特別支援学級(固定学級)の 今後のあり方の検討	内容① インクルーシブ教育は関係なく、必要なことだと考える。	インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた、指導支援の環 境づくりを進めていくという趣旨で記載しています。
3章-3 施策⑤	15.特別支援学級(固定学級)の 今後のあり方の検討	在市内に自閉症・情緒障害特別支援学級がないため、やむなく知的障害特別支援学級に入っている児童・生徒がいて、通常の学習(自分の学力に合った学習)をしたくてもできない現実がある。市内小中学校にも自閉症・情緒障害特別支援学級を設置すべき。内容⑤の書き換えをしてほしい。	

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3施策⑤	15.特別支援学級(固定学級)の 今後のあり方の検討	内容②では学級増について何も言及がない。中学の知的障害固定学級は、第四中学校の群咲学級のみで、規模が大きすぎる。固定学級の特性として20人を超えると全教員が全生徒の理解や把握をすること困難である。ましてや、24人を超えて学級増となると、教室の確保や条件整備が難しくなり、教育の質的な低下が懸念される。また、市内全域から生徒が通っていることもある。課題を抱えている生徒ほど常日頃の登下校の負担は軽くしたいし、災害時の自宅への帰還にもたいへんな負担を強いることになるため、東部、中部(四中)、西部と3ブロックに一校ずつの固定学級の設置を強く望む。武蔵野市は市の規模からしても、中学の固定学級が少なすぎる。近隣他市との比較をしてもらいたい。その差は歴然としている。何よりも、生徒の安全と安定した学校生活のためにも自分の生活地域に学級のある生活を保障してほしい。	中学校知的障害学級については、生徒8名につき教員が1名配置され、さらに教員1名が加配されています。また、市で指導補助員も配置されています。No.15では、児童生徒数増加に対応するとともに、小中連携した指導支援を行うため、体制を強化する旨を記載しています。
3章-3 施策⑤	15.特別支援学級(固定学級)の 今後のあり方の検討	インクルーシブ=共に育つが本質。個別の丁寧な支援はとてもいいことだが、同時に共に育ち、共に学び、共に生きるということを記載してほしい。	No.12において、交流及び共同学習を通じて、障害の有無に関わらず、すべての児童生徒が認め合い、人間関係を広げ、社会性や豊かな人間性を育むことができると記載しています。
3章-3 施策⑤	15.特別支援学級(固定学級)の 今後のあり方の検討	インクルーシブ教育とは同じ場で学ぶことを想定している。通常学級の在り 方を見直し、自分の学級で過ごせる環境づくりを行ってほしい。	国は、インクルーシブ教育システムは同じ場で共に学ぶことを 追求するとともに、個々の教育的ニーズに応じた指導ができる 連続性のある多様な学びの場を用意する必要があると示しています。交流及び共同学習を進めるとともに、特別支援教育に関する情報発信や心のバリアフリー教育の展開などを通じて、特別支援教育や合理的配慮に関する教員、児童生徒、保護者の理解促進を図ることを記載しています。
3章-3 施策⑤	15.特別支援学級(固定学級)の 今後のあり方の検討	身体障害児・知的障害児とも学べる機会を増やして欲しい。 世の中には色々な人がいるが、一緒に過ごせば、どんな事が必要か肌感覚で わかると思う。子供たちは大人が考えるよりもとても柔軟な考えを持ってい る。分けるよりも同じ人間である事を教える方が重要だと思う。	通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習を進めていきます。特別支援教育に関する情報発信や心のバリアフリー教育の展開などを通じて、教員、児童生徒、保護者の理解促進を図ることを記載しています。
3章-3 施策⑤	15.特別支援学級(固定学級)の 今後のあり方の検討	①教育的ニーズに応じた指導支援を受けられるためには、より良い人材が必要。しっかりと研修を受け十分な力のある人材づくりを希望する。資格も必要ではないか。	市教育委員会や都教育委員会において、特別支援教育に関する 研修が行われています。また、No.15には、都立特別支援学校 と連携して、指導力の向上を図ることを記載しています。
3章-3 施策⑤	15.特別支援学級(固定学級)の 今後のあり方の検討	⑤最近自閉症や情緒障害のお子さんは、とても増加しているので、専門的な 学級は必要であり、早い検討が望まれる。	自閉症・情緒障害のある子どもを対象とした特別支援教室(通級)について、平成29年度に各小学校が導入され、令和2年度には各中学校に導入が予定されています。自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)については、都内で設置している自治体は半数以下という現状も踏まえて、教育課程や学級運営のあり方、評価の手法などについて、多角的な観点から研究する必要があると認識したうえでの記載としています。
3章-3 施策⑤	15.特別支援学級(固定学級)の 今後のあり方の検討	他市では中学校の固定特別支援学級が複数あるのに対して武蔵野市は1校しかない。バスを乗り継いで登校する生徒もいるので通学負担とともに、そのことが理由で学級適にも関わらず登校することができない生徒も出ている。通学時のトラブルも絶えない。武蔵野市に住む支援が必要な生徒が安心して通学できるように新しく設置してほしい。唯一の四中にある固定支援学級も生徒数が年々増えており、男子の数に関しては通常学級と同じ生徒数が1つの教室で学習している。少人数が適切と判断されている生徒に対する環境としては非常に問題である。	中学校知的障害学級については、生徒8名につき教員が1名配置され、さらに教員1名が加配されています。また、市で指導補助員も配置されています。No.15では、児童生徒数増加に対応するとともに、小中連携した指導支援を行うため、体制を強化する旨を記載しています。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3施策⑤	17.スクールソーシャルワーカーと支援員の配置拡充	教育長が一般質問での「不登校の当事者や保護者に合って話を聞いているか」との質問に対して「教員が面談や家庭訪問で話を伺っているほか、スクールカウンセラーも相談をうけており、SSWや支援員が家庭訪問をして話を聞くこともしている」と回答している。不登校の中には教員やクラスメイトに会いたくないケースが65%(NHK調査)と多く、まずはSSWが面談するべきではないか。そこで教員が対応できそうなら教員も話に加わればいい。センシティブな心理状況の子どもに対して資格を持っていない支援員が対応するのは危険だ。	不登校の児童生徒の状態は様々であり、一人一人の状態に応じた対応が必要であると認識しています。なお、SSWと支援員の担う役割は異なるものと認識しています。
3章-3 施策⑤	17.スクールソーシャルワーカーと支援員の配置拡充	登校支援員は反対。微妙な子どもの心を扱うので全てプロのスクールソー シャルワーカーに対応してほしい。	
3章-3 施策⑤	17.スクールソーシャルワーカーと支援員の配置拡充	②の「~目指します」は、「~します」にして、早期に実現してほしい。	スクールソーシャルワーカーについては、全中学校区に配置 (6名体制)して、不登校支援や養育困難家庭への支援をさら に進めますという記載に修正しました。
3章-3 施策⑤	17.スクールソーシャルワーカーと支援員の配置拡充	充分に学習支援員等がおらず、一人一人に応じた指導ができない。全ての児 童が安全に安心して授業が受けられるように、要望がある学校には早急に配 置、対応していただきたい。	
3章-3 施策⑤	17.スクールソーシャルワーカーと支援員の配置拡充	N o .17;教育相談員を学校に常駐させてほしい。	現在、市立全小中学校に市教育支援センター相談員と都スクールカウンセラーを週1回ずつ、計2回配置されています。市教育支援センターでの来所相談にも対応する必要があり、学校への常駐は困難であると認識しています。
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学 びの場のあり方の検討と確保 (P34 2章-4現状と課題を 踏まえて)	不登校の児童生徒数が2倍化したという状況の原因の分析がまず必要だと考える。そして、その際必要な事は、彼らの声に耳を傾けることなのではないか。 不登校の児童生徒には学校が自分の居場所として感じられていないということ、そのような傾向が強まっていること、また、登校はしているけれど同じような辛さや苦しさを感じている児童生徒がさらに多数存在しているかもしれないこと。以上3点を考えても、現状を放置すると、こうした状況はさらに広がっていく可能性があることが危惧され、一刻も早く現状の学校教育の在り方を見直し、対策を講じる必要性を強く感じる。	不登校の児童生徒の状態は様々であり、一人一人の状態に応じて対応しています。児童生徒の状態に応じた相談支援の充実や多様な学びの場の確保などに取り組んでいく旨を記載しています。
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保	チャレンジルームやフリースクールだけでは無く、児童館も活用して欲しい。そして、サークルでもお稽古事でも良いから、人と会話する事を推奨して欲しい。今現在、64歳までのひきこもりが100万人を越え、8050問題等が発生している。不登校からひきこもりにつながることもあるので、子供のひきこもりや不登校を甘く見ないでほしい。	じた相談支援の充実や多様な学びの場の確保などに取り組んで
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学 びの場のあり方の検討と確保	登校ができない子どもの学習の機会に関して、チャレンジルーム 、フリース クールや代替の場所以外に、ホームスクーリングの形を認めてもらえる場が あるとよい。実際には制約があるとは思うが、教室の授業を板書と音声だけ でも聞く機会があると、体調を崩している場合や、不登校であっても自宅学 習の場でできることもあると思う。	安心して通える学校づくりを第一にして、児童生徒の状態に応 じた相談支援の充実や多様な学びの場の確保などに取り組んで
3章-3 施策⑤		中学生の居場所づくりとして、他自治体でも始まっている「放課後カフェ」 の計画・活動を市としても支援すべき。	ご意見として関係部署に伝えます。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保	不登校児の「多様な学びの場」として、フリースクールが挙げられているが、児童館、図書館、コミセンなどは選択肢として想定されているか。近年、様々な機関が夏休み明けの居場所として声を上げている。	安心して通える学校づくりを第一にして、児童生徒の状態に応 じた相談支援の充実や多様な学びの場の確保などに取り組んで いく旨を記載しています。
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保	2019年の、川崎20人殺傷事件、元農水次官「息子殺害」、のようにひきてもりに関わる事件を目にするようになった。もしかしたら40年前の不登校対策のまずさが今になって現れてきたのかもしれない。 不登校から大人のひきこもりとの関連性はいろいろな調査結果があるが、どれも否定はしていない。社会の一員となる準備として不登校対策はしっかりやってほしい。	安心して通える学校づくりを第一にして、児童生徒の状態に応じた相談支援の充実や多様な学びの場の確保などに取り組んでいく旨を記載しています。
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学 びの場のあり方の検討と確保	学校内にチャレンジルームがある限り、それを理由にチャレンジルームを選択できない不登校児童生徒がいると考えらる。「使用する入口が違う」だけではダメで、なるべく学校の雰囲気がない場所が必要。現在の場所の移転を含め、新設する際には学校内に設置しないよう配慮すべき。	じた相談支援の充実や多様な学びの場の確保などに取り組んで
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保	フリースクールを選択せざるを得ない児童生徒のために、経済的支援が必要。保護者の経済事情に左右されず、多様な学びの場を選択できるようにすることも教育機会確保法の趣旨かと思う。	安心して通える学校づくりを第一にして、児童生徒の状態に応じた相談支援の充実や多様な学びの場の確保などに取り組んでいきます。フリースクールの活動は市域を越えており、利用料助成などの経済的支援については、国や東京都などの単位で広域的な対応が必要と認識しています。
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保	内容②に「フリースクールの実態把握」とあるが、「どのフリースクールが 良い/問題がある」の把握だけでなく、「誰がどのフリースクールに通ってい るか」の把握も必要。	市立小中学校を対象とした不登校調査の中で可能な限り把握されています。
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保	「不登校対策」ではなく、「不登校対応」ではないか。	東京都教育委員会では「不登校対策」とされており、本市では 平成30年度に「不登校対策検討委員会」を設置した経過も踏ま
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保	「不登校対策」という言葉より、「不登校対応」の方が良い。	えて、「対策」と記載しています。
3章-3 施策⑤		P11にも記載されている教育機会確保法で「教育機会の確保」と「財政支援」は国と自治体の責務と明文化されている。取組の内容②(民)にこの法律の内容が反映されていないように見える。もっと書き込むべきではないか。	教育機会確保法では「国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする」とされています。計画で記載している、支援員の拡充や多様な学び場の確保などの施策の実施は財政上の措置を伴うものです。
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保	不登校児の実態把握はできているのか。	毎年度行う国の調査や市の独自調査などにより、不登校の実態 把握がされています。
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保	自宅からでることができず、チャレンジルームやフリースクールにすら通う ことができない子どもについて実態は把握しているか。また、そのような子 どもに対する取組はあるのか。また、家庭訪問をするのがいいのではない か。	毎年度行う国の調査や市の独自調査などにより、不登校の理由 についての把握はされています。児童生徒や家庭の状態に応じ た相談支援が行われるとともに、必要に応じて、教員、スクー ルソーシャルワーカーや支援員による家庭訪問が行われていま す。

弾・章	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学 びの場のあり方の検討と確保	P34でしか不登校の現状についてのデータがない。このグラフだけでなく、 ・チャレンジルームに通う子の数 ・いつごろから不登校になったか ・どのぐらい学校に行っていないのか ・どういう理由で不登校になったか など3章での取組を行う理由となるデータを載せるべき。	不登校のさらに詳しいデータについては、平生30年度にまとめた「武蔵野市不登校検討委員会報告書」に掲載しています。本計画では、その報告も踏まえて、各施策を位置づけています。
3章-3 施策⑤		チャレンジルームに通っていない不登校の子どもたちの学びの場を考える必 要がある。	児童生徒の状態に応じた相談支援や多様な学びの場の確保を進 めていく旨を記載しています。
3章-3 施策⑤		チャレンジルームがどのように機能しているのかがわからない。通っている人数、通った後の生活がよりよいもの(子どものいきいきとした生活)になっているのか、現状のチャレンジルームから足りないところはどこなのか、などについて明らかにしてほしい。	チャレンジルームの現状と今後の方向性については、平成30年度にまとめた「武蔵野市不登校検討委員会報告書」に掲載し、ホームページでも公開しています。本計画では、その報告も踏まえて、各施策を位置づけています。
3章-3 施策⑤		現代の日本において、ひきこもりの問題がある。学生時代にひきこもっていた子どもがそのまま大人になることもある。どの部分が改善策となるか。	計画の中では、No.17、No18が不登校対策の中心となります。
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学 びの場のあり方の検討と確保	不登校対策について、取組としては十分でないと考える。教育機会確保法の 趣旨からももっと支援が必要。経済的支援、相談窓口、人的な支援と組織的 な措置についてより具体的な記載をするべき。	計画の中では、No.17、No18が不登校対策の中心となります。 いずれも特に重点的に取り組む内容として位置づけています。
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保	チャレンジルームやフリースクール以外の、不登校の児童生徒の学習支援の場所(第三の場所)が増えていくことが考えられるが、そのような場所に対する支援策も行うべき。	児童生徒の状態に応じた相談支援の充実や多様な学びの場の確 保を進めていく旨を記載しています。
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保	不登校になった場合、学校以外の受け皿があり学校に行かなくていいという 考え方に保護者も含めてなっていることが、不登校児童生徒を増やしている ように思う。子ども同士で迎えにいくなど努力することで、思いやりやいじ め防止、道徳教育につながると思うが、この視点からの取組はできないか。	
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保	①チャレンジルームについては、多様なニーズに対応できるよう検討いただきたい。通ってくる子どもに給食を提供することはできないか。子どもが安心して行かれる場所づくりをしていただきたい。	
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学 びの場のあり方の検討と確保	②③ フリースクールに行きたいと思っても経済的に困難な場合もあるのではないか。補助が受けられたり、特例校を設置する方向も早急に検討する必要があると思う。	
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学 びの場のあり方の検討と確保	不登校の原因や家庭の価値観、環境が多様になりすぎて、対応が非常に難しい。いまだに「学校に行かせなければ。」「学校に連れて行かねば。」という考えも根強いため、様々な選択肢があることへの周知や理解を深めることが必要。	安心して通える学校づくりを第一にして、児童生徒の状態に応 じた相談支援の充実や多様な学びの場の確保などに取り組む旨 を記載しています。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策⑤	18.不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保 19.切れ目のない相談支援体制づくり 20. 帰国・外国人教育相談室による支援の充実	教育支援センターは学校の一角にあるため、学校に行きづらい子どもたちに とってはそこにいくことも難しいと思う。子ども主体に考えた教育センター づくりを検討してほしい。	安心して通える学校づくりを第一にして、児童生徒の状態に応 じた相談支援の充実や多様な学びの場の確保などに取り組んで いくこと、チャレンジルームの機能強化や複数設置検討し、必 要な方策を実施することを記載しています。
3章-3 施策⑤	19.切れ目のない相談支援体制づくり	P58に『教育支援センターは、体制強化と関係機関との連携をさらに推進することにより、児童生徒・保護者・学校を支援する必要があります。』とあるが、児童虐待について今現在、何が出来ているのか。我が子が措置入所になって一年経つが、市の関係機関や児童相談所からの親へのケアは一切ない。制度の構築を希望する。	児童虐待については、子ども家庭支援センターが中心となり、 対応が行われています。より適切な対応ができるよう教育支援 センターと関係機関との連携を推進することを記載していま す。
3章-3 施策⑤	19.切れ目のない相談支援体制づくり	「きめ細やかな教育」はとても大切だと考えるが、それは計画にはいっているのか。	一人一人のニーズに合わせてきめ細かに指導していくことは大切であり、欠かせないと考えています。基本理念や基本的な考え方の中で示しており、一つの項目としてはおりませんが、学校の教育活動全体をとおして一つ一つの施策や取組で大切にしていくことと認識しています。
3章-3 施策⑤	19.切れ目のない相談支援体制づくり	相談窓口はハードルが高いという若者の声を聞いたことがある。インター ネットやSNSなど匿名での相談をとりいれた相談支援をこれからは行って いくべき。	今年度から東京都がLINE相談を実施しており、市教育委員会からも機会あるごとに児童生徒や保護者への周知が行われています。
3章-3 施策⑤	19.切れ目のない相談支援体制 づくり 22.食育の推進	私は武蔵野市で無料の学習室を行っていて、夏休みの間、何気なくお昼ご飯は食べたのかを聞くと、5名中4名が食べていないと答え、その後も何度か同じ質問をしたところ、変わらず食べていない子や菓子パンなどしか食べていない子がいた。子どもの貧困対策や虐待防止に関連して、武蔵野市には給食・食育振興財団や地域には子ども食堂もあり、その連携で何かできないか。また、子どもテンミリオンハウスを新設するなど、子どもを救うためのさらなる施策が必要と感じる。	市内の子ども・コミュニティ食堂と市関連部署との連絡会を開催するなどの連携が図られています。また、スクールソーシャルワーカーが担当する家庭に地域の支援事業を紹介するなどの連携も図られています。
3章-3 施策⑤	20. 帰国・外国人教育相談室に よる支援の充実	No.20帰国・外国人教育相談室による支援の充実に「母国語」、p.48 No.2 英語教育の充実に「グローバリ化」と書いてあって違和感を感じる。例えば、香港はイギリスから中国に返還され彼らの使っている言葉が英語から北京語になったか。返還前も後も広東語を主に使っている。広東語と言っても広州広東語と香港広東語でも違いがある。使う言葉はどこの国かは関係なく文化や家族によるところが多いので「母語」という言葉を使ってはいかがだろうか。	ご指摘のとおり修正しました。
3章-3 施策⑤	20. 帰国・外国人教育相談室に よる支援の充実	まず前提としてサポートが必要なのは「外国籍の児童生徒」だけではない。 「日本国籍であっても日本語を母語としない児童生徒」もいるので、ここでは国籍を問わずにただ「日本語を解さない児童生徒」でいいのではないか。	「外国籍児童生徒など日本語指導が必要な児童生徒」に修正し ました。
3章-3 施策⑤	20. 帰国・外国人教育相談室に よる支援の充実	必ずしも国籍とその国の言語が一致するわけではないので、「母国語」という言葉は適当ではない。「母語」が適当だと思う。	ご指摘のとおり修正しました。
3章-3 施策⑤	20. 帰国・外国人教育相談室に よる支援の充実	内容①の「外国籍の児童生徒」は、「日本語を解さない児童生徒」だと思 う。	「外国籍児童生徒など日本語指導が必要な児童生徒」に修正し ました。
3章-3 施策⑤	20. 帰国・外国人教育相談室に よる支援の充実	取組の内容に児童生徒への対策だけでなく、その保護者への対策も盛り込む 必要がある。その際は、学校や地域コーディネーターに丸投げとならない内 容としてほしい。	従来、帰国・外国人教育相談室においては、保護者を対象とした相談・通訳・翻訳などの支援も行っています。今後も引き続き行うことを記載します。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策⑤	20. 帰国・外国人教育相談室に よる支援の充実	外国籍の児童への取組が中心のようだが、実際には児童の保護者への支援が必要。校内での教育は勿論ですが、PTAなど保護者間のコミュニケーションにおいても疎外感を生じさせることがないように支援の範囲を広く検討することが求められていると考える。	従来、帰国・外国人教育相談室においては、保護者を対象とした相談・通訳・翻訳などの支援も行っています。今後も引き続き行うことを記載しました。
3章-3 施策⑤	20. 帰国・外国人教育相談室に よる支援の充実	六長の答申案には子どもだけでなく保護者にも情報提供などの支援を行うと 記述がある。学校教育計画でももっと記述すべきではないか。	従来、帰国・外国人教育相談室においては、保護者を対象とした相談・通訳・翻訳などの支援も行っています。今後も引き続き行うことを記載しました。
3章-3 施策⑤	20. 帰国・外国人教育相談室に よる支援の充実	「外国籍の子ども」に限定すべきではない。日本国籍でも外国で育ち、日本 語ができない子どももいる。「日本語を母語としない子ども」という表現の 方がよいのではないか。	ご指摘のとおり修正しました。
3章-3 施策⑤ 3章-3 施策⑦		少人数学校の実施。「特別な支援」が必要な子どもや不登校になりがちな子どもに対してだけでなく、すべての子どもが先生に声をかけられ見守られ、丁寧に指導を受けられるようにすることが大切。インクルーシブ教育という考え方はどの子に対しても、あてはまるべきものです。一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行う上で、欠かせない条件が少人数学級である。	教員は、都教育委員会が配置していると理解しています。市として少人数学級の本格的な実施には現実的な課題もあり慎重な検討が必要と考えます。市では、これまでもティーチングアシスタントやサポートスタッフなどを配置して、大人が子どもたち一人一人に関われるようにしています。今後も、継続する取組と認識しています。
3章-3 施策⑥	21.運動習慣の定着や体力の向上、健康教育の取組	内容① 児童の安全確保についても取り組んでほしい。 子供が通う武蔵野市立小学校の今年度の運動会では、トラストフォールと呼ばれる、各自治体で禁止が相次ぐピラミッドと同程度の危険性があると指摘されている技が組み体操の演技にて実施され、非常に危険を感じた。運動会の本来的な役割は何かという議論と、組み体操の是非やそのあり方についても各学校任せにするのではなく、児童の安全確保のため、武蔵野市としての取組を早期に実施してほしい。	市教育委員会では、ピラミッドやタワー等の児童・生徒が高い 位置に上がる技、跳んできた児童・生徒を受け止める技、一人 に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性が ある組み体操の技については、原則禁止としています。また、 学校に対しては、事前に、子どもたちや保護者、地域に対し、 実施目的、指導内容・方法、安全対策等について説明し、理解 を得ることを求めています。その上で、学校は安全を最優先し た指導計画を作成し、指導課と事前に協議を行っています。ご 意見を参考に、より一層安全への配慮がされるものと認識して います。
3章-3 施策⑥	21.運動習慣の定着や体力の向上、健康教育の取組	本当に子どもたちの体力向上を目指すのであれば、この取組とオリ・パラ教育を絡めるのはやめてほしい。	子どもたちの体力向上に向けては、特効薬的な取組はなく、学校の教育活動全体を通して涵養していくものと捉えています。 オリンピック・パラリンピックを契機に始まった、スポーツ志向の資質を育成する取組がありますので、体力向上に向けた取組として今後も実施されると認識しています。
3章-3 施策⑥	21.運動習慣の定着や体力の向上、健康教育の取組	③「オリンピック・〜一環として」実施されたものでなくとも、「スポーツ 志向を目的とした教育活動」を支援すればよい。「オリ・パラの一環とし て」しか行われていないのだとすれば、貧しいことだ。	オリンピック・バラリンピックを契機に取組が広がった学習活動を学校が今後も継続していけるように取組を支援していきます。
3章-3 施策⑥	21.運動習慣の定着や体力の向上、健康教育の取組	背景 3 「疾病構造の変化や高齢社会」とあるが、子どもの健康教育とどのように関係があるのか。	疾病構造の変化については、主に生活習慣病を想定していま す。
3章-3 施策⑥	21.運動習慣の定着や体力の向上、健康教育の取組	近年、異常気象の影響により、運動会や外での運動が制限される傾向にある。体力の低下や運動する子とそうでない子の二極化、日常の運動量の減少などの問題がある中で、これ以上運動の機会を失うことは問題である。全天候型の施設や設備を充実させ、子供たちの豊かなスポーツライフへの基礎作りに寄与したい。	
3章-3 施策⑥	22.食育の推進	内容②「(公財)給食・食育振興財団」を「(一財)武蔵野市給食・食育振興財団~」に訂正。	ご指摘のとおり修正しました。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策⑥	22.食育の推進	「主要な取組」に「中学校の給食時間の延長について検討する」旨の記述を追加されたい。本市でも「給食残渣」が非常に多く、財団としてメニュー等の工夫を行っているところであるが、給食にかける時間、特に中学校の給食時間が10分~15分という実態があり、このことも「残渣が増える要因である」との現場の声があり、かつ、当財団の理事や市議等からもご指摘をいただいている。加えて、学校給食は児童・生徒の成長に必要な栄養を計算して調理されており、「残渣が多い」ということは「必要な栄養を摂取できていない」ことになる。「フードロス」、「必要な栄養摂取」の両方の観点から、上記の記述を加えていただきたい。	給食の時間については、小学校では40分~45分、中学校では25分~30分を確保している学校が多い状況です。1日の生活時程については、各学校が子どもたちの実態に応じて決定していくものですが、頂いたご意見は、各学校へ伝えます。
3章-3 施策⑥	22.食育の推進	中学生にも食育が必要だと思うので、たとえば給食時に栄養士や調理員が一緒に食べる機会をつくったり、栄養指導を行うなどしてもよいのではないか。	中学校についても、家庭科における栄養士による授業補助、共 同調理場における職場体験学習の受け入れ、放課後における栄 養士による調理実習などの食育も取り組まれています。
3章-3 施策⑥	22.食育の推進	チャレンジルームでは現状給食を提供していないが、食育という観点からも 提供を検討してほしい。	チャンレジルームは出席者を事前に把握することが難しいことから、日常的に給食を提供することは困難ですが、食育の観点から、給食を提供する行事が行われています。
3章-3 施策⑥	22.食育の推進	朝食を一人で食べる児童生徒数が年々増えていることから、朝食を学校で提供することも将来的に視野に入れる必要がある。	朝食を学校で提供することは、本計画の中では考えていません。
3章-3 施策⑥	23.安全・安心な学校づくり	学校単体の活動で完結させず、警察、消防、青少協、福祉協議会との積極的 連携を望む。	社会に開かれた教育課程の理念のもと、地域の皆様との連携協 働を進めていきたいと考えています。
3章-3 施策⑥	23.安全・安心な学校づくり	門扉のセキュリティの強化など不審者対策の拡充を望む。	門扉の電子錠の導入など、その可能性を含め計画を具体化させる中で、研究・検討します。
3章-3 施策⑥	23.安全・安心な学校づくり	「門扉の電子錠の導入」など具体的なものがあるので、プール監視員(指導 員)等の人的配置、そのための予算確保を保育園も含めて行ってほしい。	ご指摘の人的支援や予算措置は、その可能性を含め計画を具体 化させる中で研究・検討します。
3章-3 施策⑥	23.安全・安心な学校づくり	全体に関わる話だと思うので、もう少し上の位置、または目立たせる必要があるのではないか。学校に来づらくなる子どもが減るような取組を表記してほしい。	施策群⑥健康で安全な生活の実現の中に位置付けられている 「安全・安心な学校づくり」は、ご指摘のとおり子どもの命を 守る観点からも大切であり、施策群をまたがる考え方の一つに 命を大切にすることを明記しました。
3章-3施策②	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	教員の過重労働の解消には、担うべき仕事の精選にも限界があり、根本的には、教員増を図るしかない。定数については、国及び都の所管であることから、市の政策による教員増の方策は可能と考える。(1)本市で教員定数配置にプラスして、各小中学校に配置する。(2)次善の策として、すでに実施しているように、本市独自の講師・非常勤教員などを各小中学校に配置する。その予算化にあたっては。「各校の要望」ではなく、「より質の高い教育条件整備」を目的とした重要な施策として位置付け、配置基準を設けるものとする。①都条例による週労働時間(38時間)のうち、職員会議、校内研究会など(1時間)、学年会(1時間)、分掌会議(45分)を差し引くと36時間。よって、「1時間の授業には1時間の授業準備等が必要である」という文科大臣の国会答弁に従えば、18時間の受け持ち可能時数となる。②18時間には、「総合の時間」(1~2時間)、「道徳」(1時間)、「学級活動」(1時間)、「学級処理(学級事務など担任としての仕事)」(1時間)が含まれるべきであることから、持ち時数の上限は13~17時間とすべき。③これらの基準に従い、不足分を本市独自に任用する講師等で充当する。この人員配置によって、小中教員の教材研究の充実や指導力向上が保障され、「質の高い教育条件」を整えることができる。	合う時間を確保するため教職員の働き方改革の方策が検討され るものと認識しています。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	P39 2章-4(4)教職員 ③勤務時間 の現状はブラック企業の勤務体制ではないか。『教員は日々子どもたちと向きあい』とあるが、PC作業に追われ、実際は子どもと触れ合う時間が取れないのではないか。 1クラス30人。+1クラスに付き担任と副担任の二人体制を実現することで、勤務時間の短縮+子供たちと触れ合う時間も増え、個々の子どもの問題にも対処出来ると考える。	いただいたご意見を参考としながら、教員が子どもたちと向き 合う時間を確保するため教職員の働き方改革の方策が検討され るものと認識しています。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	どのように改革するか、市教委が検討するのではなくて教員が作ればよいのでは?教員に丸投げすれば教育部・教育委員会も楽できるし、現場の実態に沿った素晴らしいものができるのではないか。	
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	内容⑥でクラウドは VPN でしっかりセキュリティ強化する必要がある。 データの持ち歩きゼロ。USBメモリの紛失ゼロ。	いただいたご意見を参考としながら、セキュリティーを確保しながら、より適切な方法を検討していきます。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	この項目全体は、現場の教職員の方に書いていただくのがいいのではないか。素人目にも取組の内容①~⑥では教職員の働き方改革の推進につながるとは到底思えない。	教員が子どもたちと向き合う時間を確保するため教職員の働き 方改革の方策が検討されるものと認識しています。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	内容④について、学校給食は「食育」の一環であり、当然、教員が関わるべきである。近年、食物アレルギーの子供が増加しているが、アレルギーへの対応は、親、学校、教員、栄養士が一体となって協力して初めて可能となる。子どもの命を守ることが最優先であり、「給食」を「教員の多忙化解消」の項目に挙げるのはいかがなものか。「子どもの命」を守る取組をボランティアに任せることを、親が納得するとは到底思えない。	文部科学省は、教員が必ずしも担わなくてもよい業務として給食指導を挙げております。食育は、これまでも家庭でも実施されていると考えます。多くの人が関わる学校だからこそできることがあるのではないかと考えますが、今後も研究していきます。食物アレルギーへの対応は、ご指摘のとおり、学校、保護者、栄養士が協力し、万が一が無いように対応していくことが大切であると認識しています。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	35人以下学級を実現し、教員が子どもと関わり向き合う時間を確保できるようにしてほしい。市講師は学校の裁量や予算に影響されやすい。	少人数学級については、重要だと思いますが、本格的な実施には現実的な課題もあり慎重な検討が必要だと認識しています。 市講師については、いただいたご意見を参考に、効果的な予算の執行が行われているものと認識しています。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	「補助人材」ではなく、「専門分野での人材の配置」という表現に変えてほ しい。	ご指摘を参考に、修正しました。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	「補助人材」という言葉だとあくまでお手伝いという感じがするので、表現を変えた方がよい。また、「管理」という表現より、「子どもたちを見守り、支援する」という表現の方がよい。「スクールロイヤー制度」もモンスターペアレント対策のようにうけとられかねないので、表現を検討した方がよい。	表現についてご指摘いただいた2点についてはご意見を参考に、 修正しました。スクールロイヤー制度については、いじめ防止 対策や虐待防止など法律に関わったアドバイスをいただくこと が目的ですので、ご意見として承ります。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進	内容③について、英語教育推進リーダーや図書館司書、理科指導員など専門 的な知識をもった人材の充実を図ってほしい。	これまでも、専門的な知識やご経験を持った方には学校教育に ご協力をいただいてまいりました。引き続き、今後も学校を支 援していただく人材の充実を図っていきます。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	嘱託事務、用務、図書館サポーター、副校長事務補助、理科指導員など学校 を支えている様々なスタッフがより力を発揮できるよう定期的な連絡会や研 修会などを開催してほしい。	これまで、専門的な知識やご経験をお持ちの方にも、学校教育へのお力添えがあったと理解しています。連絡会等の開催については、必要性も踏まえ、検討が必要と認識しています。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	教職員の健康を守るために、取組の内容に「衛生委員会の開催や産業医の巡回指導」などをいれてほしい。	ご指摘の取組については、今後も「先生いきいきプロジェクト」の中で取り組んでいくことと認識しています。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進	③に加え、市で教員を確保し、国・都の教員定数配置にプラスして、教員を配置する。次善の策として③の市の講師や非常勤教員の配置を手厚くお願いしたい。	
3章-3施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	「道徳」「英語」「プログラミング」と教科が増えることにボランティアを活用しようという流れに陥りやすいが、ボランティアはしょせんボランティアであり、責任はとれないし、児童管理もできない。それよりも安定した雇用としっかりした研修・サポートセンターの確保と、学校行事を減らし、職員の本来である「教育」という仕事へ集中できる環境づくりが一番の課題と考える。	
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	教員の負担を軽減するために、「やめる」施策はあるか。教員にはやりがいをもって働いてもらいたいので、保護者がやれること、子どもがやれることはやるというような施策はあるか。	
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	少人数学級を実現してほしい。少人数学級を実現することで、一人一人の児 童生徒に直接話をしたり、関わる時間が増える。そのために教員の数を増や してほしい。	_
3章-3施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	教員だけでなく、子どもたちも忙しい。のんびりしたり遊んだりする中で学ぶこともある。この状況への対応も教育委員会として何か行ってほしい。	策定委員会としては、ご意見を踏まえ、何ができるのか研究す る必要があると考えます。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	取組の内容③「補助人材の配置」には特別支援教育の専門員の仕事を担う人間や、TA・SSの増員は含めるのか。	限られた予算を有効に活用できるよう配置を行っていくと必要 があると考えています。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	「献身的な努力」という言葉がきになる。	ご意見を踏まえ、表現を修正しました。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	働く人が自ら話し合って現状を変えていると働き方改革が成功することが多いときく。学校現場でも同じではないか。	衛生委員会や校長会を通して教員の意見を集約しながら進めていると認識しています。ご指摘のとおり、多くの教員の意識を変えていく必要があり、学校内で働き方改革について話し合う必要があると考えます。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	教員がもっとおおらかに働けるような制度を希望する。昔は夏休みは教員の自由な裁量で自分のやりたいことに取り組む期間とされていたが、現在は全て管理されている。もともと学校5日制も教員がゆとりをもった生活をするためにはじめられたはずである。	会などが多く設定されていると理解しております。自己研鑽や

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	武蔵野市の希望している学校教育の計画案を実行する余裕が、今の学校現場にあるのか疑問に思う。教員は勤務時間内は授業や児童、保護者対応、会議や研修などに時間を割かれて、その他の授業準備を含む事務作業は全て勤務時間外に行っている。この現実を打破しない限り、新たな教育計画案等の議論はできないのではないのではないか。教員の時間確保のためにも、研修や会議の徹底的な削減、行事の削減等、教育委員会主導である程度強制力を持って実行してほしい。	各学校の実情もあるので、一律にやめることを指示することは 難しいと考えます。各学校ごとに様々な工夫を行っていただく とともに、どのような方法があるか今後も市教育委員会事務局 と学校が検討を続けていく必要があると考えています。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進	働き方改革について、現場の教職員は退勤時刻を意識したり、限られた時間の中で効率よく仕事を進めていくことに力を注いだりしているが、それでも時間内には終わらないのが現状である。人的資源や物的資源をさらに充実させ、教員が力を注ぐべきことに力を注ぐことができる環境を整備したい。	ご指摘のご意見を踏まえ、最適な方法となるよう今後も検討していきます。
3章-3施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進について、出退勤管理の I C T化が実際の意識改革や働き方の見直しになっていないため、根本的な業務削減が必要であると考えます。	出退勤管理のICT化で在校時間を見える化することが、業務の見直しを行っていく一助となると考えています。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	働き方改革について。夏季休業中に学校で閉庁日を設けていても、その直後 に市内中大会があると部活をやらざるを得ない。本当に教職員の勤務時間を 減らしたいのであれば、市内中大会の在り方や実施時期について検討すべき である。	様々な行事等の日程については、総合的に考え、適切な設定を 行うことが求められていると考えています。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進	チャレンジルームやフリースクールの情報は、もう少し見えやすいといい。また、教育支援センターでの面接が平日のみで進まないという課題もある。もう少しスピーディーな対応ができるようにしてほしい。また、学区域の小学校と中学校の特別支援委員会、コーディネーターは十分な連携を行い、作成資料などのフォーマットを、まったく同じでは困るが、近しいものにそろえるなど、勉強会、連携会、検討会などで協力していきたい。	
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校におけ る働き方改革の推進	働き方改革の名のもと、市講師配置等、教員の持ち時数を削減する方策はとられているが、現実的には人材確保ができず、結局担任の持つ時数は変わっていない。特に小学校高学年は、もつ時数も教科数も多い上に、外国語活動70時間の導入、そして宿泊学習もあるので、高学年の担任の負担は大きくなるばかりである。市講師対応ではなく、今後は外国語専科、家庭科専科といった専任教員を増加していく方策を希望する。	専科教員の配置は、東京都教育委員会が実施しています。市教育委員会として可能な取組として市講師の対応を行っていると認識しています。ご指摘のとおり、人材を確保していくことが課題と捉えています。人材確保策については今後も継続して検討していくことが必要であると考えています。
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進	小学校ではクラスに関わる教員が増えれば増えるほど時間割が硬直化し、教育の質の維持を考えれば連絡調整に時間が必要になる。子どもたちの多様性に対応するには市独自での35人学級(低学年は25人学級)にしてほしい。研究指定校の発表、授業観察、任用研修が働き方の大きな負担となっている。様々な施策が次々と学校現場に積み重ねられることが多忙化を招いている要因の一つである。精選して欲しい。	が求められるところですが、いただいたご意見を参考に、働き 方改革に向けては、適切な方策について今後も検討していきま
3章-3 施策⑦	24.武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進 2章-1 (2) 各学校における カリキュラム・マネジメント の推進を踏まえて	計画の達成のためには、「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保」(P17 5行目)することが今後の最重要課題である。人的な面では、何よりも子供たちに向き合う充分なゆとりを教員が確保できる体制づくりが肝要である。 「先生いきいきプロジェクト」という新たなプロジェクトを推進するというのは慎重な検討が必要と思う。やり方次第ではただでさえ多忙な教員に新たな負担を強いるようなことになりはしないかを危惧している。	忙感を減少させる取組となるよう今後も実施していくことが必

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策⑦	25.持続可能な部活動の実施に 向けた取組	部活動指導を望まない教員に無理強いするのは言語道断ですが、もし部活動 指導を望む教員がいた場合、部活動指導をしてもらいつつ、それが多忙へ結 びつかないような勤務体制の調整ができるよう、教育委員会がしっかりと指 導・監視をしていただきたい。できることなら外部講師ではなく、教員に看 てもらえるのが市立学校における部活動の良さだと思う。	現状として、教員が、部活動指導と授業準備や校務を進めていくことは、長時間の労働の要因となっていると理解しています。部活動の充実を踏まえ、部活動指導員の導入を進めるなど、その対応策について検討が必要と考えています。
3章-3 施策⑦	26.主体的・対話的で深い学び の実現に向けた教員研修の実 施	先生方の視野を広め、先生方の人間性を向上する為に、外部の良い授業をなさってる先生の現場を見て学ぶ事が大切だと感じた。先生方が「忙しい」との言葉が先行しすぎて本来の職務を(足元を)見失わないで欲しい。	ご意見として承ります。
3章-3 施策⑦	26.主体的・対話的で深い学び の実現に向けた教員研修の実 施	たしかに教員の授業力の向上のための研修や研究成果の共有は必要であり、 しっかり取り組むべきである。一方、昨今の教員の猥褻な事件やその他の不 祥事の多発を鑑みるとき、教員の人間的成長、人格の向上を促す取り組みが どうしても必要であると考える。日々成長しない教員が毎日成長していく子 どもたちに何を教えられるというのか。学校教育に携わる人間は「子どもた ちにとっての最大の教育環境は、教師自身である」ことを念頭に置く必要が ある。	ご意見として承ります。
3章-3施策⑦	26.主体的・対話的で深い学び の実現に向けた教員研修の実 施	「生涯にわたって学び続けるカ、主体的に考えるカ」をつけるためにアクティブラーニングはよい方法かもしれない。「主体的・対話的で深い学び」はうまく機能すればそれなりの力がつくと思うし、子どもたちには考える力を身につけてほしいが、教員の導き方によっては逆効果になる恐れがある。例えば次のようなことが現場で起こっているという報告がある。・「『ただただ声のでかい、元から積極的な子がさらに活発になるだけ』ーつの問題に自分でじっくり考えて自分なりに言語化していくという事が出来ない。」・「グループに一人は率先するタイプの子が入ってるから。その先には『自分がやらなくても別に困らない』二極化する子どもの学力」「主体的・対話的で深い学び」を導入するにあたり必要な教員の能力が何か把握できているか。文科省はそのためのプログラムを用意しているか。上の例もあるので徐々に導入したほうがいいかもしれない。	いただいたご意見を踏まえ、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善に教員が取り組めるような研修を受けることを奨励し、そのために必要な支援を実施していく必要があると考えています。
3章-3 施策⑦	26.主体的・対話的で深い学び の実現に向けた教員研修の実 施	「対話的」のひとり歩きに危険を感じる。	「対話的な学び」とは、子ども同士の協働、教職員や地域の人 との対話、先哲の考え方を手がかりに考えること等を通じ、自 己の考えを広げ深める学びと認識しております。対話的な学び は目的ではなく、子どもたちに必要な資質・能力を育むため、 教員は「主体的・対話的で深い学び」を実現するため授業改善 を行います。その支援を実施していくことが大切であると考え ています。
3章-3 施策⑦	26.主体的・対話的で深い学び の実現に向けた教員研修の実 施	⑤民間研究団体の研修の意義、個人での研鑚の意義も認めた文面があるといい。教育の向上に大きな役割を果たしてきた。	ご意見を踏まえ、文言を修正しました。
3章-3施策⑦		アクティブラーニングを子どもたちに教えるために、教員にどんな能力が必要とされているのか、また研修で何を行い何を身に付けさせたいのかの記述がない。	
3章-3 施策⑦		教員は自分で研究することが基本であると考える。教育委員会としては、教 員を応援する施策を行ってほしい。	研修では、教員が、理論的な内容も含め、よい授業を見る機会 を想定し、必要な支援の実施を目指します。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策⑦	26.主体的・対話的で深い学び の実現に向けた教員研修の実 施	自主的研修を大いに奨励することによって資質向上を図りたい。小中合同研 修は現状以下にとどめてほしい。	教員は、教育公務員特例法で、絶えず研究と修養に努めること が義務づけられています。自主的な研修で資質・向上を図って いただくとともに、教員が研修に参加することを奨励し、その ための支援が実施される必要があると考えています。
3章-3 施策⑦	27.学校運営の中核となる教員 の育成	「チームとしての学校」とは何か。正規職員だけと考えている場合もあり、 非常勤、特別支援関係、図書サポなど外部から、また週何日かしか来ない人間には伝聞されない情報が多く、疎外感を感じる。そこには、待遇の改善な ど学校内での役割の理解を含めて考える必要がある。	
3章-3 施策⑦	27.学校運営の中核となる教員 の育成	リーダーをやるから教員の誇りとやりがいがうまれるわけではない。教員それぞれが誇りとやりがいをもって働いている。この部分は削除してほしい。	教員全員が誇りとやりがいをもてることは重要なことだと認識 しています。ここでの記載は、「中核となる教員の育成」とい う項目のため記述しています。
3章-3 施策⑦	27.学校運営の中核となる教員の育成	チーム学校として取り組みたいが、多くの教員が「一人で抱え込む」「相談しない」ということが多いので、チームとして機能していないことが多いので、中核となる教員の育成は急務であると感じる。	学校運営の中で中核となる教員を、適切に育成していけるよう記載しました。
3章-3 施策⑦	28.学校・地域・保護者が目標を共有した学校協働体制の構築	資料の中にも、共働き世代の増加が指摘されており、PTAが教育の中で担う 役割の重さも十分承知はしているが、やはり現在のPTAの運営やPTAのイベ ントについては、見直しの時期が来ていると感じる。 本当に必要なイベントはなにかという点を各PTAに議論を任せるのではな く、例えば、PTAフェスティバルのあり方等、共働き家庭が増加する現状に あうイベントのあり方を先生方の働き方改革・負担軽減の検討とあわせて検 討してほしい。	策定委員会としては、各学校のPTA活動について、意見を言う 立場にはございませんが、いただいたご意見を各学校へ伝えま す。
3章-3 施策⑦	全般	全般的に具体的数値目標を設定すべき。	計画の推進を図っていくにあたり、毎年の進捗状況を適切に把握しながら推進するよう取り組みます。
3章-3 施策⑧	28.学校・地域・保護者が目標を共有した学校協働体制の構築	「家庭や地域の人々と学校が目標やビジョンを共有し、これまで以上に連携・協働して」という表現があるが、一般論として学校、家庭、地域社会の連携は必要であるものの、学校価値ないし行政目標を中心に家庭と地域の資源が「動員」されてはいけない。学校は独特の場であり、学校にとって正しいことも、各家庭にとって必ずしも正しく、望ましく、同意できるものとは限らず、学校や行政が賛同を求めたり強制したりすることが許されるものではない。教育課程は本来、学校固有・独特であり、その基準である学習指導要領も本来、教師のみを「拘束」する行政内部文書であるにもかかわらず、これらを家庭、地域社会にまで何かを求めることができるものだと考えているのならば、それははなはだしい誤解であり、学校・行政の権限の範囲内を超えた立場をわきまえないものだと指摘する。	共有する過程で、子どもたちをよりよく育てていくため、議論
3章-3 施策®		地域コーディネーターへの負担が増大し過ぎているのが気になる。地域コーディネーターという役割を安定・持続的に続けようという気持ちがあるのであれば、もっと人件費を割いたり、各校へ配置する人数を増やすべき。	
3章-3 施策®	28.学校・地域・保護者が目標 を共有した学校協働体制の構 築	小中一貫教育の中で議論されえ知多プラットフォームの考え方を推進してほ しい。また、地域のコミュニティスクールを進めてほしい。	策定委員会としては、地域と学校の協働体制については、どのような形がよいのか答えが出ているものではありません。今後、どのような方法が最適なのか、検討していく必要があると考えています。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策⑧	28.学校・地域・保護者が目標 を共有した学校協働体制の構 築	地域と学校の連携・協働は、学校の外でも行うのか。	将来的には、子どもが健やかに成長していけるよう、地域・学校・保護者が三者一体になってそれぞれの役割を果たせるあり方を検討が必要と考えています。その議論はまず学校を中心として、地域がどのように関わっていくのかについてから始まると考えています。
3章-3 施策®	28.学校・地域・保護者が目標 を共有した学校協働体制の構 築	学校は地域と協力したいと本当に考えているのか、実情を教えてほしい。	様々な考え方があるとは思いますが、質の高い授業を実施して いくため、地域と協働していきたいと考えます。
3章-3施策⑧	28.学校・地域・保護者が目標 を共有した学校協働体制の構 築	コミュニティースクールについてどのように考えているのか。学校からの視点だけではなく、地域からの視点も大事にして、一緒に考えていくことが大事だと思う。小中一貫教育の議論の過程で論じられたことのなかにも大切なことがたくさんあったと思う。	
3章-3施策⑧	28.学校・地域・保護者が目標 を共有した学校協働体制の構 築	学校、地域、家庭のそれぞれが担うべき役割と責任を明確にしたうえで、それぞれの立場で協力し合えるようにしていきたい。生活習慣の指導や地域でのトラブルについても、学校が対応すること多く、家庭や地域の教育力が高まらない。	ビジョンを共有し、それぞれの立場から適切な関わり方ができ
3章-3 施策®	28.学校・地域・保護者が目標を共有した学校協働体制の構築	地域の中の学校という位置づけを考えながら、どの教科においても、地域に 学習教材が存在しないか、教職員が地域をよく理解し、近隣校との連携も踏まえ、地域コーディネーターとの連携を積極的に行えるようにしたい。その際、しっかり、学習のねらいや教科の特徴など、遠慮なくしっかりと子どもたちの利益となるよう話し合う勇気が必要。シニアボランティア、地域ボランティア、図書ボランティアなど、様々なボランティアの設立をめざし、しっかりとねらいにそれず機能していけるようにすべき。	ご意見を踏まえ、学校・保護者・地域が、学校の教育の目的や ビジョンを共有し、それぞれの立場から適切な関わり方ができ るよう、三者のあり方について検討していく必要があると考え ています。
3章-3 施策⑧	30.学校の福祉的機能の充実	内容③は「制度の充実と周知を行います」という表現にしてほしい。	就学援助の内容については、国の生活保護基準を参考に決定しています。市レベルでは制度のわかりやすい周知を重点的に進めていくべきと認識しています。
3章-3 施策®	30.学校の福祉的機能の充実	②の「~目指します」は、「~します」にして、早期に実現してほしい。	スクールソーシャルワーカーについては、全中学校区に配置 (6名体制)して、家庭と支援機関をつなぐ体制を強化すると いう記載にしました。
3章-3 施策®	30.学校の福祉的機能の充実	子どもの貧困対策では、就学援助制度や入学準備金制度が重要です。武蔵野市はとてもわかりやすく広報・周知されていて、提出にも配慮がされているので、今後も拡充をしていただければと思います。	就学援助の内容については、国の生活保護基準を参考に決定しています。市では制度のわかりやすい周知を重点的に進めていくべきと認識しています。
3章-3 施策⑨	31.学校改築の計画的な推進	現在策定中の学校施設整備基本計画は、施設一体型小中一貫教育学校の頃の施設設計に引っぱられ過ぎている。	今年度再開した学校施設整備基本計画策定委員会では、施設一体型小中一貫教育学校ではなく、小・中学校18校を改築することについて議論しています。
3章-3 施策⑨	31.学校改築の計画的な推進	学校施設の多機能化は必ずしも学校教育と相容れるものとはならないので、 検討には慎重さを求める。	
3章-3 施策⑨	31.学校改築の計画的な推進	「学校施設の多機能化や他の公共施設との複合化も見据えつつ、」とある が、安全や落ち着いた教育空間の保障を考えたときに本当に大丈夫なのか。	
3章-3 施策⑨	31.学校改築の計画的な推進	少子高齢化に伴い、児童・生徒の数は減ることは確実である。空き教室をそのまま学習に使うだけでなく、様々な団体や塾、学童、サロン、シニアクラブ、幼児教室などに貸し出し、学校が寂しい場所にならないように、防犯対策は必要だが、学校という建物を生かしていく工夫が必要ではないかと思う。また、外国人家庭への日本語教育なども、校内の教室を使って、子どもにも大人(親・祖父母)にも行えるようにしていきたい。	学校施設と他の公共施設の多機能化・複合化については、多機能化と複合化の違いを踏まえつつ、適切な教育環境の確保を大前提とし学校教育と親和性のあるものについて検討する見込みです。
その他	施設開放について	施設開放について、PTAや地域への開放は、量の確保と手続き・診査の簡略 化を希望する。	

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策⑨	31.学校改築の計画的な推進	計画の達成のためには、「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保」(P17 5行目)することが今後の最重要課題である。物的な面では、学校施設は築後45年以上の学校が4分の3を占め(P39(5)①1行目)、また築50年の学校給食桜堤調理場や築45年の北町調理場(P65)の問題もあり、物的体制の整備も迫られており、体制整備のための財政的裏付けが必要なことは多言を要しないと思う。	今年度再開した学校施設整備基本計画策定委員会では、ご指摘 の内容も議論しています。
3章-3 施策⑨	31.学校改築の計画的な推進	大野田小学校などは斬新な設計で作られたと思うが、非常に使いにくいのではないか。好奇心旺盛な小学生にとっては死角や危険なところがいっぱいである。これから改築を行う学校は改めて「校舎」の原点に戻って設計してほしい。	
3章-3 施策⑨	32.新学校給食桜堤調理場の整 備	内容③「(公財)給食・食育振興財団」を「(一財)武蔵野市給食・食育振興財団〜」(こ訂正。	ご指摘を踏まえ修正しました。
3章-3 施策⑨	33.小学校自校給食調理施設の 整備	取組の内容には改築に合わせた整備について記載されているので、改築以外 でも整備ができないか検討してほしい。	学校の改築の際、給食施設を含め複数の施設がある場合は、敷 地を有効活用する観点から一体的にプランを検討する必要があ
3章-3 施策⑨	33.小学校自校給食調理施設の 整備	学校の改築と併せて行うとなると、5か年計画のため、5小のみ対象となるのか。できる学校についてはどんどん取り組んでいくべきではないか。	り、給食施設のみ個別に整備する予定はありません。
3章-3 施策⑨	33.小学校自校給食調理施設の 整備	「~小学校の改築に合わせて、」とあるが、改築に合わせてではかなり先送りになってしまうのでは。武蔵野の特色となる素晴らしい自校給食が、食育の観点からもはやく小学校全校実施できるように進めてほしい。	
3章-3 施策⑨	34.児童増・災害・老朽化に対 応した学校施設の改修	学校施設の保全計画も併せて考えていくことが必要だと思いいます。	学校施設の保全は市全体の公共施設の保全整備の中で実施します。 す。
3章-3 施策⑨	35.ICT化の推進	文科省の目指す目標は「一人1台のタブレットPCの配備」かもしれないが、 公教育だからこそ、児童生徒にはラップトップPC、またはノートブックPCの 作業経験をさせて欲しい。タブレットPCは"アプリ"、ラップトップまたは ノートブックPCは"ソフト"、その違いだけで混乱してしまう未経験者は私た ち保護者世代でも多いです。スマホが主流の今、タブレットの扱いはある程 度馴染みがあるかと思うが、ラップトップやノートブックなど従来のPCは自 宅にない児童生徒もいると思う。実社会はまだまだ従来型のPCが主流であ り、柔軟な考えかたができる小中学生の時期だからこそ、公教育においては どの児童生徒にも等しく従来型のPCを扱う機会を作るべきと考える。	PCの扱い方については、中学校でその基礎を学びます。ICTの扱い方や子どもたちの身近にあるスマートフォンやSNSの利用
3章-3 施策⑨	35.ICT化の推進	家庭にデスクトップ P C (込み入った編集作業などができるもの)がない家庭も多くある。タブレットは家にあるスマートフォンなどを代用することで操作を学ぶことはできる。タブレットは誰でも使えるよう簡略化されている。デスクトップ P C はもっと深い使い方があり、その仕組みを公教育で教えるべきではないか。	扱い方や子どもたちの身近にあるスマートフォンやSNSの利用

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
3章-3 施策⑨	35.ICT化の推進	①「一人1第のタブレットPC」が小学校、中学校段階で本当に必要か。一度に使った時のインターネットの速度の問題、充電・保管の問題、電気代や更新費用など他に必要なものとの予算配分を考えたときに、「一人1台」は現実的なのか。また、個人の経験の差が広がってしまっているので、教育の内容としても、授業の中で、体験や実験など実物を見る、扱う機会の確保がより大切になっていると思う。	文部科学省が示した安価な端末の大量供給についての協力要請等の状況を見ながら、ICTの台数やネットワーク環境など、適切な環境整備ができるよう、検討が必要であると考えています。
3章-4 計画の推進		「毎年進捗状況を適切に把握しながら推進します。」とあるが、ぜひPDCAサイクルにのっとって「課題をあぶりだし、どう改善していくか」を明らかにしていただきたい。	教育委員会では毎年、事業年度の前年度に基本目標と基本方針 を決め、事業年度に入ったら事業単位でも目標を定め四半期ご
3章-4 計画の推進		計画の進捗について、誰が管理しているのか。第三者の評価がいるのではないか。	とに定例会で進捗状況を確認します。事業年度終了後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、第三者の外部評価も含めて点検・評価をおこないます。
その他	子ども生活実態調査について	子ども生活実態調査や教委アンケートの自由記述欄での意見を加えた方がよい。	ご指摘を踏まえ、アンケート結果の概要を参考資料として掲載
その他	子ども生活実態調査について	生活実態調査・教員アンケートで自由記述に良い意見があったのではないか。自由記述での意見も取り入れながら、記述した方がよいのではないか。	しました。
その他	子ども生活実態調査について	選択肢には自分の気持ちにふさわしいものがないことがあるが、自分の思いや考えを自由に書くことができる自由に書けることが大切だと考える。また、その記述からこそ現状を読み取ることも大切である。実態調査では選択肢で選択するだけでなく、自由記述の設問はあったのか。また、その自由記述から読み取ることはしたのか。	
その他	理数教育について	今夏、急に小学校の理科授業を少なくするとのお知らせがあったが、今まで通りの授業展開を希望する。日本の科学技術が落ちてきており、これ以上、理数系を選択する子供が減った場合、将来の工業・医療・農業等への問題が生じると考える。	授業時間については、新学習指導要領で示されている時間数を 確実に実施します。
その他	理数教育について	第一期、第二期で掲げられた「基礎的・基本的な知識・技術の習得、思考力・判断・表現力等を育む指導の充実」および「理科教育の充実」の項目は、第三期にも残っている「言語活動の充実」同様に時代が変化しても変わらずに取り組んで行く項目として記載してほしい。武蔵野市の特色が盛り込まれ、充実してきている施策でもあり、今後5年という期間の取り組み内容としても表現欠くことができなのではないかと考える。	「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力・人間性等」については、確かな学力を育成していく上でその基盤となることであると認識しています。基本的な考え方に記載をしていますが、これまで同様に実施していきます。
その他	理数教育について	第二期まで施策の上位に掲げられていた「理数教育の充実」が完全に削除されている。中間のまとめにおいて理数教育の記述を削除している理由を明確にしてほしい。先生方は日々時間に追われ、実験や観察をする上での安全面の確保、その準備や片付けに多くの時間と費用を要する理科のためだけに時間を充分に割くことができない。支援が削減されると、実験が省略される可能性があり、そうなると子供たちは成功例のみを目にすることになり、実験の失敗から学ぶ(考察する)チャンスを失い、子供たちの学力の低下に繋がるのではないか。	おいてもコンテンツベース(授業の内容)ではなく、コンピテンシーベース(資質能力)を大切にした方がよいということで、特に記載をしておりません。「理数教育」は、記載はありませんが、本計画でも継続して取り組んでいく必要であると考

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
その他	理数教育について	第二期計画では理数教育に関する取組があったが、第三期計画では記載がなくなってしまった。東京都教育ビジョンには理数教育に関する項目がある。なぜなくしてしまったのか。また、実際は行うとしても、文章になければ形骸化してしまうので、記載してほしい。	策定委員会としては、学習指導要領の改訂をうけて、本計画に おいてもコンテンツベース(授業の内容)ではなく、コンピテ ンシーベース(資質能力)を大切にした方がよいということ で、特に記載をしておりません。「理数教育」は、記載はあり ませんが、本計画でも継続して取り組んでいく必要であると考 えています。
その他	理数教育について	会計年度任用職員制度の導入によって、理科指導員をはじめとした方々は今 後どうなるのか。	会計年度任用職員制度の導入により制度がかわるので、体系化を図る予定です。本市には様々な役割の方に学校教育にお力添えをいただいており、質の高い教育を推進していくためにも適切な仕組みづくりを行っていくと認識しています。
その他	理数教育について	理科の課題として「観察・実験の結果を整理し分析して考察した内容を記述 すること」とあるのであれば、これらの手助けとなる理科指導員を減らすと いうのは課題解決への遠回りとなるのではないでしょうか。	策定委員会としては、理科指導員を減らすという認識はございませんが、子どもたちが学習の中で「観察・実験の結果を整理し分析して考察した内容を記述すること」に取り組めるよう、人的支援を充実させる取組を推進するものと認識しています。
その他	理数教育について	第二期の計画から「理数教育の充実」が削除されている。今年の全国学力・学習状況調査において概して全国や都と比べて良い点数だったが、「算数が好き」な割合は東京都より下回っている。理数教育には永遠に力を入れ続ける必要がある。	
その他	理数教育について	第二期の計画から「理数教育の充実」が削除されている。文科省の文書「新指導要領について」にも「言語能力の確実な育成」と並んで「理数教育の充実」が記載されている。「理数教育の充実」がないのは不十分だ。	策定委員会としては、理数教育を行わないという認識ではございません。引き続きこれまでどおり実施する取組を進めます。
その他	理数教育について	第二期の計画から「理数教育の充実」が削除されている。p.38 の第二期の取組状況について教員たちは言語教育よりも「理数教育の充実」を不十分と捉えている。「理数教育の充実」はより充実させるべきなのでは。	策定委員会としては、理数教育を行わないという認識ではございません。引き続きこれまでどおり取組を進めます。
その他	理数教育について	第二期の計画から「理数教育の充実」が削除されていたり、道徳が「心や感性を育む」が「社会の担い手としての資質・能力」となっていたりする。施策の終了・方針の変更はPDCAの観点から説明があるべき。	
その他	理数教育について	第二期の計画から「理数教育の充実」が削除されている。しかし、理数教育が充実しているとは思えない。たとえば、くもわ、はじき、など考えなくてもパターンにはめ込むと答えが出てくるような、テストで点を取るためだけの解答法を教え、割合や速度の理解を阻んだり、正方形は長方形でない、ひし形は平行四辺形でない、正三角形は二等辺三角形でないなど、子どもたちを惑わせたり、ありもしない掛け算の順序を強制したりしている。子どもたちにしっかり理解させないでテストで点を取れるようにするだけなのは、理数教育の充実ではない。むしろ理数学力を伸ばさないようにしている。本当の充実が必要だ。	容)ではなく、コンピテンシーベース(資質・能力)を大切に した方がいいと認識しております。理科や算数・数学について は、引き続き、育成を目指す資質・能力を明確にして取り組ん
その他	理数教育について	2章-3で評価と課題が分析されていないので、なぜ理数教育の充実がなくなったのかがわからない。	策定委員会としては、学習指導要領の改訂をうけて、コンテンツベース(授業の内容)ではなく、コンピテンシーベース(資質能力)を大切にした方がいいという意見です。理数教育という言葉はないが、第三期でも継続して実施することの一つです。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
その他	理数教育について	理数はプログラミング的思考力とは全く別の論理的思考力が必要になる。	ご意見を踏まえ、修正をしました。
その他	理数教育について	今まで力を入れてきた、「理数教育の充実」の項目が削られていることは、この計画書を読む、市民や教員にとって、「武蔵野市では、理数教育に力を入れなくてもいいという施策になったのだ」というふうに受け取る。教育計画策定委員の方々や教育委員会の先生方には、理数教育は今まで通り強化していくという暗黙の理解があっても、それ以外の受け取り側の人にとっては、この暗黙の理解については、文章化されなければわかるわけがない。特に、学校教育を担う教員たちと市教委の間に誤解が生じます。教育方針における誤解を防ぐためにも、理数教育の推進という教育方針を市が続けていくのであれば、削ることなく、きちんと項目に入れて文章化していただきたい。	ご意見を踏まえ、修正をしました。
その他	少人数学級について	財政力があり、教育にお金をまわせる武蔵野市だからこそ、少人数学級の実現や、必要な市採用教員の増員など、「さすが武蔵野市の教育」と言われるような教育を推進していただきたい。	
その他	少人数学級について	武蔵野市だからできる武蔵野市らしい教育として少人数学級の導入について 真剣に検討してみてはいかがか。	少人数学級の本格的な実施は、現実的な課題もあり慎重な検討 が必要であると認識しています。
その他	少人数学級について	35人学級の実現をしてほしい。	
その他	少人数学級について	英語教育・I T教育・インクルーシブ教育、全てにおいて少人数教育は必要である。現在の状況で十分やっていけるのか疑問。	算数・数学や中学校英語、小学校低学年などでは、文部科学省や東京都教育委員会が実施する加配制度を今後も活用することを考えています。子どもたち一人一人に資質・能力を育むことができる学校教育となるよう、これまで同様、必要な方策を進めていくと認識しています。
その他	章のタイトルについて	市民が見たときに、中間のまとめのどの部分がこれから武蔵野市がやりたい ことなのかがわかりにくい。第二期のときは「これからの武蔵野市の教育」 というタイトルでわかりやすかった。	でお培を映すラ修正しました
その他	章のタイトルについて	第三期の計画がどこからなのかが一目でわかる方がいい。タイトルを工夫し てほしい。	ご指摘を踏まえ修正しました。
その他	ビオトープについて	第二期計画ではビオトーブの活用について書かれていた。もともと子どもたちの環境教育の場として熱心に始められたはずが、現状ビオトーブの保全に取り組んでいるのは子どもたちではなく教職員となっている。どのような経緯があって今日のような状況があるのかを踏まえて今後どうするのか検討すべき。	ご指摘のビオトーブは施設整備に関わるため、今年度再開した 学校施設整備基本計画策定委員会で議論しています。
その他	「置き勉」について	いわゆる「置き勉」問題はいたずらに子供に負担を強いているように思われる。情報通信技術(ICT)を活用した授業が推進されれば(50頁「No.5」)、必然的に解決されていくのかもしれないが、それを待つまでもなく、子供たちが徒に重いカバンを背負って登下校する現状は何とかならないものかと思う。	これまでも、各学校は、計画的に学校で使う道具の持参や持ち帰りをさせてきましたが、文部科学省からの通知を受け、市教育委員会からも各学校へ子どもたちの荷物について配慮するよう通知をしています。中学校でも、学校においてよい学習道具を明示するなどしています。今後も引き続き取組を継続していくものと考えます。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
その他		カリキュラム重視だけでなく、五感を使い子どもたちが能動的に学ぶ生活の場をつくるべき。現在の学校は、子どもたちの遊びや心のゆとりを楽しむ時間がとても少ないと感じる。 授業時間として詰め込んで学ぶことだけが学びではなく、むしろ子どもたちが考え、工夫して遊ぶことから学びが深まると考える。	
その他		学校に最も必要とされるのは、常に大人がコントロールすることではなく、子どもたちと先生が安心し、互いに信頼しあえる場と空間があることであると考える。学校や先生が子どもたちを一人一人の人として認め、受け入れてくれるという安心感や信頼感を感じてはじめて、子どもたちは自ら考え、受け止めて、安心して発言し、自律した行動ができると考える。そして、子どもたちが自ら考えて行動していくために、試行錯誤する学びの時間を十分にとったり、裾野を広げていくような学びを促してほしい。決まった課題をこなすだけでは学びは広がらないと思う。	新学習指導要領のもと、主体的・対話的で深い学びを実現する ための授業が実施されると理解しています。ご指摘のとおり、 学校での学びは、学級や学年など安定した人間関係の中で実施 されることが望ましいと考えています。各学校はそのような環 境を作るよう努めていると認識しています。
その他		小学校低学年には、学年・クラス副担任を配置してほしい。問題行動やしつ けレベルの課題が年々増えているが、ボランティアではではない、人員の確 保を希望する。	いただいたご意見を踏まえ、学校に様々な人が関わる方策につ いて検討していきます。
その他		2.英語教育の充実、5.情報通信技術(ICT)を活用した授業の推進、6.プログラミング的思考の育成について、これらが現代的な課題であり、学校教育の一環として検討されること自体を否定するものではない。しかし、令和2年度から夏休みを5日短くすることも併せて考えると、教育の現場に取り入れるには、その年齢や時期を含め、より慎重な姿勢が必要だと考える。課題に対応するために時数を増やすことが、子どもの生活や「心の状況」にどんな影響をもたらすのかについてのより丁寧な検討が必要だと考える。また、教員の働き方改革からの視点から考えても、教員の余裕にはつながらないこともある。	新学習指導要領に示されている学習内容については、教科書を 活用するなど学習活動が実施されるものと認識しています。新 学習指導要領によって学習時間数が増加したことによる子ども たちや教員への影響については今後も適切な対応がとれるよう
その他		学校における児童図書費の予算が多すぎる。学校図書館の役割も変化しているのだから、人件費・研修費として活用する方が、今後を見据えたうえでも 有効である。	
その他		一部の巨大規模校も数年先にはまた、ピークが落ち着き、子どもの数も減少していくと思う。子どもの数が減少しても、現代社会における生活環境や学習環境、家庭環境、情報環境などは、昔の何とも比にならないぐらい混沌としてくると思う。諸外国のように、退職後の教職員や地域ボランティアの活用で、学級担任を複数で行ったり、初任者は初年度、副担任として業務の補佐を行うなど、教育と補充を充実させていってほしい。	人員を増員させることは、人材や予算の確保など課題がありますが、いただいたご意見を踏まえ、人的な支援については、適切な対応をしていく必要があると考えています。
その他		来年度の新指導要領実施に伴い、あゆみ(通知表)の様式も変更になるかと 存じます。 2 学期の早い段階には、市教委として方向性を示していただける と助かります。	
その他		7 1 ページもあって、見る気がなくなってしまう。これを読むだけでどれだけの時間がかかることを想定しているのか。勤務時間内に読めない。	ご指摘を踏まえ概要版など工夫しました。
その他		新しく加わる行事・イベントに対し、減らす行事も検討していかなければ、 現場としては生徒も教員もパンクすると思います。限られた時間を有効に使 うためにも、学校行事の精査を各学校、あるいは市全体で進めていくべきだ と考えます。	学校行事は、学校ごとに決定し実行していくことが原則ですが、教員の働き方改革を踏まえ、どのような方法があるのか、研究する必要があると認識しています。
その他		用語集はあるのか。	ご指摘を踏まえ用語集を加えました。

章・節	細節など	意見要旨	取扱方針
その他		六長の用語集のインクルーシブと異なる点がある。整合性はどうなっているか。	第六期長期計画案の用語集では、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である」と記載されています。本計画との整合性は取れていると認識しています。
その他		「3年生の読書動機づけ」については、改善が必要。本が各学校で死蔵されている。各学校クラス分を3年間分用意して貸出、回転させるなど予算の無駄が省ける。	
その他		特に小学校時代は異学年の子どもたちと過ごすことと、沢山の大人との関係性を持てることが大切だと考える。そのため、担任制ではなく、専門教科制で(場合により先生方のチームによる教科横断型で)、学校内の全ての先生が子どもたちと関わる時間と機会を持ち、反対に子どもたちも多様な先生と繋がる機会を持てる方法のほうがよい。	現在も、小学校算数や中学校数学・英語では少人数・習熟度別 指導など、学級を解体した授業が実施されています。小学校に おける教科担任制など、いただいたご意見を踏まえ、どのよう な方法が適切なのか検討が必要であると考えています。

資料 5 平成30年度武蔵野市子ども生活実態調査 概要版

1. 調査実施の目的

市立の小・中学校に在学する児童・生徒の生活行動と意識の現状及び同保護者の学校教育に関する考えや子どもの養育環境を把握することで、「第三期学校教育計画(仮称)」及び「第五次子どもプラン武蔵野」(共に平成32 (2020) 年度から5か年) の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の対象

市立小学校4年生、6年生及び中学校2年生とその保護者 *対象学年が兄弟姉妹にいる場合、保護者は長子について回答する。

3. 調査方法と回収状況

【調査方法】

調査期間	平成30年6月18日~平成30年7月6日		
調査形式	質問紙によるアンケート調査		
配布	○児童・生徒については、学校で回答を記入し、回収。		
	○保護者については、児童・生徒が持ち帰った質問紙に在宅で回答を記		
回収方法	入し、回収用封筒に入れ、学校を経由して回収。		

【回収状況】

○児童・生徒

0,000 —,00				
調査の種類		配布数 (件)	有効回収数(件)	有効回収率(%)
小学校	4年生	948	914	96. 4
	6 年生	901	861	95. 6
中学校	2年生	622	603	96. 9
小学校・中学校 計		2, 471	2, 378	96. 3

○保護者

調査の種類	配布数(件)	有効回収数 (件)	有効回収(%)
保護者 計	2, 318	2, 078	89. 6

4 主な質問と回答

【児童・生徒】

(1) 学校で楽しいと思うこと(自由記述を分類したものの上位3つ)

■小学校4年生

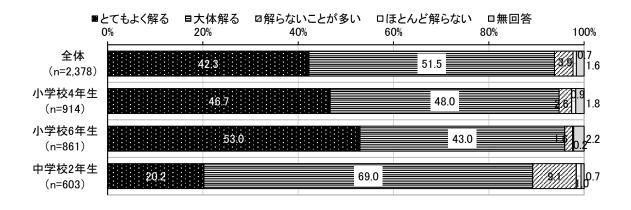
■小学校6年生

■中学校2年生

	内容	%	内容	%	内容	%
1	調べたり、実際にやってみ たりする授業が多いから	35. 5	仲の良い友達がたくさん いるから	33.8	仲の良い友達がたくさん いるから	45. 0
2	仲の良い友達がたくさん いるから	29. 4	放課後自由に遊べるから (休み時間なども含む)	29. 7	放課後自由に遊べるから (休み時間なども含む)	20. 2
3	放課後自由に遊べるから (休み時間なども含む)	24. 2	調べたり、実際にやって みたりする授業が多いか ら	22. 2	クラスやクラブ活動・委 員会でいろいろな活動が できるから	17. 5

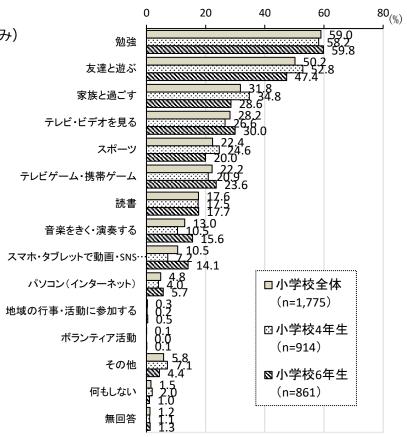
(2) 学校の授業がわかりますか

学校の授業の理解度は、全体では、93.8%が「とてもよく解る」「大体解る」と回答している。中学校2年生では、「とてもよく解る」が、小学生に比べ割合が大幅に減り、20.2%となっている。



(3) 放課後は何をしてすごしますか(小学生のみ)(○は3つまで)

放課後の過ごし方は、全体では「勉強」が59.0%で最も高く、次いで「友達と遊ぶ」が50.2%となっている。小学校6年生では、「テレビ・ビデオを見る」が30.0%、「テレビゲーム・携帯ゲーム」が23.6%などが、小学校4年生と比べ割合が高くなっている。



(4) 夕食を誰と食べていますか

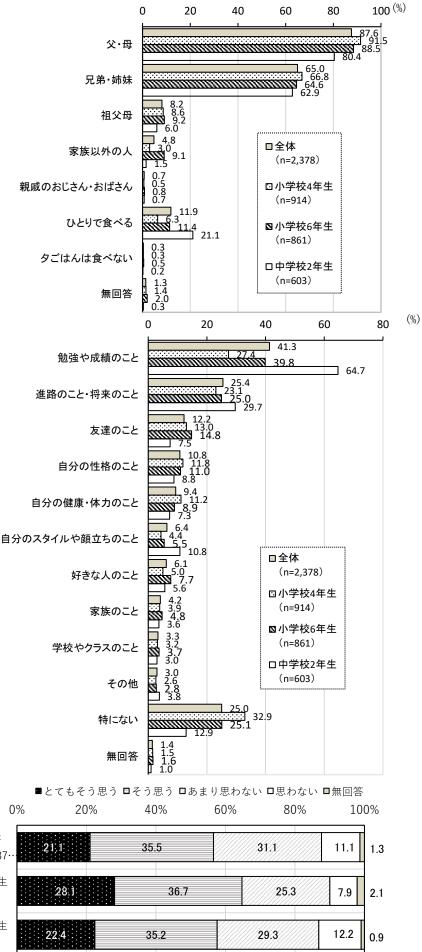
全体では、「父・母」が87.6%で最も割 合が高く、次いで「兄弟・姉妹」が65.0% となっている。一方、「ひとりで食べる」 においては、小学校4年生が6.3%、小学 校6年生が11.4%、中学校2年生が21.1% と学年が上がるにつれ、割合が高くなっ ている。また、「家庭以外の人」におい ては、小学校6年生が9.1%の割合となっ ている。

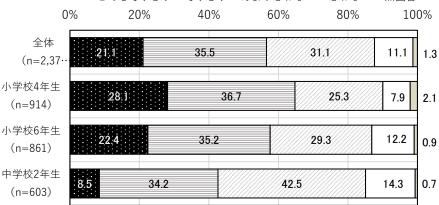
(5)悩んでいることはどんなことですか (○は2つまで)

全体では、「勉強や成績のこと」が41.3% で最も割合が高く、小学4年生では、「特 にない」が32.9%、小学校6年生では、「勉 強や成績のこと」が39.8%、中学校2年生 では、「勉強や成績のこと」が64.7%で最 も高い割合となっている。

(6) 自分にはできることが たくさんあると思いますか

全体では、「とてもそう思う」 「そう思う」が56.6%となって いる。学年が上がるにつれて、 その割合が低くなる傾向が見 られ、中学校2年生については、 「とてもそう思う」「そう思う」 を合わせて、42.7%となってい る。

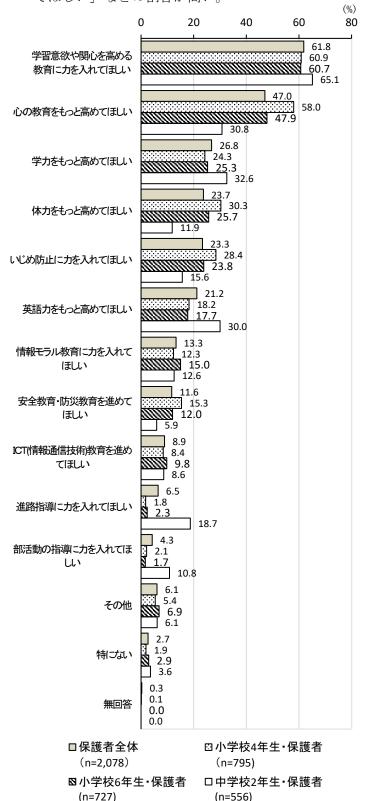




【保護者】

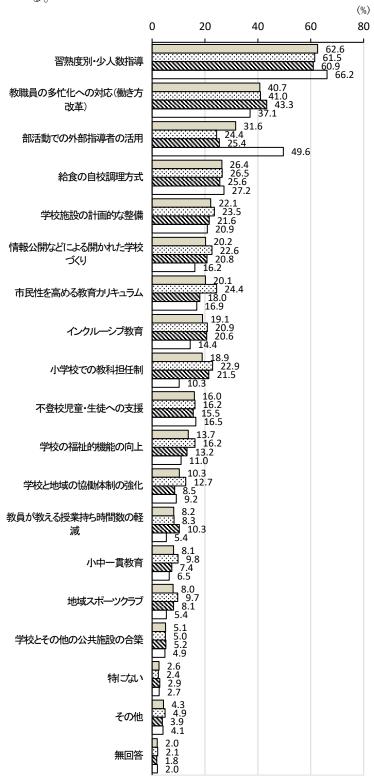
(1)学校の教育活動に特に望んでいること (○は3つまで)

保護者全体では、「学習意欲や関心を高める教育に力を入れてほしい」が61.8%、次いで「心の教育をもっと高めてほしい」が47.0%である。中学校2年生の保護者では、他学年と比較し「学力を高めてほしい」「英語力を高めてほしい」「進路指導に力を入れてほしい」などの割合が高い。



(2)学校の改善・充実に向けた施策や取組への関心 (○はいくつでも)

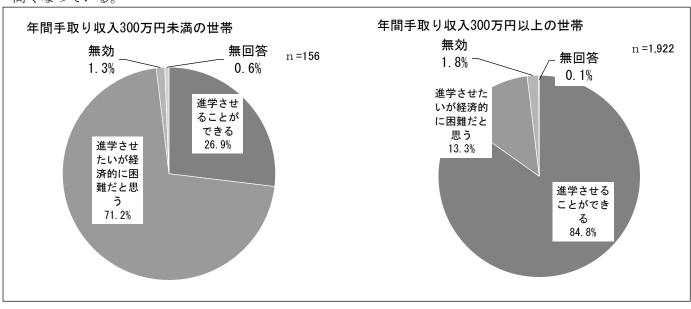
保護者全体では、「習熱度別・少人数指導」の割合が60%以上となっている。次いで、「教職員の多忙化への対応」「部活動での外部指導員の活用」への関心が高い。特に中学校2年生の保護者では、「部活動での外部指導者の活用」の割合が49.6%と高くなっている。



【世帯収入による比較】

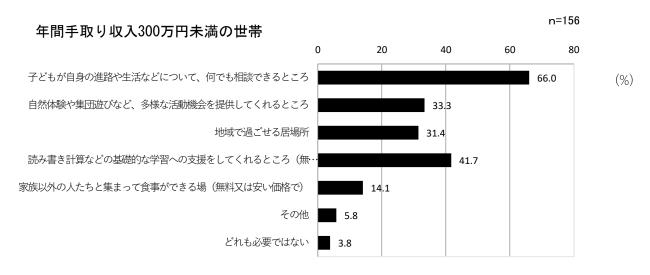
(1)子どもの進学について

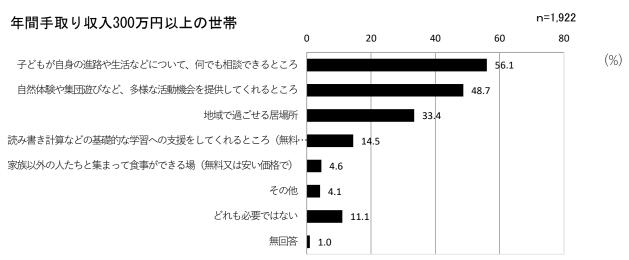
手取り収入300万円未満の世帯では、手取り収入300万円以上の世帯に比べ、大学や大学院へ「進学させることができる」の割合が57.9ポイント低くなっている。「進学させたいが経済的に困難だと思う」が57.9ポイント高くなっている。



(2)子どもにとって必要又は重要と思う支援について(○は3つまで)

手取り収入300万円未満の世帯では、手取り収入300万円以上の世帯に比べ、「読み書き計算などの基礎的な 学習への支援をしてくれるところ (無料または安い価格で)」が27.2ポイント高くなっている。

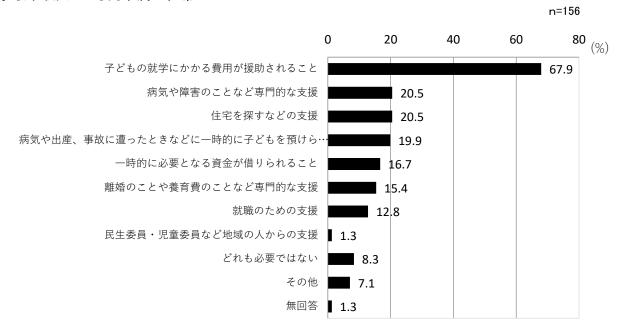




(3)保護者にとって必要又は重要と思う支援について(○は3つまで)

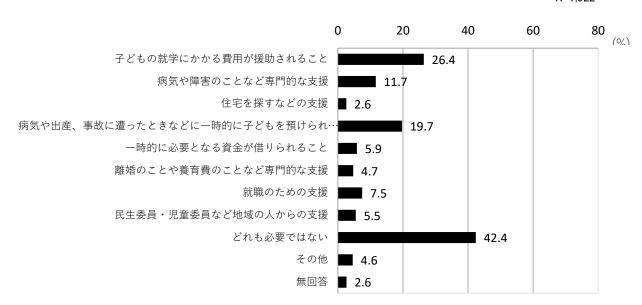
手取り収入300万円未満の世帯では、手取り収入300万円以上の世帯に比べ、「子どもの就学に係る費用が援助されること」が41.5ポイント、次いで「住宅を探すなどの支援」が17.9ポイントと高くなっている。

年間手取り収入300万円未満の世帯



年間手取り収入300万円以上の世帯

n=1,922



資料6 平成 30年度武蔵野市教員アンケート調査 概要版

1調査の目的

第三期武蔵野市学校教育計画(仮称)策定の基礎資料とするため、本市教育委員会の教育施策 の取組などについて、アンケートを実施した。

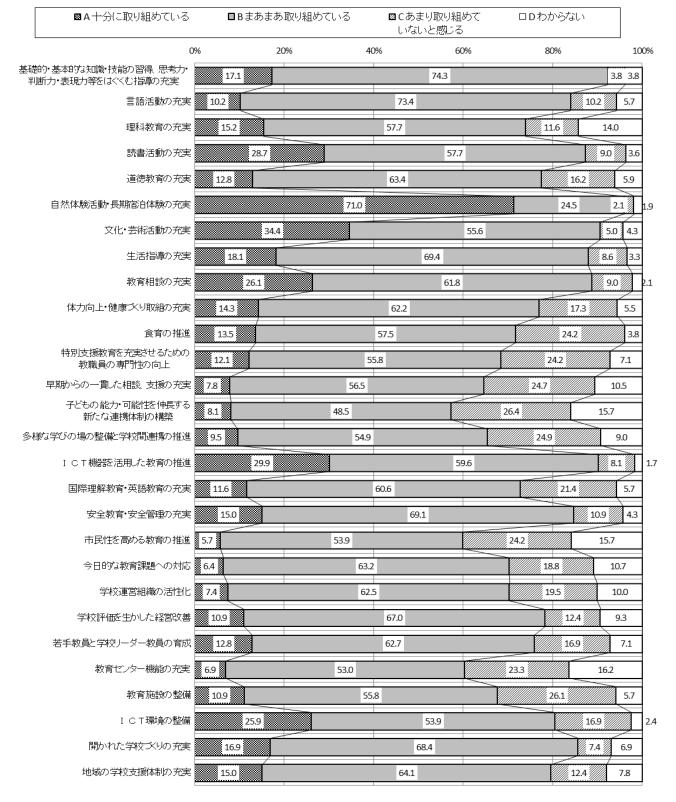
2 実施概要等

対 象	市立小・中学校の校長、副校長等常勤教員及び非常勤教員(計 449 名)
実施期間	平成 30 年 7 月下旬~平成 30 年 8 月 24 日 (金)
回収率	93.7%

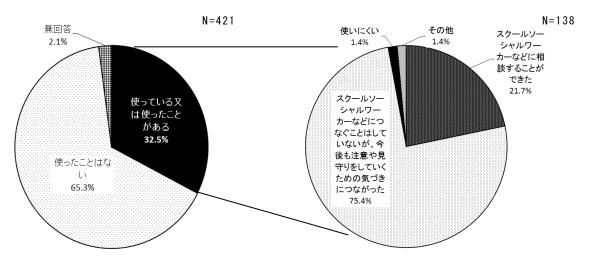
3 主な回答

(1) 第二期学校教育計画に掲げる施策の市としての取組状況について

N = 421



(2)子どもの養育状況の課題に気づくための「子ども家庭生活 気づきのチェックリスト」使用状況



(3) 今後力点を置くべき事柄 (主な意見)

ア 学習指導要領改訂

- ・英語教員、道徳教員、その他専門教科(特に理科)に対する専任教員の配置や増員
- ・学習指導要領に即した具体的な各教科の指導計画の検討や、研修による徹底周知等
- ・道徳教育の評価の基準や指導方法に関する研修 ・ICT機器の環境整備

イ 「武蔵野市立学校における働き方改革推進実施計画~先生いきいきプロジェクト~」

- ・教員のすべき仕事を精選、事務補助員の増員 ・プール指導の外部委託などの見直し
- ・学校行事の見直し

部活動外部指導員など地域人材の発掘

ウ 特別な配慮(障害、不登校等)を必要とする児童・生徒への対応

- ・子どもの発達支援のために必要な人員を配置 ・情緒障害特別支援学級(固定)の新設
- ・SSW(スクールソーシャルワーカー)や TA (ティーチングアシスタント)、支援員等人員体制の 連携、教育支援センター、子ども家庭支援センター等との連携の仕組の充実
- 就学相談等入学前からの適切な相談体制
- ・不登校児童・生徒に対する学校と保護者間の連携の仕組の構築

工.養育困難家庭に育つ児童・生徒への対応

- ・SC(スクールカウンセラー)、SSW など、専門家の増員 ・警察、医療機関等との連携強化
- ・子ども家庭支援センターや児童相談所との定期的な連携 ・
- 教員向けの研修

(4) 第三期学校教育計画に盛り込むべき視点(主な意見)

- ・「生きる力」を育むには ICT の活用も大切だが、体験型学習も大切
- ・学校、保護者、地域が一体となった更なる道徳教育の推進
- ・連合行事の見直し
- 特別支援教育の充実に向けた人材確保
- ・情緒障害学級の設置
- ・体育館やその他多目的室等への冷暖房の設置
- ・日々の教材研究や学級経営に関わる事務処理により専念できる時間的ゆとりを確保
- 教員の指導力の充実
- ・講師や地域人材への研修の充実
- ・特別支援教育の仕組みづくり、管理職や学級担任への特別支援教室への理解促進
- ・地域人材を活用しやすい環境づくり
- ・他機関と関わることで、教育外の視点で子どもを見ること

用語	ふりがな	説明
あ行		
ІОТ	あいおーてぃー	あらゆる「物」がインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、「物」のデータ化やそれに基づく自動化が進展し、新たな付加価値を うみだすこと Tinformation and Communication Technology(情報連信技術)」の
ICT	あいしーてぃー	略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、コンピュータ、タブレット端末、プロジェクタ、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等のハードウェアや、ネットワーク、映像資料等のソフトウェア等を指す。
生きる力	いきるちから	文部科学省が各学校で教育課程を編成する際の基準として定める学習指導要領の理念。「確かな学力(知)」、「豊かな人間性(徳)」、「健康・体力(体)」。市では、学校教育に加え、幼児教育や青少年健全育成の場面においても、同理念を踏まえた各種事業を実施する。
インクルーシブ教育 システム	いんくるーしぶきょうい くしすてむ	障害者の権利に関する条約(日本は平成26(2014)年に批准)の第24条に書かれている理念で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされている。
ALT	えーえるてぃー	Assistant Language Teacherの略。小学校の外国語活動や中学校の英語の学習を補佐する。外国語指導助手。
SNS	えすえぬえす	「Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略。インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。個人に限らず企業や自治体の情報発信の手段としても広まっている。
OJT	おーじぇいてぃー	OJT(On-the-Job Trainingの略)は職業指導手法のひとつで、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識や態度等を指導するもの。学校では実務を通じて行う教員の(実践に即した)研修を行っている。
か行	Г	
学校ICTサポー ター	がっこうあいしーてぃー さぽーたー	ICTを活用した教育を推進していくため、教員が自立的にICTを活用することができるよう、ICT活用授業の支援を中心に学校でのICT活用の支援を行う専門人材。
学校裁量予算制度	がっこうさいりょうよさ んせいど	市立小中学校が自主的・自立的に特色ある学校経営を展開するため、学校予算編成に関して学校長に一定の裁量権限を付与する制度。学校毎に配分した金額の範囲で、学校長が予算編成を行い、教育委員会の予算に反映することができる。
学校支援コーディ ネーター	がっこうしえんこーでぃ ねーたー	地域コーディネーターや学校からの相談を受けて支援人材の情報提供や協力企業等への依頼等を行う市職員(地域コーディネーターの統括役)。

	ı	T
学校施設整備基本計 画	がっこうしせつせいびき ほんけいかく	老朽化が進み、更新時期を迎える学校施設について、施設整備の理念等を明らかにし、改築にかかる必要な要件等を整理するための基本計画。
学習指導員	がくしゅうしどういん	本市が配置している教員免許を有する非常勤講師で、一斉授業において ティームティーチングを行う際や、学級の枠を超えて学習集団を弾力的に 編成して習熟度別指導を行う際に配置している。個に応じたきめ細かな指 導の充実を図っている。
学習指導要領	がくしゅうしどうよう りょう	教育課程の基準であり、「総則」「各教科」「道徳」「外国語活動(小学校のみ)」「総合的な学習の時間」「特別活動」からなり、すべての子どもたちに対して指導すべき内容が示されている。
学校徴収金管理シス テム	がっこうちょうしゅうき んかんりしすてむ	保護者から徴収する教材費や給食費などを効率的に収納管理するためシステム。
学校図書館サポーター	がっこうとしょかんさ ぽーたー	本市が小・中学校に配置している非常勤職員で、学校図書館の環境整備や 子どもたちが利用する際の支援や授業での活用の補助を行う。
(一財) 武蔵野市給 食・食育振興財団	きゅうしょく・しょくい	学校給食の適正円滑な供給により、その充実振興を図り、児童・生徒及び市民の食育の推進に寄与することを目的として、平成22年3月に設立され、市立小・中学校の学校給食の調理等を行っている。
教育アドバイザー	きょういくあどばいざー	本市では、経験の少ない教員の授業を直接観察し、指導・助言を行うことを目的として、学校教育に関して高い専門性をもつ元校長を4名配置している(令和元年6月1日現在)。指導法の改善について支援するほか、個々の教員が抱える悩みなどの教育相談も行っている。
教育支援センター	きょういくしえんせん た—	乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる施設。来所、電話に加え、小中学校への臨床心理士(相談員)の派遣も行う。現在、大野田小学校内に設置しており、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室(チャレンジルーム)を併設する。帰国・外国人教育相談室については第四中学校内に設置している。
クラウド	くらうど	ウドコンピューティング」の略称として、データやアプリケーション等をネットワーク経由で利用する仕組みを指す。自治体で導入されるクラウドは、自治体クラウドとも呼ばれ、住民基本台帳・税務・福祉等の情報システムやデータを、庁舎内でなく外部のデータセンターで管理・運用し、通信回線を経由して複数の自治体で共同利用する取り組みを指す。経費の削減、セキュリティ水準の向上、被災時の業務継続などの効果が見込まれている。
言語サポーター	げんごさぽーたー	日本語を母語としない児童生徒が市立小中学校に編入学した場合に、一定 期間、学校生活全般を母語で支援する人材。
(公財) 武蔵野文化 事業団	(こうざい)むさしのぶ んかじぎょうだん	昭和59(1984)年11月に武蔵野市が全額出資をして設立した財政援助出 資団体。武蔵野市内の8つの文化施設の指定管理者。「市民に優れた芸術 文化を提供し、市民みずから行う芸術文化の創造活動 を援助し、市民の 文化、福祉の向上を図り、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与 すること」を目的として、各種芸術文化事業を行っている。
子ども家庭支援セン ター	こどもかていしえんせん たー	児童虐待防止、子育て総合相談事業、ショートステイ事業、産前・産 後支援へルパー事業、ひとり親家庭・女性相談、福祉資金貸付、児童 手当等の支給等を実施している。また、武蔵野市子育て支援ネット ワークを構築し、関係団体と連携し、児童虐待の防止及び子育てに不 安を持つ家庭を支援している。

-		
子 どもの家庭生活 気づきのチェックリ スト	こどものかていせいかつ きづきのちぇっくりすと	学校を支援する人材と連携して必要な支援につなぐために、各校の教員を対象として、子どもの経済的な困難、心身の状態、養育上の課題などにより早い段階で気づくためのポイントを掲載したリーフレット。
校務支援システム	こうむしえんしすてむ	学校内の校務情報を集約し、校務処理を効率的・効果的に行うためのシステム。教務系(成績処理・出欠管理・時数管理等)、保健系(健康診断結果の管理・保健管理等)、学籍系(指導要録等)、学校事務系等の機能を有している。 阿書面です言て中の人、外国人など様々な人々の立場で把える問題を
心のバリアフリー	こころのばりあふりー	理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁 (バリア)を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
コミュニティ協議会	こみゅにてぃきょうぎか い	コミュニティセンターの管理運営や地域のコミュニティづくりを担う地域 住民による団体。16団体。
さ行		
サイエンスフェスタ	さいえんすふぇすた	科学のおどろき・発見・楽しさを感じていただくことを目的に、教員、ボランティアグループ、企業等による実行委員会形式で実施する科学の体験型イベント。
SINET	さいねっと	日本全国の大学、研究機関等の学術情報基盤として、国立情報学研究所 (NII)が構築、運用している情報通信ネットワークのこと。文部科学省が 示す「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(令和元年6月)」で は、新時代の学校や子どもの学びを実現するため、令和7年度を目標に、初等中等教育に対してSINETの活用を進めるとしている。
市講師	しこうし	教員の負担を軽減するとともに、児童生徒に対して個に応じたきめ細かい 指導を行うことを目的に市が独自で任用する者(教員免許所有者)。教員 と協力し、又は教員の指示の下で授業を行う。
児童増加対策調整会議	じどうぞうかたいさくか いぎ	児童生徒増に対し、従来は学校ごとに対策会議を設置してきたが、今後も全市的に増加が続くことが見込まれるため、平成28年11月に児童・生徒増加対策庁内検討会議を設置し、短中期的な課題を整理し、29年8月に全体の対策方針をまとめた。なお小学校数校について短期的な課題が残ったため、平成29年11月に小学校児童増加対策調整会議へ改組し、児童数の推移を見ながら引き続き対策を検討している。
就学援助	しゅうがくえんじょ	経済的理由により就学困難と認められ、市内在住かつ市立・国公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に、学用品費、給食費などの一部を援助するもの。 (所得制限あり)
ジュニアバンド・ ジョイントコンサー ト	じゅにあばんどじょいん とこんさーと	吹奏楽クラブのある市立小学校が参加し、日頃の練習の成果を発表し合い 今後の活動の励みとすること、音楽を通して他校との交流を深め楽しいひ と時を共有することを目的に、市教育委員会とジュニアバンドジョイント コンサート実行委員会の共催により実施。昭和61年に第1回目を開催し、 平成30年度で33回目を迎えた。
巡回指導教員	じゅんかいしどうきょう いん	拠点校から各校の特別支援教室に巡回して、対象となる児童の障害状態に 応じた指導を行う教員。
スクールカウンセ ラー	すくーるかうんせらー	不登校やいじめの問題を解決し、問題行動等の未然防止や解消のために、 東京都により区市町村小・中学校に配置される教育相談の専門家。臨床心 理士等の資格を持ち、週1回各小・中学校に派遣されている。

スクールソーシャル ワーカー	すくーるそーしゃるわー かー	個々の子どもたちへの直接的な支援をするとともに、日常生活を営むうえで生じる様々な問題について、学校、家庭、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職。	
スクールロイヤー制 度	すくーるろいやーせいど	学校で起きるトラブルの法的解決を目指し、法律の専門家である弁護士を 学校へ派遣すること。	
STEAM教育	すてぃーむきょういく	Science(科学)、 Technology(技術)、 Engineering(工学)、 Mathematics(数学)に Art(芸術)を加えて提唱された教育手法。科学の基礎を身につけた上で、技術や工学を応用して、問題に取り組む「STEM(ステム)」に、想像力に富み、創造的な手法を活用したりすることによって、問題解決を図るために必要な能力を統合的に学習すること。	
性自認	せいじにん	自身の性別に関する認識であり、必ずしも生物学上の性と一致するとは限らない。自認する性は「男性」「女性」のみではなく、多様である。また、ときに変容することもある。	
	せいしょうねんこーら す・じょいんとこんさー と	市内小・中・高等学校の合唱クラフ(部活動)、市内合唱団などに所属する児童・生徒が一堂に会し、合唱による交歓を通して互いに学び合い、合唱の表現や技能の向上を図ること、日頃の合唱活動の成果を発表することなどを目的に、市教育委員会と青少年コーラスジョイントコンサート運営委員会の共催により実施。昭和58年に第1回目を開催し、平成30年度で37回目を迎えた。	
青少年問題協議会地 区委員会		青少年問題協議会(略称:青少協)は、地方青少年問題協議会法及び市の 条例に基づき市長の附属機関として設置され、青少年施策について調査・ 審議し、市長や関係行政機関に意見を述べる機関。青少年に関わる関係行 政機関、地域団体等で構成している。地区委員会は、その協議会のもとに 市立小学校の12の学区域ごとに設置されている組織で、むさしのジャンボ リー、美化活動、地域パトロール、おまつり、運動会など青少年の健全育 成のための様々な活動を行っている。	
性的指向	せいてきしこう	恋愛感情又は性的な関心がどのような性に向かう/向かわないかについて の指向のあり方。	
セカンドスクール	せかんどすくーる	市立小学校5年生と中学校1年生が、普段の学校生活(ファーストスクール)では得難い自然体験や生活体験を補完するという意味で、子どもたちが都会を離れて自然豊かな農村漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動としての「セカンドスクール」を教育課程に位置付けて実施している。セカンドスクールでの学習効果をさらに高めることを目的として、小学校4年生を対象とした「プレセカンドスクール」も実施。	
セーフティ教室	せーふてぃきょうしつ	市立小・中学校において子どもたちの健全育成の活性化及び充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育の推 推のために実施される教室。	
全国学力·学習状況 調査	ぜんこくがくりょく・がくしゅうじょうきょう ちょうさ	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること等を目的に文部科学省が毎年実施する全国調査。対象は小学校6年生、中学校3年生。教科に関する調査及び生活習慣や学校環境に関する質問紙調査を行う。	
た行			

P.		
TOKYO GLOBAL GATEWAY(TGG)		児童生徒の英語学習の意欲向上を目的として、平成30年に東京都教育委員会が江東区・晴海に開設した体験型英語学習施設。少人数のグループ毎に案内役のイングリッシュ・スピーカーが配置され、海外のレストランや病院などのシーンを想定した、英語によるコミュニケーションを体験できる。
地域コーディネーター	ちいきこーでぃねーたー	学校と地域とが一体となった教育を推進するため、学校と地域を結ぶ窓口役として、全市立小中学校(小学校12校・中学校6校)に各校1名(全18名)ずつ配置した人材。学校からの「地域の力を借りて授業を行いたい」といった依頼に対し、支援する地域人材(ボランティア)のコーディネートや連絡調整などを、PTAや開かれた学校づくり協議会、青少年問題協議会などと協力しながら行う。
チャレンジルーム	ちゃれんじるーむ	本市では、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室を「チャレンジルーム」として教育支援センターに併設している。学校復帰とともに卒業後の社会生活への適応を意識して、学習や集団活動など、児童・生徒の指導・支援を行っている。
超スマート社会 (Society5.0)	ちょうすまーとしゃかい (そさえてぃごーてんぜ ろ)	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合さ せたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する未来社会。
道徳授業地区公開講座	どうとくじぎょうちくこ うかいこうざ	学校、家庭、地域社会が一体となって、道徳教育を推進できるよう道徳科の授業公開や意見交換を行うもの。平成10年度から都内公立小中学校等で実施している。開催を通して、道徳科の授業を活性化し授業の質の向上を図るとともに、授業を公開することで開かれた学校教育を推進する。
土曜学校	どようがっこう	小中学生を対象に、土曜日を利用して、学校の授業ではできない体験や活動をする講座。サイエンスクラブ(理科)、ピタゴラスクラブ(算数)などがある。市内小中学校や大学、市民会館、文化施設、体育館等を利用して実施している。
な行		
は行		
派遣相談員	はけんそうだんいん	教育支援センターの臨床心理士で、小・中学校に週1回派遣している。教員に助言を行うほか、児童・生徒や保護者からの相談に応じている。このほか、都のスクールカウンセラーが週1回小・中学校へ派遣されている。
ハビット		心身の発達に何らかの心配がある子どもに対する早期からの支援と、 障害のある子どもを育てる親の不安を軽減するため専門スタッフが相 談支援を行う施設。
開かれた学校づくり 協議会	ひらかれたがっこうづく りきょうぎかい	学習指導や学校行事、教育活動、児童・生徒への指導、学校と家庭・地域の連携など学校運営に関して、広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めるため、全市立小中学校に設置された協議会。委員は地域、保護者、関係団体等の代表から成り、年4回程度、校長の招集により開催。
病弱学級	びょうじゃくがっきゅう	入院中に学ぶことができる院内学級。武蔵野赤十字病院に設置され、境南 小学校と第六中学校の教員が指導にあたっている。
部活動指導員	ぶかつどうしどういん	中学校の部活動において専門的な指導を行うとともに、教員の負担軽減を 図るため、教育委員会が任用。教員と日常的に連携をとりながら、部活動 の顧問として技術指導や大会等への引率を行うことができる。

不登校特例校	ふとうこうとくれいこう	文部科学省の指定により、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育 課程を編成して教育を実施する学校。
フリースクール	ふりーすくーる	民間において自主的に設置・運営され、不登校児童生徒に対し、個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験などの体験活動、授業形式による学習などを行っている。
ま行		
武蔵野ふるさと歴史 館	むさしのふるさとれきし かん	文化財の保護普及を行い、旧石器・縄文時代の石器・土器から、近世、近現代に至る様々な歴史資料を収集、収蔵、研究、公開し、武蔵野の歴史と文化を学ぶことができる博物館と、歴史公文書等の選別、収蔵、公開を行う公文書館の役割を併せ持った施設。博学連携事業に取り組み、市内の小中学校との教育連携を行っている。平成26(2014)年12月開館。
武蔵野市いじめ問題 対策連絡会議	むさしのしいじめもんだ いたいさくれんらくかい ぎ	いじめ防止対策推進法の理念に則り、いじめの防止等を推進するために、 武蔵野市の各部、武蔵野市教育委員会の連携をより一層強化するととも に、学校、家庭、地域及び関係機関がいじめ問題に関する意見交換や情報 交換を行うことを目的に設置。
武蔵野市立学校に係る部活動の方針		長時間にわたる練習による子どもの生活への影響、教職員の多忙化、教員の異動等に係る部活動の持続可能性の確保などの課題に対応するため、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインを踏まえた市立学校における部活動の方向性を示した。学校の活動方針の公開や、休養日、活動時間の明確化及び中学校部活動指導員の導入について記載した。

第三期武蔵野市学校教育計画(案)

令和2(2020)年度~令和6(2024)年度

令和 年 月

発行: 武蔵野市教育委員会

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

編集:武蔵野市教育委員会 教育部 教育企画課

電話:0422-60-1894